

Administrative Guide Index

広告	あなたのそばの医療機関	28
	いざという時のために	30
	市役所案内	34
	くらし	36
	届け出・証明	50
	税・年金	56
	国保・介護保険・後期高齢者医療制度	61
	相談	66
	健康・医療・福祉	69
	子育て・教育	80
	産業・しごと	93
	市議会	97
	施設案内	98
	公共交通案内	102
	For Non-Japanese Residents	104

広 告

夢を希望を未来へつなぐ

■精密機械 ■電子部品
■工業製品の輸送

QRコード
ホームページ



安全認定
安全性能向上事業
いわて県産業振興
認定事業所

一般貨物自動車運送業
有限会社
カネタ運送
Transport Dream to
Our Future.

北上市藤沢2地割126-1
TEL 0197-72-6033
FAX 0197-72-6034

有限会社 カネタ運送

あなたの街の **便利屋** さん

皆様の日常の「困った...」を解決します！
何でもお気軽にご相談ください！！

 **蜂の駆除**
ハチ
こんなお困りこともおまかせください！

 **YKサービス**
電話・LINE・メールで無料相談を承っております。

080-1673-4237

北上市下江釣子13-46 H P LINE
FAX 0197-73-5945

詳しくはこちら





いざというとき頼りになる!

あなたのそばの医療機関



医院
診療所

老年内科・整形外科・循環器内科・内科

室岡 医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30~11:30	○	○	○	○	○	○
午後13:30~17:00	○	○	○	×	○	×

北上市大通り 3-5-6

TEL 0197-63-3311



内科

坂の上野 田村太志クリニック

日本内科学会認定 総合内科専門医
日本循環器学会認定 循環器専門医
日本呼吸器学会認定 呼吸器専門医
日本呼吸器内視鏡学会 気管支鏡専門医
日本腎臓学会 腎臓専門医
日本アレルギー学会 アレルギー専門医

院長 田村 太志

診療時間 月 火 水 木 金 土

午前9時~12時	●	●	●	●	●	●
午後2時~5時	●	●	●	●	●	●
夜間6時~8時	●	●	●	●	●	●

※第2、第4水曜日は夜間外来あり
※毎週水曜午前は検査と訪問診療
※第1、3、5木曜午前は糖尿病友会の会専用外来

詳しくはホームページをご覧ください

オンライン診療の予約はWEBで

WEB問診 URL

(北上市上野町) ☎ 0197-(65)1111

みなみ内科クリニック

内科・循環器内科

院長 南 仁貴 副院長 盛川孝孝

北上市鬼柳町荒高35-1

tel. 0197-62-3730

診療時間 月 火 水 木 金 土

午前 9:00~午後 1:00	○	○	○	○	○	○
午後 3:00~午後 6:00	○	○	○	×	○	×

http://minami-naika.net/ みなみ内科クリニック 検索

やご内科・循環器クリニック

日本循環器学会 循環器専門医 院長 八子 多賀志

〒024-0021 北上市上野町五丁目5番

循環器内科 TEL.0197-72-7717
http://www.yago-clinic.com/

診療時間 月 火 水 木 金 土 休診日

午前 8:30-12:30	●	●	●	●	●	●	水曜午後 土曜午後
午後 2:00-6:00	●	●	●	●	●	●	日曜・祝祭日

受付は診療時間の15分前までとなっております



整形外科
形成外科

よしだ整形外科クリニック

Yoshida Orthopedic Clinic

整形外科 / リハビリテーション科 / リウマチ科

院長 吉田 知史

診療時間 月 火 水 木 金 土

午前 9:00~13:00	○	○	○	○	○	○
午後 15:00~18:00	○	○	○	×	○	×

※受付は診療終了時間30分前までとなります

休 診 本曜午後 / 土曜午後 / 日曜日 / 祝日

北上市鬼柳町荒高34-1 ☎0197-62-5525
(北上メディアプラザ敷地内)

整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・外科

菅整形外科医院

受付時間 月 火 水 木 金 土

AM8:30~AM11:45	●	●	●	●	●	●
PM2:00~PM5:30	●	●	—	●	●	—

北上市上江釣子 休診日 日曜・祝日・第3水曜日
16-51-2
(107号線バイパス) ☎0197-77-5110

耳鼻咽喉科

ささもり耳鼻咽喉科医院

診療時間 月 火 水 木 金 土

9:00~12:00	●	●	●	●	●	● 13:00まで
14:00~18:00	●	●	●	／	●	／

※休診日…日曜・祝日・木曜午後・土曜午後

北上市柳原町3-11-16
TEL.(0197)64-6644

小児科・小児科・小児科
小児科・小児科・小児科

みずかわ耳鼻咽喉科医院

診療時間 月 火 水 木 金 土

午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
午後 14:00~18:00	○	○	／	○	○	／

受付は8:00~17:30 ※午後診療の受付は13:00から開始となります。

休診日/日曜・祝日

北上市上江釣子15-213 予約制あり
TEL.0197-72-6760



このページは有料広告ページです

脳神経外科 神経内科

●脳神経内科 ●内科 ●老年内科 ●小児科

及川脳神経内科 クリニック

院長 / 及川博隆 医師 / 及川深雪、及川優

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:00	○	○	○	○	○	○	○	／
14:00~17:30	○	／	○	○	○	／	／	／

※火曜日・土曜日は12:30まで診療致します

北上市立花10-28-1 ☎0197-65-3811

<https://www.oikawa-neurology.com>

内科・神経内科

田郷医院

頭痛・めまい・物忘れの相談

MR I 設備・土曜午後診療

9:00~12:00 14:00~17:00 ※日月祝等休診

北上市さくら通り3-14-25

☎(0197)72-7282

脳神経外科 / 外科 / 整形外科 / 頭痛 / 物忘れ / 脳ドック

脳ドック学会認定施設 MRIあり

松浦脳神経外科

日本脳神経外科学会認定脳神経外科専門医 院長 松浦 秀樹

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30~12:30	●	●	●	●	●	●
午後 2:00~6:00	●	●	●	-	●	-

※受付は診療時間の15分前まで

お気軽にお問い合わせください 北上市常盤台1丁目21-10

☎0197-65-2332

松浦脳神経外科 北上 検索 <http://matsuura.clinic/>

わたなべ 脳神経外科 クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	13:00 12:00	●	●	13:00 12:00
14:00~18:00	●	●	／	●	●	／



北上市しらゆり3-2 ☎(0197)65-5777

歯科

ツインモールプラザ内 歯科・小児歯科

とも歯科クリニック

予約可 新患・急患随時受付

受付 月~木曜 AM9:30~12:00

時間 PM2:30~5:00

金・土曜 AM9:30~12:00

休診日/日曜・祝日

☎(0197)

64-1601

北上市本通り1丁目8-17

<https://www.tomo-dc.com/>



歯科・小児歯科・歯科口腔外科

医療法人永照堂 松浦歯科医院

院長: 松浦 利幸

診療時間	月・火・水・木	9:30~12:30	14:00~18:30
金	9:30~13:00		
土	9:30~12:30	13:30~16:00	

休診日 日曜・祝日、金曜日の午後

北上市青柳町2丁目6-21 tel 0197-72-5537

歯科・小児歯科・歯科口腔外科

KAN DENTAL CLINIC

菅デンタルクリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00~12:00	●	●	●	／	●	／	／
14:00~18:00	●	●	●	／	●	★	／

★土曜日午後...13:30~16:00

※祝日のある週の水曜日は診療あり

北上市上江釣子16-151-2

☎0197-62-8202

HP



薬局

薬のことはもちろん、
健康に関する相談などにも応じます。
お気軽にご相談ください。

北上薬剤師会

〒024-0071 北上市上江釣子15-57-2

キセキレイ薬局内

TEL.0197-72-7735

FAX.0197-72-7736





いざという時のために

最新情報は
コチラ➡



いざという時のために

もしも地震が発生したら

災害に直面したときに備えて、日ごろから対応や予防策を考えておきましょう。

地震発生

- ▶自分の身を守る
- ▶出口の確保(窓・ドア)
- ▶あわてて外へ飛び出さない
- ▶揺れが収まってから、すばやい消火で火の始末をする



1分〜2分

- ▶火元の確認
- ▶家族の安全を確認
- ▶靴を履く
- ▶非常時持出品を用意する



土砂災害の危険の恐れがある場合はすぐに避難する。

3分

- ▶隣近所で助け合う
- ▶行方不明者・けが人はいないか
- ▶余震に注意



5分

- ▶ラジオなどで情報確認
- ▶電話はなるべく使わない(緊急連絡優先)
- ▶家屋倒壊などの恐れがある場合は避難する



5分〜10分

- ▶子どもを迎えに行く
- ▶もう一度火元確認



余震に注意！
崩れる危険性のある建物には近寄らないこと。

10分〜数時間

- ▶消火活動・救出・救護活動



1〜3日くらい

- ▶水・食料は備品でまかなう
- ▶絶対に無理をしない
- ▶災害情報・被害情報の収集



避難生活

- ▶自主防災組織を中心に行動する
- ▶集団生活のルールを守る
- ▶助け合いの心で



避難に関する情報を正しく理解しよう

警戒レベル3 高齢者等避難

人的被害が発生する状態が高まった状況で発令。高齢者、障がい者など避難に時間がかかる人は危険な場所から自主的に避難を開始する。市は発令時には避難所を開設している。避難場所の再確認、非常用持出品の用意など避難の準備をすすめる。



警戒レベル4 避難指示

人的被害が発生する危険性がさらに高まった状態で発令。避難対象地域内のすべての住民は、危険な場所から避難する。

警戒レベル5 緊急安全確保

災害発生または切迫している状況。命の危険がある状況のため、直ちに安全確保する。立ち退き避難がかえって危険である場合、屋内の2階に避難するなどの緊急安全確保をする。

情報の伝達経路

➡ 避難情報などの流れ ➡ 気象情報・洪水予警報の流れ



北上市独自の情報収集手段の紹介

1. 北上市コミュニティFM(きたかみE&Beエフエム:周波数88.8MHz)
北上市内の防災情報をお知らせします。
2. 北上市防災情報メール
登録方法
登録用メールアドレスに空メールを送信し、返信メールから登録を行います。
bousai.kitakami-city@raidan.ktaiwork.jp
3. いわてモバイルメール
登録方法
二次元コードから接続し、登録手続きを進め、「北上市防災情報」を登録してください。



ヤファー防災アプリ

地域設定で北上市を選択することで、北上市からの防災情報が配信されます。



かくにん みちか だい じ ひ なんじょ 確認しよう！身近な第1次避難所マップ

市内各所に第1次避難所を設定しています。あらかじめ居住区域や付近の避難場所をお確かめください。詳しくは市地域防災計画(概要版)をご覧ください。

ハザードマップは、パソコンやスマートフォンなどで市の公式ホームページでも確認することができます。



自宅から
近い避難所を
チェック!!



※水害時は上野中学校が避難所になります。



※水害時は北上北中学校が避難所になります。 ※水害時は永昌寺が避難所になります。 ※水害時は北上孝輝殿が避難所となります。 ※水害時は北上総合体育館が避難所になります。



※水害時は日本現代詩歌文学館が避難所になります。

第1次避難所一覧

名称	電話番号	所在地	地震	風水害
1 黒沢尻北地区交流センター	65-1941	常盤台一丁目30-20	○	○
2 黒沢尻東地区交流センター	64-7932	中野町一丁目5-46	○	○
3 黒沢尻西地区交流センター	64-0931	本石町一丁目6-20	○	○
4 立花地区交流センター	65-1933	立花20-57-14	○	○
5 飯豊地区交流センター	68-2001	村崎野12-67-6	○	○
6 二子地区交流センター	66-2050	二子町鳥喰前49-4	○	○
7 更木地区交流センター	66-2569	更木12-151-1	○	○
8 黒岩地区交流センター	64-7525	黒岩19-36-2	○	○
9 口内地区交流センター	69-2001	口内町新町67	○	○
10 稲瀬地区交流センター	65-2441	稲瀬町前田276	○	○
11 相去地区交流センター	67-4355	相去町小糠沢19	○	○
12 鬼柳地区交流センター	67-4310	鬼柳町都鳥49	○	○
13 江釣子地区交流センター	77-2468	上江釣子17-116	○	○
14 和賀地区交流センター	72-2215	和賀町堅川1-1-13	○	○

名称	電話番号	所在地	地震	風水害
15 岩崎地区交流センター	73-6076	和賀町岩崎18-53-8	○	○
16 藤根地区交流センター	73-5299	和賀町藤根14-147-3	○	○
17 生涯学習センター	72-8303	大通り1-3-1 おでんせプラザぐらうぷ3階	○	○
18 上野中学校	64-5371	上野町四丁目10-8	○	○
19 日本現代詩歌文学館	65-1728	本石町二丁目5-60	○	○
20 北上北中学校	66-2518	二子町秋子沢13	○	○
21 永昌寺	66-4240	更木33-105	○	○
22 北上孝輝殿	64-2121	稲瀬町上台201-1	○	○
23 北上総合体育館	67-6720	相去町高前橋27-36	○	○

第1次避難所…災害発生時に市が最初に開設する避難所
※風水害時の第1次避難所は必ずしもすべて開設するわけでは
ありません。
※状況により第1次避難所を追加・変更することがあります。



指定避難所一覧

非常時に対する備え



いざという時のために

災害用伝言ダイヤルの使い方



NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル」は、「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言を録音すると、後で家族が伝言を再生して安否を確認することができます。

〈震度6弱以上の地震などの災害発生時にサービスを開始〉

1 7 1 をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

携帯電話各社のサービス

携帯電話各社も災害用伝言板サービスを行っています。
詳細は各社HPをご覧ください。

緊急速報メールサービス

緊急速報メールサービスとは、市内にいる携帯電話ユーザーに対して、北上市が配信元となり、災害・避難情報を一斉に配信するサービスです。

緊急速報メールで配信される情報

①高齢者等避難 ②避難指示 ③緊急安全確保 ④警戒区域情報 ⑤指定河川洪水情報 ⑥土砂災害警戒情報 ⑦東海地震予知情報 ⑧弾道ミサイル情報(国民保護に関する情報) ⑨航空攻撃情報(国民保護に関する情報) ⑩ゲリラ・特殊部隊攻撃情報(国民保護に関する情報) ⑪大規模テロ情報(国民保護に関する情報)

水害時マイ・タイムラインを作成しよう。

水害時マイ・タイムラインとは、台風や大雨による洪水など、水害が発生する前に自分や家族がどんな行動をとれば良いかを時系列で整理する行動計画表です。家族と話し合いながら事前に作成しておけば、いざというときに慌てず避難する助けとなります。

マイ・タイムライン ▶



ご相談・お問い合わせ 危機管理課 ☎72-8306

自主防災組織に参加しよう

自主防災組織とは、それぞれの家庭で日ごろの備えや、いざというときの心構えとともに、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という共助の意識のもと、地域の防災活動を効果的に行うための組織です。

災害時の活動

- ▶ 情報の収集・伝達
- ▶ 出火防止・初期消火活動・避難誘導活動
- ▶ 救出・救護活動の実施・協力
- ▶ 給食・給水活動

ご相談・お問い合わせ

北上地区消防組合
消防本部予防課
☎65-5173
危機管理課
☎72-8306

災害時に支援が必要な皆さんの名簿を作っています

北上市では災害などの際、1人では避難が難しく、支援が必要な人の名簿を作成しています。名簿は地域の自主防災組織、民生委員、消防機関などと共有し、日頃の見守りや避難支援に活用します。名簿への登録は随時受け付けているので気軽に相談ください。



ご相談・お問い合わせ 地域福祉課 ☎72-8213

救急について覚えておきたいこと

AEDを知っていますか

傷病者の救命に大変有効な手段として、心臓に電流を流してショックを与える救命方法があります。電気ショックを一般の人でも簡単に行うことができる機器がAED(自動体外式除細動器)です。AEDは心臓のリズムなどを自動的に調べ、必要な操作を音声メッセージで指示してくれますので安心して使えます。

近くにAEDがある場合には、勇気を持ってAEDを使い救命処置をしましょう。



AEDマップで設置場所を確認できます

北上地区消防組合のホームページで、北上市と西和賀町のAED設置場所を地図上で確認することができます。

北上地区消防組合ホームページ ▶



救命講習会で応急手当を覚えませんか

心肺蘇生法を中心に各種応急手当の講習会を実施しています。受け付けは随時行っています。10人以上の受講であれば出張もします。さらに、毎月第2日曜日(9時~12時)に北上消防署で定期開催しています。受講料は無料ですので、お気軽に参加してください。(講習受講者には修了証を交付)

ご相談・お問い合わせ 北上地区消防組合消防本部予防課 ☎65-5175

救急車 ☎119

発生場所・けがや病気の状態などをお尋ねしますので
落ち着いてはつきりと伝えてください。

救急車はけがや心臓発作、脳出血などの急患の場合に利用ください。

日頃の備えが
あなたや家族を
守ります!!



防犯について知っておきたいこと

携帯情報メール

北上市防犯協会連合会による、携帯電話のメールで不審者や犯罪発生情報などを提供するサービスで、不審者情報や児童への声かけ事案、忍び込み、痴漢などの情報をいち早く提供しています。北上市と西和賀町、北上警察署が連携し、市民の皆さんと情報を共有することで、事件の早期解決や犯罪の未然防止、防犯ボランティア活動情報の周知などに役立っています。

受信するには登録が必要です。

▶ <http://sc.machicomi.jp/kitag034>

アクセス後、空メールをお送り下さい。

▶ 学校・PTA関係者
cwnd6258@machicomi.jp

▶ 防犯団体関係者
cwnd6229@machicomi.jp

▶ 企業・住民
cwnd2962@machicomi.jp

▶ 警察関係者
cwnd6645@machicomi.jp

▶ その他
cwnd3294@machicomi.jp



簡単アクセス▲



ご相談・お問い合わせ

北上市防犯協会連合会
(北上警察署生活安全課内) ☎61-0110

子ども・女性に対する不審者情報

岩手県警察では、県内で発生した「不審者情報」をホームページで公開しています。また、ぴかぽメールに登録することで、警察から「不審者情報」や「特殊詐欺発生情報」「行方不明者手配情報」をメールで受けとることができます。いわてデジタルマップを活用した位置情報(地図)を確認することもできます。公開しているのは次の事案です。



- ▶ 子どもの生命または身体を害する犯罪や声掛け事案など
- ▶ 女性に対する性的犯罪の前兆と見られる声掛け、つきまとい行為など

▼岩手県警察ホームページ



防犯連絡所

北上市防犯協会と北上警察署では、各地区に防犯連絡委員を委嘱しています。防犯連絡委員は、地区の防犯活動を推進するとともに、住民から防犯などに関する相談を受けた際には、その内容を防犯協会や警察に連絡します。

防犯連絡委員は、居宅に「防犯連絡所」と書かれた看板を掲げていますので、お住まいの地区で気になることがありましたら、気軽にご相談・情報提供してください。



火事だ！そのときどうする？！～初期消火の3原則～

早く知らせる

- ▶ 大きな声で「火事だ！」と叫び、隣近所に知らせる。大きな声が出ない場合は、やかんなど音の出るものを叩いて知らせる。
- ▶ 小さな火でも必ず119番に通報する。



早く消す

- ▶ 出火から3分以内が消火できる目安。備え付けの消火器のほか、水や座布団など身近なものを活用して消火する。
- ▶ 油に引火している場合は、水をかけると油が飛び散って危険です。消火器などを使って消しましょう。



早く逃げる

- ▶ 天井に火が届いてしまったら、避難する。
- ▶ 避難するときは燃えている部屋の窓ガラスやドアを閉めて空気を遮断する。
- ▶ 煙の中を逃げるときは、ぬらしたハンカチなどで口や鼻を覆い、できるだけ姿勢を低くして避難する。

「119番通報」☎119

消防署では次のことをお尋ねしますので、お答えください。

- 1 火事なのか、救急なのか、救助なのか
- 2 発生場所の住所、氏名、目標物など
- 3 火事の場合 ⇒ 何が燃えているのか
- 4 救急の場合 ⇒ 急病人かけが人かなどの事故種別、応急手当ができるか
- 5 火災・救急患者の状況はどうか

住宅用火災警報器の設置

北上市は、すべての住宅(アパートを含む)に火災警報器の設置を条例により義務付けています。寝室と寝室へ通じる階段の天井付近に煙感知式の火災警報器を取り付けます。北上市では、台所への設置は義務付けられていませんが、自主的に取り付けるときは誤報の少ない熱感知式が適しています。無線連動型、ガス漏れ警報複合型など多機能なものもあります。電器店、消防用設備業者、ガス販売店などで取り扱っていますので、基準どおりに設置しましょう。

また、10年以上経過した火災警報器は定期的に作動点検し、必要に応じ本体の交換をしましょう。

ご相談・お問い合わせ

北上市消防組合消防本部予防課 ☎65-5173



市役所案内

最新情報は
コチラ➡



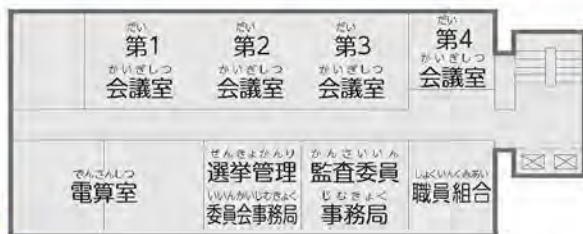
ちょうしゃあんない 庁舎案内

問 (代表) ☎64-2111

市役所案内

ほんちょうしゃ 本庁舎 ☎024-8501 きたかみしよしちょう 北上市芳町1-1

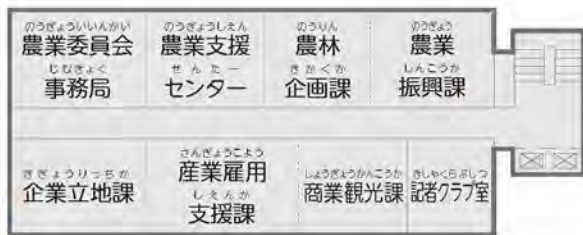
5F



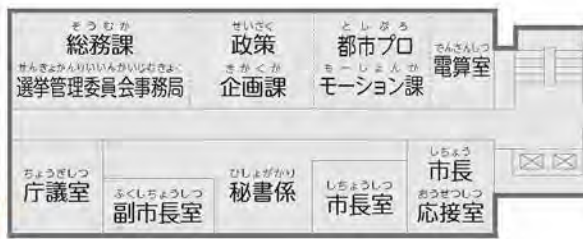
4F



3F



2F



かい まどぐちあんない 1階 窓口案内

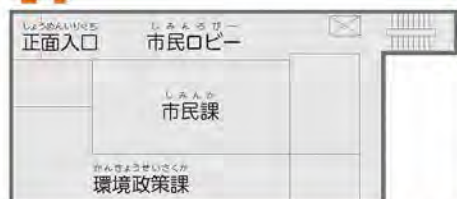
課名	番号	内容
しみんが 市民課	1	戸籍届(出生/婚姻/死亡)
	2	交付/臨時運転許可
	3	諸証明受付(印鑑)
	4	住所変更届(転入/転居/転出/世帯主変更)
	★	パスポート申請・交付、個人番号カード交付
	6	消費生活センター・市民相談
かいけいか 会計課	5	会計課窓口 若手県収入証紙取扱窓口
こくほねんきんが 国保年金課	7	国民年金
	8	国民健康保険[資格取得・喪失/助産費・葬祭費受付/高額療養費受付]
	9	医療費給付[乳児/妊産婦/母子/重度障害者/後期高齢者医療]
	10	固定資産税(家屋・償却資産)
しさんぜいか 資産税課	11	固定資産税(土地)
	12	固定資産税(証明/閲覧)
	13	所得・課税・納税・営業証明書
しみんぜいか 市民税課	14	原付(125cc未満)登録/廃車/法人設立廃止届/軽自動車税/法人市民税/国民健康保険税
	15	個人(法人以外)市民税
	16	介護相談/介護認定申請/介護保険給付
ちやうじやかいが 長寿介護課	17	高齢者福祉相談/権利擁護支援センター
しょう ふくしか 障がい福祉課	18	障がい福祉相談/身障手帳
ちいきふくしか 地域福祉課	19	生活保護相談
	20	援護/日赤(献血)/民生児童委員

1F



えづりこちようしゃ きたかみしかみえづりこ
江釣子庁舎 〒024-8502 北上市上江釣子17-201-2

1F



2F

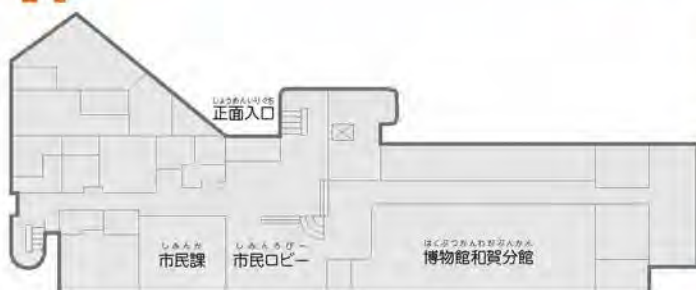


3F



わがちようしゃ きたかみしわがちようよこかわめ
和賀庁舎 〒024-0392 北上市和賀町横川目11-160

1F



まどぐち ぎようむじかんえんちよう
窓口の業務時間延長

まいしゅう か ようで ほんちようしゃ いちぶ ほつこ まどぐちぎようむ
毎週火曜日、本庁舎の一部とhoKkoの窓口業務の
時間を18時30分まで延長しています。延長する窓口は
つぎ と あつか ぎようむ
次のとおりです(取り扱いのできない業務もあります。
くわ たんとうか と あ
詳しくは担当課にお問い合わせください)。

しみんか こくほんきんか しみんぜいか しせんぜいか しょう
市民課・国保年金課・市民税課・資産税課・障がい
ふくしか ちやうじはかいこが しやうのうか こそだ しせんか けんこ
福祉課・長寿介護課・収納課・子育て支援課・健康づくり
課・こども家庭センター

ほつこ ほけん こそだ しえんふくごうしせつ きたかみしんこくちよう ちようめ ついんもーる ぶらざにしかん かい
hoKko(保健・子育て支援複合施設) 〒024-0092 北上市新穀町一丁目4-1 ツインモールプラザ西館2階

2F



しょうがいぐくしゅう せん たー きたかみしおどお ちようめ ぶらざ かい
生涯学習センター 〒024-0061 北上市大通り一丁目3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階

3F





ごみ・し尿

問 環境政策課 ☎72-8284 FAX77-3591 北上市清掃事業所 ☎67-2039
岩手中部クリーンセンター(岩手中部広域行政組合) ☎72-8286

ごみの分別を徹底し、ごみの出し方を守りましょう。

ごみ集積所

各行政区内にあるごみ集積所は、その行政区内の家庭から出たごみを出す場所です。ごみ集積所の管理は、その行政区の公衆衛生指導員が中心となって行っています。

ごみの分け方・出し方

北上市のごみ収集は、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみに分かれています。分別が不適切なごみは収集しません。分別については「北上市ごみ百科」や「ごみの分け方・出し方」一覧表をご覧ください。収集日は地区によって異なります。ごみカレンダーでご確認ください。

便利なごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信中！
 ダウンロードはこちらから➡



Google play



App Store



北上市ごみ百科



ごみの分け方・出し方

	集積所へ出す場合	直接搬入する場合
燃えるごみ	手数料袋に入れるか、入らない場合は直接ごみにシール券を貼ります。 収集回数…週2回 収集できる大きさ…60cm×60cm×80cmまで	岩手中部クリーンセンター 受付時間…8時30分～17時 休業日……日曜日、12月31日～1月2日 搬入できる大きさ 100cm×60cm×180cmまで 料金…10kgあたり130円(手数料袋は不要です。)
燃えないごみ	手数料袋に入れるか、入らない場合は直接ごみにシール券を貼ります。 収集回数…月1回 収集できる大きさ…70cm×70cm×150cmまで	北上市清掃事業所 受付時間…月～金曜日 8時30分～12時、13時～16時30分 土曜日8時30分～12時 休業日……日曜日、12月31日～1月3日 搬入できる大きさ…80cm×70cm×180cmまで 料金…10kgあたり130円(手数料袋は不要です。)
資源ごみ	資源ごみステーションにある専用のコンテナやネット袋などに入れます。 収集回数…月2回 料金…無料	北日本環境保全(藤沢リサイクルセンター、鬼柳工場)、梯エコ、北上市清掃事業所 利用時間…月～土曜日(第3土曜日を除く) 8時30分～16時30分 (北上市清掃事業所の土曜日利用時間は12時まで) 休業日…日曜日、祝日、12月31日～1月3日 (北上市清掃事業所のみ祝日も受付可能) 料金…無料

広告

美しい水を守る

浄化槽維持管理
 浄化槽清掃
 浄化槽工事
 給排水設備工事

みちのく環境衛生 有限会社

北上市和賀町岩崎26-24
☎0197-73-5602
FAX0197-73-5899



手数料袋とシール券(手数料袋・シール券は取扱店で購入してください)

北上市は、ごみ袋の有料化を実施しています。ごみの減量およびリサイクル推進のため、ごみ処理に係る経費の一部を市民の皆さんにも負担していただいております。

容量	手数料袋(税込)				シール券 (1枚)
	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ	
可燃(1袋10枚入り)	150円	310円	470円	630円	100円
不燃(1袋5枚入り)	75円	155円	235円	315円	



燃えるごみ用



燃えないごみ用



シール券

おむつの無料回収

おむつ(乳幼児・介護を受ける高齢者・身体障がい者)は透明か半透明の袋に入れて、燃えるごみの日に出すことができます。ペット用おむつやシートは燃えるごみの手数料袋で出してください。

料金は、令和7年4月現在のものです。

市では収集できないもの

収集処理できないごみ

次のようなごみは、集積所に出されても収集できません。岩手中部クリーンセンター、清掃事業所でも処理できません。

これらのものは、ガソリンスタンド・取扱店または一般廃棄物処分業許可業者(『北上市ごみ百科』参照)に相談の上、処理をお願いします。

1. 爆発性のあるごみ

ガスボンベ
消火器
火薬



2. 火災危険のあるごみ

塗料・ペンキ
シンナー
ガソリン・廃油
オイル



3. 有害ごみ

バッテリー
医療廃棄物



4. 破碎不能なごみ

タイヤ・ホイール・自動車・オートバイの
部品・土砂・コンクリート・石膏ボード・
断熱材・鉄筋・針金・電子レンジ・ポンプ
類・浴槽・ボイラー



5. 焼却できない、破碎できないごみ

スプリング入りマットレス・ソファ
電気毛布・電気カーペット



※全てのイラストは「経済産業省HP」から引用しています。

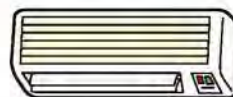
家電リサイクル対象品

下記のごみは家電リサイクル法に基づき、リサイクルが義務付けられています。

直接、指定引取場所(DOWA通運(株)本社営業所 ☎0197-24-5115)へ搬入するか、ホームセンターや家電量販店、収集・運搬業者に処理を依頼します。

詳しくは市のホームページ、『北上市ごみ百科』を参照ください。

家電対象商品 テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機



家庭系パソコンリサイクル対象品

資源有効利用促進法に基づき、リサイクルが義務付けられています。回収の申し込みは、製造メーカーのリサイクル受付付けへ。

事業ごみ

会社や商店、農業、飲食店、工場などから出るごみはごみ集積所に出せません。廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

不法投棄

罰則

5年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金、または併科(産業廃棄物の不法投棄の場合、法人は3億円以下の加重罰)

不法投棄の現場を目撃した場合

車の番号や特徴を控えて通報してください。

通報先

- 北上警察署 ☎61-0110
- 環境政策課 ☎72-8284
- 中部保健所 ☎0198-41-5405

し尿処理

し尿の汲み取りは、市が委託した下記の業者が行っております。3つの区域に分かれているのでお住いの区域の担当業者を確認のうえ依頼してください。

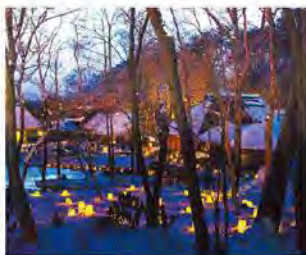
料 金 10ℓ当たり88円(税込) (令和7年4月時点)

その他 汲み取り業者への依頼は、余裕をもって2週間前までにお願いします。

区域	業者名	電話番号
北上地区、江釣子東地区	㈱北上衛生社	☎63-4483
江釣子西地区、和賀地区(岩崎・岩崎新田除く)	㈱光衛生社	☎0198-23-3034
和賀地区(岩崎・岩崎新田)	みちのく環境衛生(有)	☎73-5602



北上市
フォトギャラリー



上水道

問 岩手中部水道企業団 ☎0198-29-5377 FAX0198-26-3307

水道お客様センター ☎64-7570 FAX62-0585

水道の使用を開始するとき

水道の使用を開始するときは、開始希望日の3営業日前までに、水道お客様センターへ給水開始申込書を提出してください(電話、ファクスまたはインターネットでも可能です)。申し込みせずに水道を使用した場合、給水停止をすることがありますのでご了承ください。

■ 開始申込時にお聞きする内容

- 水道をご利用する住所 ● 使用者名 ● 使用開始日
- 支払者名 ● 支払方法 ● 電話番号

水道の使用を中止するとき

水道の使用を中止するときは、給水中止の届出が必要です。中止予定日の3営業日前までに水道お客様センターへお知らせください。中止の連絡をいただかないと、使用していなくても基本料金がかかります。また、日付けをさかのぼっての受け付けはできません。

■ 中止申込時にお聞きする内容

- お客様番号…「水道使用水量等のお知らせ」「領収書」などに書いてあります。
※お客様番号が分からない場合は、住所、使用者名をお聞きします。
- 精算方法……現在のお支払い方法または、納入通知書のいずれかになります。
- 中止予定日 ● 転居先住所 ● 電話番号

インターネットでの手続き

水道の使用開始・中止の申込みはインターネットからの手続きも可能です。岩手中部水道企業団ホームページ「水道使用開始・中止インターネット申込み」のバナーをクリックして3営業日前までに手続きをしてください。

また、水道使用者の名義変更、各種申込書送付依頼もインターネットから申込みが可能です。同じバナーをクリックして手続きをしてください。



岩手中部水道企業団ホームページ

水道料金

水道料金は、メーター口径別の基本料金と使用水量に応じて決定します。また、下水道・汚水処理施設・農業集落排水処理施設を利用している人は、下水汚水使用料などを合算して請求しています。納期限は請求月の末日です。

お支払い方法は、口座振替、金融機関窓口または、コンビニエンスストアなどでのお支払い、スマートフォン決済、クレジットカード払いの5種類です。

口座振替のおすすめ

水道料金のお支払いは便利な口座振替がおすすめです。口座振替をご利用いただける金融機関は、岩手銀行・東北銀行・七十七銀行・北日本銀行・北上信用金庫・花巻信用金庫・盛岡信用金庫・東北労働金庫・花巻農業協同組合・ゆうちょ銀行・岩手中央農業協同組合・岩手県信用農業協同組合連合会となっています。

お申し込みは上記の金融機関窓口へ預金通帳、通帳印および水道料金のお知らせなどお客様番号が分かるものをお持ちください。

くらし

広告

上下水道、給排水衛生設備
空調冷暖房設備、換気設備

安心・安全を共に考える

特定建設業

 株式会社 昭和管工

北上市常盤台4-7-46

TEL: 0197-64-5035

昭和管工 北上 

<https://www.showakankou.jp/>

 給排水・衛生
冷暖房・空調
設備設計施工



北桜設備
株式会社

水まわりの事なら
何でもご相談下さい

北上市村崎野24-20-17

☎0197-62-5222

北桜設備 株式会社 



水まわりのメンテナンスとリフォームは
当店におまかせ下さい!

● 給排水設備 ● 下水道工事 ● 浄化槽工事
● 冷暖房設備 ● 衛生設備 ● 消防施設工事
● 土木工事

見積り相談無料

・給湯暖房設備
・水栓器具の取替
・各部屋フルリフォーム
(台所・洗面所・トイレ・浴室)

岩手中部水道企業団給水指定店
北上市・花巻市排水指定店

 高橋水道 有限
TAKAHASHI 会社

TEL 0197-72-3081(代)

北上市和賀町堅川目1-1-146 FAX 0197-72-3087

水道お客様センターで取り扱う主な業務

- 水道・下水道メーターの検針
- 引っ越しなどに伴う水道・下水道の使用開始、中止申込みの受け付けおよび作業
- 水道料金の収納(滞納整理)業務、精算業務
- 給水停止、解除業務
- 上記業務に関する問い合わせ

住所

〒024-0081 有田町1-19

☎64-7570 FAX62-0585

営業時間

月～金曜日:

8時30分～17時15分

土曜日(電話受付のみ):

8時30分～17時15分

※日曜日、祝日、12月29日～1月3日は営業しません



貯水槽水道(受水槽)を利用している皆さんへ

貯水槽水道(受水槽)は、年一回の貯水槽内の清掃と水質検査が義務付けられています。貯水槽の所有者は貯水槽内の清掃と水質検査をお願いします。

給水工事は指定工事事業者で

水道水の供給を受けるための給水装置の構造や材質が不適切だと、お客さまが安全で良質な水道水の供給を受けられないばかりでなく、公衆衛生上も問題が発生する恐れがあります。

このため、企業団は給水装置の新設や変更などの工事を適正に施行できると認められる工事事業者を指定しています。給水装置の新設、増設などの工事をするときは、早めに岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者に依頼してください。指定工事事業者は、同企業団のホームページに掲載しています。

岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧



- 給水装置…使用者に水を供給するために敷設した配水管から分岐して設けられた給水管と、これに直結する蛇口、止水栓、水抜栓などをいいます。
- 給水工事…給水装置の新設、増設、変更、改造、修繕、そのほかの工事をいいます。

水道管(給水管)の管理について

給水管の使用者であるお客さまには、岩手中部水道企業団条例により、公道や宅内にある給水装置を管理していただくことになっています。

ただし、メーターと配水管の間の給水管の漏水などは企業団が修理します。

配水管から蛇口までの給水装置と管理区分



※上記イラストは岩手中部水道企業団提供

水道メーターの交換

水道メーターは8年に1度交換しなければなりません。メーターの交換作業は北上市水道工事業協同組合に委託しています。お客さまがご不在の場合は、交換作業後に作業済みの通知文書を投函します。10分ほど水道を止めての作業ですので、ご協力をお願いします。

なお、メーター本体を交換する費用は無料ですので、費用を請求することはありません。交換作業をする者は、企業団が発行した身分証明書を所持しています。不審に思われた場合は提示を求めてください。

広告

水 まわりのことなら
お任せください!

〓 お困りことはございませんか? /
ご相談 **0円!!**
お見積り

水漏れ トイレ詰まり
部品の劣化 故障
給湯器トラブル

丸片機水工業株式会社
MARUKATA KISUI KOUGYOU

〒024-0012
岩手県北上市常盤台4丁目9-21
☎0197-63-7774
www.marukata-kisui.co.jp
まずは、お気軽にお問い合わせください! WEBからはコチラ

水洗化工事・給湯器交換・エアコン工事などの設備工事全般
ユニットバス・システムキッチン等の水まわりリフォーム全般
排水詰まり・水道凍結などの水まわりトラブル全般は...

みどりの車が目印の
株式会社 ヤエガシ

TEL 0197 (64) 4271 かけつけの
水道屋さん
FAX 0197(64)4273 URL https://yaegashi.green/
北上市綴治町1-11-3 E-mail info@yaegashi.green

● 悪徳商法にご用心！

企業団は、浄水器などの訪問販売・レンタル・あっせんは一切行っていません。

巧みな手口で企業団の職員を装ったり、あたかも企業団からの指示のような口ぶりで浄水器などを売りつけたりする悪質な訪問販売や、「給水管の点検にきました」などと言って訪問し、強引に給水管の洗浄作業を行い、当初の説明より高額な作業代金を請求するなどの悪徳商法が相次いでいます。また、同様の手口で水質検査、配管検査に来たなどと言って、強引に家の中に入り込もうとするケースも増えていきますので、十分ご注意ください。

特に最近、「給水管の清掃サービス」を語る悪質な訪問販売業者と、消費者とのトラブルが増加しています。訪問販売で契約（申し込み）をした場合、クーリングオフが適用されます。契約（申し込み）のための書面を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約の解除（申し込みの撤回）ができます。

こんなトラブルが起きたら

● 道路上の漏水のとき

企業団管路課にお知らせください。

● 宅地内の漏水のとき

水道メーターよりも家屋側で漏水を発見した場合は、速やかに岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者へ修繕を依頼してください。修繕費用は自己負担となります。

水道メーターよりも道路（本管）側で漏水している場合は、企業団管路課へご連絡ください。

● 蛇口から水が漏れるとき

蛇口をしっかり締めてもポタポタと水が漏れるようなときは、パッキンを取り換えることによってほとんどの場合は止まります。

● 蛇口から赤い水や白い水が出たとき

赤く濁った水は、配管工事などで急激に水の流れが変わったときに、管の中の鉄さびなどが流れ出たものです。しばらく流すときれいになります。赤水は、お湯・浄水器の蛇口から流すと、つまりを発生させるおそれがありますので、水の蛇口から出してください。

白く濁った水は、空気の細かい泡が水の中に混じっているもので、赤く濁った水と同様にしばらく流すと澄んできます。

どうしてもきれいにならないときは、企業団管路課にお知らせください。

● 冬場の凍結について

● 最低気温が-4℃以下のときは要注意です

最低気温がマイナス4℃以下になると、水道管が凍結する恐れがあります。特に、湯沸かし器や給湯器、屋外に露出している水道管は凍結しやすいのでご注意ください。就寝・外出時など、長時間水道を使わないときは、湯沸かし器などの水を抜いたり、ボイラーを「保温」にしたりしましょう。水道管に電熱線、保温材、古毛布などを巻くと、凍結防止に効果的です。

● 万一凍結したときは…

水道管や蛇口に直接熱湯をかけると破裂する恐れがあり、大変危険ですのでやめましょう。凍結した部分にタオルなどを巻き、ぬるま湯をかけるようにしてください。ドライヤーやハロゲンヒーターなどを利用するのも安全で便利です。解凍の際は、水道管の破損や火災に注意して行ってください。ご自分で解凍できない場合は、岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

アパート・借家にお住まいの人は仲介不動産屋、大家、管理人に相談してください。



岩手中部水道企業団指定給水装置工事事業者一覧

下水道・生活排水

下水道の役割

下水道には、制度の違いにより「公共下水道」と「農業集落排水」があります。

公共下水道では、広域市町村の雑排水を集め、県が管理する処理場で浄化しているのに対し、農業集落排水では、一地区ごとに建設・管理する処理場で雑排水を浄化しています。

● 水洗便所が使用できます

浄化槽がなくても水洗便所が使えるようになり、幼児や高齢者も安心して使用できるほか、衛生的で快適な生活ができるようになります。



● 川や海がきれいになります

家庭からの雑排水や工場排水が、直接川や海に流れ込むことがなくなるため、川や海がきれいになります。



● 街がきれいになります

家庭からの雑排水が側溝を流れなくなるので、蚊やハエの発生を防ぎ、悪臭も無くなります。



排水設備工事は指定店で

トイレの水洗工工事や台所、風呂場などの雑排水を下水道に流す工事は、市が指定した「排水設備指定工事店」に依頼してください。



排水設備指定工事店

公共下水道

問 下水道課 ☎72-8292 FAX72-8349

● 下水道整備区域にお住まいの人は

公共下水道が整備された区域の建物の所有者には次のことが義務付けられます。

■ 台所・風呂場からの雑排水は下水道へ

現在、雑排水を側溝などに流している場合は、遅滞なく下水道に流すよう、排水設備の工事をしなければなりません。

※公共下水道に雑排水を流せるようになって、てんぷら油などの動植物油脂類は流しに捨てないでください。

■ くみとり便所の水洗化は3年以内に

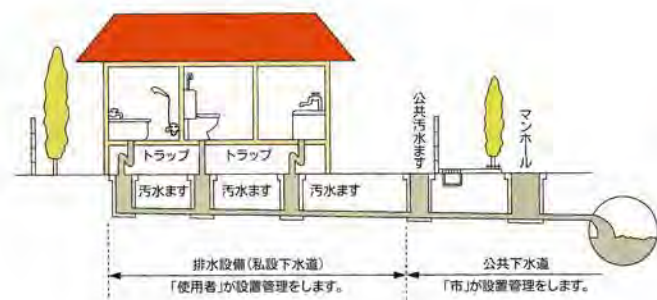
くみとり便所は廃止し、3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。なお、家を新築したり改造する場合は、水洗トイレにしなければなりません。

■ 浄化槽は公共下水道に切り替えを

汚水は、終末処理場で処理されるので、浄化槽を廃止し、できるだけ早く下水道へ接続しなければなりません。

■ 雨水は側溝へ

北上市では、分流式下水道のため雨水を下水道に流すことを禁じています。



● 融資あっせん制度のご利用を

水洗便所改造資金の融資のあっせんを行っています。市と協定を結んだ金融機関から、改造資金の融資を受ける際に利用できる制度です。各種申請手続きは工事店が代行して行います。

- 融資限度額…1棟につき80万円以内(ただし、共同住宅については1戸につき40万円)
- 利子補給……全額
- 償還方法……5年以内で元金均等月賦償還

● 下水道使用料

下水道を使用すると、維持管理のため下水道使用料を納めていただきます。下水道使用料は、水道の使用量

により算定することが原則となっています。このほか、井戸水などを使用する場合は、メーターを設置していただいて、排水量を算定します。

● 下水道事業受益者負担金

■ 受益者負担金制度とは

下水道事業は道路や公園などの公共施設と違って恩恵を受ける人や地域が限定されるため、下水道整備により下水道の使用が可能となる人に建設費の一部を負担していただくものです。

● 受益者とは

受益者(負担金を納めていただく人)は、公共下水道を使用できる区域内の土地所有者です。ただし、その土地が地上権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利(一時使用のための権利は除きます)の目的となっている場合は、協議により受益者を決定していただきます。

● 負担金の額と納付方法

- 負担金の額…1平方メートル当たり310円
- 納付方法……5年間10期(1年に2期)に分割して納付する方法と、初年度の第1期納期限内に全額を納付する2つの方法があります。

● 各種届け出

土地の譲渡や相続などにより、受益者を変更する場合や徴収猶予されている土地の猶予理由が消滅した場合は、下水道課へ届け出てください。

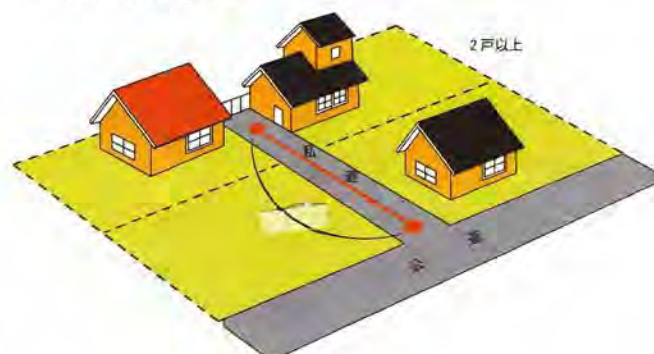
● 私道への私設下水道管布設補助

市が行う公共下水道工事では「公道」に下水道管を布設します。私道へは受益者の皆さんに下水道管の設置を行っていただきます。その際、設置に要する経費の10分の7以内の額を補助する制度があります。

補助要件

- 私設下水道を必要とする建築物が2棟以上あること
- 対象建築物のうち6割以上の建築物について、私設下水道の施工に併せて排水設備を設置すること
- 申請者が市税および下水道事業受益者負担金を滞納していないこと

※公共下水道の供用開始後に新たに敷地造成を行う区域内の私設下水道は、補助の対象となりませんのでご注意ください。



農業集落排水処理施設

問 下水道課 ☎72-8292 FAX72-8349

施設使用料

農業集落排水処理施設の維持管理のため、使用料を納めていただきます。使用料は水道の使用量により算定することが原則となっています。このほか、井戸水などを使用する場合は、メーターを設置していただいて、排水量を算定します。

合併処理浄化槽

問 下水道課 ☎72-8292 FAX72-8349

「合併処理浄化槽」とは、家庭から出る「生活排水（し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できるものです。公共下水道や農業集落排水処理の計画がない地区では、合併処理浄化槽を設置することにより、水洗化することができます。

合併処理浄化槽の設置補助

市は、以下の補助要件を満たす合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。補助金額は、設備設置費用の3分の2（上限は表のとおり）です。

補助要件

- 補助対象地域は北上市全域とします（ただし、公共下水道認可区域、特定公共下水道区域、コミュニティプラント区域、農業集落排水事業区域は除く）。

- 対象区域内の専用住宅（主に居宅の用に供する建物または延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に浄化槽を設置する人で、適正に維持管理できる人。
- 浄化槽法に基づく設置の届け出の審査または建築基準法に基づく確認を受けていること。
- 専用住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾が得られていること。

補助金額

家屋の延べ面積	適用人槽 ※1	補助金額（限度額）
130㎡以下	5人槽	585,000円以内
130㎡超	7人槽	711,000円以内
二世帯住宅等 ※2	10人槽	990,000円以内

次の条件に該当する場合は、補助金額が加算されます

- くみ取りからの転換に伴うくみ取り槽の撤去費：上限額9万円
 - くみ取りからの転換に伴う宅内配管工事費：上限額30万円
- ※1 浄化槽の人槽は、建物用途処理対象人員算定基準（JISA3302）に基づき決められます。
- ※2 二世帯住宅等とは、浴室および台所が複数あり、それぞれが独立した生活をする場合です。

公共下水道と同じく、融資あっせん制度を利用できます。詳しくはP42をご覧ください。



くらし

すまい

耐震診断

問 都市計画課 ☎72-8277 FAX77-2992

家屋の耐震化は、地震対策の最重要ポイントです。以下の項目により、家の耐震チェックをしてみましょう。ただしこれらはあくまでも目安ですので、ひとつでも気になることがあれば専門家に相談しましょう。

■建築年数

1981（昭和56）年以前に建てられた建物は現在の耐震基準を満たしていない場合があります。

■壁の量

壁の量が少ない場合は要注意。



■地盤・基礎

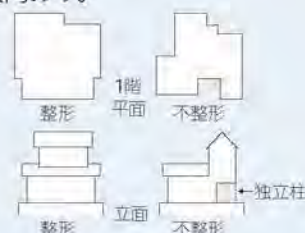
埋立地、低湿地、砂質地盤（液状化の可能性）は要注意。
基礎は鉄筋が入っていないものやブロック積などは要注意。

■老朽化

基礎・土台が腐っていたり、シロアリ被害があるものは危険。
台所・浴室まわりの点検を。

■建物の形

平面・立面ともに凹凸の少ない整形の建物は比較的安全。不整形は地震に弱い傾向あり。



耐震診断の補助

昭和56年5月31日以前に着工された2階建までの木造住宅で、木造軸組工法によるものが対象（枠組壁工法、丸太組工法は除く）。市を通じて専門家に委託し、自己負担金は3,000円で、残額は市が負担します。耐震診断の結果は市を通じてお知らせします。募集期間・実施戸数は広報紙でお知らせします。

耐震改修の補助

改修が必要と診断された場合、1件100万円を上限に補助します。市が派遣する耐震診断士に引き続き改修を依頼するか、個人で業者に依頼してください。

北上市内に家屋を新築・増築する人へ

問 都市計画課 ☎72-8277 FAX77-2992

建築確認申請の手続き

建物を建築(新築、増築など)する場合は、その建築計画が、敷地、構造、設備、用途などの点で建築基準法令に適合するかどうか、工事に着手する前に確認を受けなければならないので、建築確認申請の手続きが必要です。

さら地および準防火地域内に建てる場合、工事面積に関係なく、すべて建築確認申請が必要です。その他、工事面積が10㎡(3坪)を超える場合は、用途に関係なくすべて建築確認申請が必要です。

また、敷地は原則として幅員が4m以上の公道に2m以上接していなければ建築することができません。ただし、例外的に4m未満の道でも、道の中心線から2mずつ後退した線までを道路とみなすことがあります。その場合、自分の敷地でも道路としてみなされることから、そのみなし道路には建築物、工作物の建築は禁止されています。門や塀などを含めて、みなし道路での建築は緊急車両などの通行の妨げになりますので注意するよう心掛けてください。

新築・増築家屋の実地調査

問 資産税課 ☎72-8212 FAX65-3793

家屋の実地調査とは、新增築された家屋の屋根、外壁、内壁および建築設備などを現地で実際に確認し、適正な固定資産評価額を算出するためのものです。この調査は、家屋の完成後であれば、引渡しや建築確認の検査前、登記前でも行うことができます。

入居前の調査を希望する人は、資産税課まで事前にご連絡をお願いします。

- 家屋調査の立会いは、家屋所有者、ご家族、入居前の場合は工事関係者などの立会いでも可能です。
- 調査のため訪問する職員は、必ず「固定資産評価補助員証」を携帯しています。不審に思われた場合は、提示を求め確認してください。

家屋の取り壊し

問 資産税課 ☎72-8212 FAX65-3793

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産を所有している人に課税になります。住宅や店舗、事務所、物置、車庫などの家屋を、一部または全部取り壊した場合は、資産税課までご連絡ください。

- 固定資産税についてはP57をご覧ください。

市営住宅

問 都市計画課 ☎72-8278 FAX77-2992

市営住宅は、住宅に困っている人に安い家賃で賃貸する目的で建設したもので、市内には15団地があります。

入居申込	広報紙などで入居者を公募しています。
家賃	入居者の所得や住宅の規模、建築年数などにより、毎年度決定します。 2,700円～39,700円程度です。
入居資格	● 住宅に困っている人 ● 同居する親族がいる人(身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、DV被害者、高齢者などは1人でも入居できる場合があります) ● 市税などを滞納していない人 ● 年間所得が189万6千円以下であること ※ただし、入居人員などによりそれ以上の所得でも入居できる場合もあります。

宅地分譲

問 都市計画課 ☎72-8278 FAX77-2992

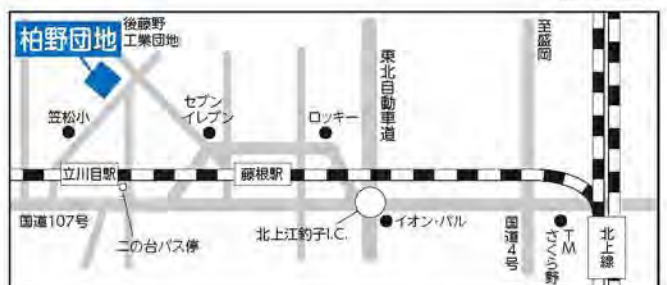
市では、宅地を分譲しています。

柏野住宅団地

ゆとりのある面積と手ごろなお値段で分譲中です。

和賀町藤根1地割地内。令和4年に移転新築された笠松小学校から約1.5km

- 第2柏野1区画の価格は220万円～251万円
- 第3柏野1区画の価格は285万円～336万円



柏野住宅団地

道路

道路の修理、動物の死体を見つけたとき

道路に穴などがあったり、ガードレールが破損したりして通行に危険なとき、道路側溝やヒューム管などの破損を発見したとき、道路で動物の死体を見つけたときには、以下の管理者にお知らせください。

市道の修繕

道路環境課 ☎72-8273

動物の死体を見つけたときは

環境政策課 ☎72-8284

県道(国道107号・456号を含む)など県が管理するもの

県南広域振興局土木部北上土木センター
☎65-2738

国道など国が管理するもの

岩手河川国道事務所水沢国道維持出張所
☎0197-24-2187

市道を占有するとき

問 道路環境課 ☎72-8273 FAX77-2992

次のようなことで道路を占有するときは道路占用許可申請書を市に提出し許可を受けなければなりません。

- 家庭の排水管などを側溝に接続するとき
- 看板や標識、旗ざおなどを道路上に掲げるとき
- 露店や大売り出しなどで道路に店を出すとき
- 広告塔やアーチ、各種の柱類などを路肩などに設置するとき
- 工事用板囲、足場など工事用施設を道路上に設置するときなど

その際、占有する期間や工作物、物件、施設などによって道路占用料金がかかります。ただし、占有が公共の用に供されるなど特別の事情があると認められるときは、減免になる場合があります。

また、占有許可を廃止する場合は道路占用廃止届、占有許可を更新する場合は再度、道路占用許可申請書を提出していただくことになります。

水路または準用河川を占有するとき

問 道路環境課 ☎72-8273 FAX77-2992

市が管理する水路、準用河川を次のようなことで占有するときは、水路占用許可申請書に必要事項を記入の上、市に提出して許可を受けてください。

- 工作物(宅地や田畑などに出入りするための通路など)を設置するとき
- 水路、準用河川の掘削や盛土などの工事を行うとき
- 竹木や雑花などを植えたいときなど

その際、占有する期間や工作物、物件、施設などによって水路、準用河川占用料金がかかります。ただし、占有が公共の用に供されるなど特別の事情があると認められるときは、減免になる場合があります。

また、占有許可を廃止する場合は廃止届、占有許可を更新する場合は再度、占有許可申請書を提出していただくことになります。

なお、準用河川占有の場合は道路環境課にあらかじめお問い合わせください。

田畑など農業用の水路に関しては管理者が土地改良区となっておりますので、そちらへお問い合わせください。

北上駅公共地下道の広告板を使用したいとき

問 道路環境課 ☎72-8273 FAX77-2992

JR利用者や一般市民に広くPRするなどの目的で北上駅前広場の公共地下道にある壁面広告板を利用したいときは、占有申請書を提出してください。

広告板の大きさは縦102センチ、横72センチで、使用料は月額3,000円です。

自分で道路工事をしたいとき

問 道路環境課 ☎72-8273 FAX77-2992

宅地や車庫、その他の施設への出入口を設けるなどのために、歩道を切り下げたり、道路に側溝を入れたいときは道路工事施行承認申請書(市道の場合)または法定外道路施行承認申請書(法定外道路の場合)を提出してください。

広告

物質的豊かさから「心の豊かさ」へ
豊かな人間環境を創造

土木工事業・建築工事業
舗装工事業

未来の子どもたちへ贈れる仕事

岩手基礎工業株式会社
代表取締役 三田 恵太
北上市流通センター1-34
TEL.0197-68-2181 FAX.0197-68-2182

岩手基礎工業 北上 検索
<https://www.iwatekiso.com/>



道路や水路の境界を確認したいとき

問 道路環境課 ☎72-8275 FAX77-2992

家を建てたり、土留めをしたり、塀を建てたりする工事などのために、市道や市が管理する水路敷地と民地（個人所有地）との境界を確認したいときは、土地境界確定協議申請書を提出してください。なお、申請には土地家屋調査士など専門的な人への依頼が必要です。無断で境界へ構造物などの工事をした場合、自費での撤去をお願いすることになります。

街路灯の新設

問 道路環境課 ☎72-8272 FAX77-2992

街路灯の新設費用は、原則として地域の負担です。街路灯の電気料金は市の負担制度があります。事前に市の承認が必要です。

なお、街路灯の維持修繕は、地域で行うことになっています。電球が切れた場合は、管理担当者へ連絡してください。

冬場の道路除雪

市は、冬期間の市民生活および産業経済の安全で円滑な交通確保のため道路除雪や凍結防止剤の散布を行っています。これらの作業には、市民の皆さんの協力が欠かせません。一人一人ルールを守りましょう。

お問い合わせ

- 国道4号
………岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所
☎0197-24-2187
- 国道107号、456号、主要地方道一般県道
………県南広域振興局土木部北上土木センター
☎65-2738
- 市道…道路環境課
☎72-8272、8273、8274、8275、8314

除雪のルール

市だけの除雪には限度があるため、皆さんのご協力が必要です。次のことに気を付けて、快適な冬を過ごしましょう。

- ① 除雪後は各家庭で玄関先の雪払いを
道路除雪では、各家庭の玄関前や車庫前に雪が寄せられてしまいます。ご家庭での雪払いをお願いします。
- ② 道路への雪出しは禁止
除雪された道路に雪を出すと、路面が凍結したり、道路が凸凹状になり、交通事故の原因となります。
- ③ 除雪の妨げになる路上駐車は禁止
路上駐車をすると除雪ができないだけでなく、緊急車両が通れなくなります。
- ④ 屋根の積雪、つらは定期的に除去
屋根に積もった雪やつらが落下し、事故につながる場合があります。屋根の雪止め設置やつらの除去をお願いします。

⑤ 除雪車に近づかない

除雪作業中は大変危険です。除雪車とは十分に距離をとってください。

⑥ 車両出入り用鉄板などは撤去を

車両出入り用鉄板などの路上障害物は、除雪作業で跳ね飛ばされ、事故につながる場合があります。

⑦ 道路に出ている枝は早めに剪定を

道路にはみ出している枝は除雪作業や通行の妨げになりますので、枝払いをお願いします。

除雪する道路

市で全ての道路を除雪することは難しいため、以下の基準により、除雪する道路を決定しています。

- ① 道路幅が4m以上の舗装道路
- ② 通り抜けができる道路
- ③ 利用者が特定されない道路

除雪状況を公開しています

「今日は除雪をしているだろうか」そんな不安に答え、市は除雪状況を公開しています。市のホームページからリンクするサイト内地図で、「除雪完了」をリアルタイム表示していますのでご活用ください。

住民参加による道路の雪対策

市民のライフスタイルやニーズが多様化し、行政だけではきめ細やかな対応が難しい状況になってきています。そこで、地域による道路の雪対策として以下の制度を設けています。

① 地域除排雪制度

地域活動として個人などにより道路の除雪をした場合、謝金をお支払いする制度です。事前の申し出が必要です。

② 小型除雪機の無料貸出制度

地域づくり組織を対象に小型ロータリー除雪機を冬期間貸し出す制度です。

雪置場

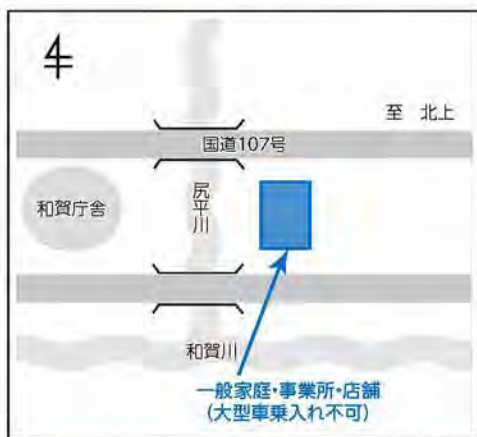
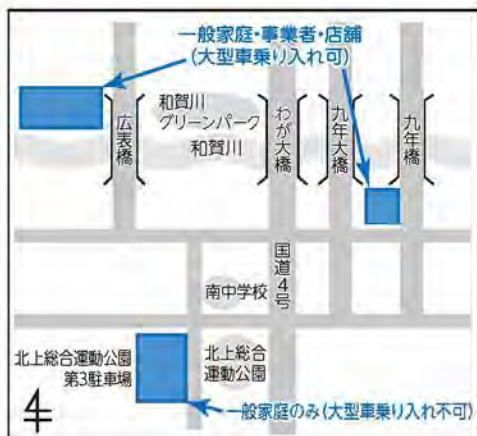
市は以下の4カ所において雪置場を設けています。

- ① 九年橋上流右岸（主に一般の人用）
- ② 広表橋上流左岸（店舗・事業所用）
- ③ 北上総合運動公園第3駐車場（大型車乗入れ不可）
- ④ 尻平川（大型車乗入れ不可）

注意事項 雪の中のごみや土砂は取り除いてください。持ち込む時は事前に道路環境課にご連絡ください。

搬入時間 9時～16時

自力で除雪を行うことが困難な高齢者一人暮らし世帯などに対し、生活道路や玄関周りなどの除雪活動を支援しています。支援が必要な人の除雪に関するご相談は、北上市社会福祉協議会（☎64-1212）へお問い合わせください。



衛生・ペット

問 環境政策課 ☎72-8281 FAX77-3591

犬を飼ったとき

●登録と予防注射は必ず実施

- 犬の登録…犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬は90日を経過した日)から30日以内
※マイクロチップを装着している犬は、マイクロチップ情報が登録されると、市町村に必要な情報が送付され、狂犬病予防法に基づく犬の登録も申請されたものとみなされます。
マイクロチップを装着している犬の登録は二次元コードからご覧ください。
- 狂犬病予防注射…年1回(生後91日以上の子犬)
- 鑑札と注射済票は、犬の名札です。首輪から落ちないように付けましょう。



●犬の放し飼いは禁止

- 散歩をするときも必ずつなぎましょう。
- 散歩のとき、ふんは必ず持ち帰りましょう。

●鳴き声、悪臭に注意

- 無駄吠えをしないようしつけましょう。
- 犬小屋の周りは常に清潔を保ちましょう。
- 本能や習性をよく理解し、家族の一員として終生大切に飼いましょう。

犬の登録などの届け出

区分	届け出先	必要なもの
犬の登録	市内動物病院、環境政策課	登録料 3,000円
住所や飼い主が変わったとき	市内動物病院、環境政策課	鑑札
鑑札をなくしたとき	環境政策課	再交付料 1,600円
犬の死亡届	市内動物病院、環境政策課	鑑札、 注射済票
狂犬病予防注射を市外で受けた	市内動物病院、環境政策課	注射済票交付料550円

狂犬病予防注射

区分	受けるところ	必要なもの
狂犬病予防注射	動物病院または春の集合注射	注射料金3,300円と市からの通知はがき

猫を飼ったとき

●猫の放し飼い・餌付けは禁止

- 望まない繁殖や交通事故などの原因となるので、猫は室内で飼育しましょう。
- 野良猫への餌やりにより、野良猫同士が出合い、新たな繁殖の要因となります。無責任な餌付けはやめましょう。
- 不妊・去勢手術をしましょう。
- 猫は非常に繁殖力が強く、無秩序な繁殖の恐れがあります。

小動物が死亡したとき

- しみず斎園で火葬…しみず斎園に予約後、市民課で手続き(料金10,000円)
- 岩手中部クリーンセンターで焼却
…死体をビニール袋に入れ、さらに段ボールに入れて直接搬入してください。(料金1,200円)



その他のとき

問 中部保健所 ☎0198-41-3276

● 迷子の犬・猫保護情報

北上市内で保護され、飼い主を待っている動物を中部保健所のホームページで公開しています。保護されたばかりの動物は公開されていない可能性がありますので、心当たりのある人は中部保健所までご連絡ください。

● 犬や猫のしつけなどに悩んでいるときは

動物病院の獣医師か、中部保健所へ相談してください。

● 犬・猫の引き取り

やむを得ず飼えなくなった場合で、新しい飼い主が見つからなかった場合に限り、中部保健所北上分室(北上地区合同庁舎内)で引き取ります。詳しくは中部保健所へお問い合わせください。

● 里親制度

犬や猫を飼いたい人は、中部保健所へお問い合わせください。

鳥インフルエンザへの対策

日本国内や周辺の諸外国(中国・韓国・ベトナム・タイなど)で、高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されています。

通常の生活の中で直ちに人に感染するものではありませんが、鳥類を飼育している人には次の対策をお願いします。

- 飼育場所に野鳥が入らないよう、開口部を防鳥ネットなどで覆う。また、周囲に消石灰を散布する。
- 野鳥がエサや飲み水の容器に触れないように管理する。また、定期的な洗浄やアルコール消毒を行う。
- 飼育場所の中に専用の履物を用意し、出入りの際に履き替える。
- 排泄物は速やかに処理し、常に清潔を保つ。

飼っている鳥類が死亡してもすぐに鳥インフルエンザへの感染を疑う必要はありませんが、呼吸器や行動の異常、原因が不明なまま連続して死亡したなどの場合にはなるべく早く、かかりつけの獣医師や次の保健機関等へご相談ください。

- 採卵鶏やブロイラーに異常を発見した場合には
県南家畜保健衛生所 ☎0197-23-3531
奥州市水沢佐倉河字東館41-1
- 愛玩鳥に異常を発見した場合や同じ場所でたくさんの野鳥が死亡している場合には
県花巻保健福祉環境センター ☎0198-41-5405
花巻市花城町1-41
- その他問い合わせ先
農業振興課 ☎72-8238

交通安全

問 地域づくり課 ☎72-8301 FAX63-3121

交通安全教室

市民の皆さんに、基礎的な交通ルールや交通事故防止のための教室を開いています。小さいときから正しい交通ルールを会得するため、保育園、幼稚園、小学校、中学校と段階的にDVDや模擬信号機などで交通安全について学びます。また、地区子ども会、老人クラブなど地域社会でも随時交通安全学習を行っています(専任交通指導員2人と各地区交通指導員が指導しています)。

● 交通災害共済に加入を

交通事故に遭った場合の、皆さんのための相互扶助制度です。岩手県内の市町村が加入しています。住民登録している人は、赤ちゃんからお年寄りまで加入できます。

加入金は1人400円(年額)で、最高110万円(死亡)から、傷害を受けた場合は治療日数に応じて2万円から30万円の間で見舞金が支払われます。共済期間は8月1日から翌年の7月31日までです。市内金融機関(6~9月)、地域づくり課窓口(通年)で加入できます。

なお、この共済に加入していた父母が交通事故で死亡したときは、その父母と生計を共にしていた子ども(日本国内に居住するものに限る)に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、「交通遺児年金」として年額6万円が支給されます。

見舞金の請求期限は、事故の日から2年以内です。請求書用紙は地域づくり課にあります。

消費生活

消費生活相談

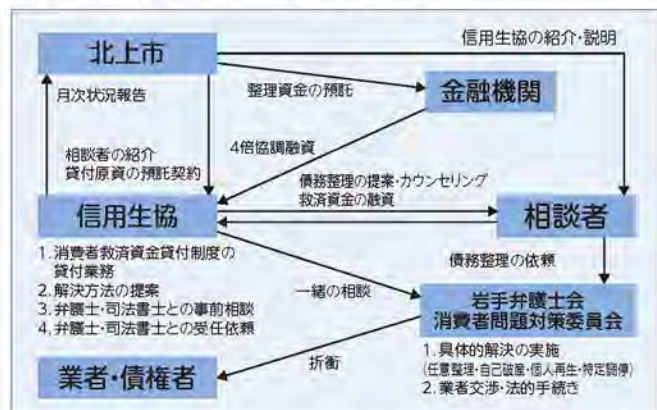
商品、サービス、契約についての苦情や問い合わせ、多重債務などの相談に応じます。不本意な契約をしてしまったとき、契約を解約(申し込みを撤回)できるクーリング・オフ制度があります。クーリング・オフができない場合でも、消費者契約法などの適用で解決できる事例もありますので、あきらめずにご相談ください。

- 市消費生活センター(本庁舎1階) ☎72-8203
月~金曜日(祝日、12月29日~1月3日を除く)/
8時30分~17時

消費者救済資金貸付制度

消費者救済資金貸付制度(スイッチローン)は、消費者信用生活協同組合(以下「信用生協」)が実施している「消費者金融などで多くの債務を抱え、返済が困難になった人の債務を一本化し、生活再建を図る制度」です。

市は多重債務に悩む市民を救済するための資金を金融機関に預託し、信用生協や弁護士とのネットワークを活用することで、できるだけ家計や心理的負担を軽減した債務整理を支援しています。



また、信用生協では単なる資金の貸し付けにとどまるのではなく、貸し付けができない場合でも、裁判所による特定調停、個人再生、自己破産などの債務整理の方法について、相談とカウンセリング、弁護士の事前相談などを通して、多重債務に悩む人の問題解決と生活再建を図ることを最優先としています。お気軽にご相談ください。

相談場所 消費者信用生活協同組合 北上事務所
(おでんせプラザぐろーぶ2階)

☎0120-101-612

月～土曜日(第1・3土曜日、祝日を除く)
9時～17時

情報・魅力発信媒体

問 都市プロモーション課 ☎72-8230 FAX63-7023

市の情報

● 広報きたかみ

毎月第3金曜日に発行しています。市内の旬な情報や時事情報などを掘り下げた特集記事のほか、市民が登場するコーナー、行政・地域情報などを掲載しています。

自宅へ配布されなかった場合は、地域づくり課(☎72-8299)へお知らせください。

● 広報アプリ マチイロ



- 広報紙バックナンバー…市のホームページへ
- 声の広報・点字広報…北上市社会福祉協議会(☎64-1212)へ

● 北上市公式フェイスブック

観光やイベント情報からまちの話題、四季の風景など、さまざまな北上の「旬」の情報を発信しています。



北上市公式フェイスブックページ

● 市政番組「北上市情報チャンネル」

北上ケーブルテレビで放送しています。テーマをしぼった特集番組「しらゆりだより」と、ニュース番組「お知らせ版」があります。特集番組では手話通訳を組み入れた「しらゆりだより(手話版)」も放送しています。

放送時間は、北上ケーブルテレビの番組表をご覧ください。

また、中央図書館には、しらゆりだよりのバックナンバーDVDがありますのでご利用ください。ユーチューブでも見るができます。

北上ケーブルテレビ ☎64-5111

北上ケーブルテレビホームページ



● 行政情報・地域情報番組「ほっとラインきたかみ」

毎週月～金曜日に、コミュニティFM「きたかみいいあんべ E & B e エフエム」(88.8MHz)で放送しています。主催のイベントや各種制度などの行政情報のほか、各地区の地域づくり組織が実施しているイベントなどの地域情報をお知らせしています。

放送時間は次のとおりです。

● 月～金曜日

7:40～、8:10～、8:40～、12:40～、※13:10～、
※13:40～、17:40～、18:10～、18:40～

※金曜日は13:20～13:30の拡大版

きたかみ E & B e エフエムはインターネットでも聴取できます。FM++のアプリやホームページからご利用ください。



● 北上市公式ホームページ

行政手続き情報や市政情報など、探したい情報を簡単に見つけることができます。



● 北上市都市ブランドサイト

「きたかみリズム」

北上市の暮らしの魅力を、市民の声で発信しています。



● 北上市公式インスタグラム

北上市の魅力的な景観や日々の暮らしを、写真や映像で発信しています。



● 北上市公式ユーチューブチャンネル

北上市のプロモーション動画や行政情報など、さまざまな情報を動画で配信しています。





届け出・証明

最新情報は
コチラ➡



届け出・証明

問 市民課・江釣子民生係・和賀民生係 ☎72-8200、8201 FAX65-3791

窓口で本人確認を行っています

本人のなりすまし行為や虚偽の届け出・申請などを防ぐため、窓口に来た人の本人確認を行っています。第三者などが各種届け出や各種証明書の交付申請をする場合は、窓口に来た人の本人確認書類のほか、申請者本人からの委任状が必要です。

本人確認に必要なもの マイナンバーカード／運転免許証／パスポート／健康保険の資格確認書／介護保険被保険者証／年金手帳／官公署発行の証明書など

※公的機関発行の顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は2点で確認します。

住民異動届

住民票には住民一人一人の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄、本籍地などが記載されています。

住民の住所などの証明や選挙人名簿の作成、国民健康保険や国民年金の被保険者としての資格の管理、児童手当の受給資格の確認などの各種住民サービスの基礎として、住民の利便増進のために利用されています。

住所や家族構成に変更があった場合、必ず届け出てください。

	届け出期間	届出人	届け出に必要なもの(▲は該当者のみ)
転入届	市内に住所を移した日から14日以内	本人および 同一世帯の家族 ※代理人が届け出る場合は、委任状が必要です。	○前住所地の市町村で発行した転出証明書 ▲マイナンバーカード ▲年金手帳(国民年金の加入者) ▲在留カード ▲特別永住者証明書
転居届	(新しい住所地に)住み始めた日から14日以内		▲マイナンバーカード ▲国民健康保険証(資格確認書) ▲介護保険被保険者証 ▲(乳幼児など)医療費受給者証 ▲後期高齢者医療被保険者証(資格確認書) ▲在留カード ▲特別永住者証明書
転出届	住所を移す前か移した後14日以内		▲印鑑登録証 ▲国民健康保険証(資格確認書)・国民年金手帳 ▲介護保険被保険者証 ▲(乳幼児など)医療費受給者証 ▲後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)
世帯変更届	適宜		▲国民健康保険証(資格確認書)

※世帯変更届……世帯分離・世帯合併・世帯主変更・世帯構成変更など

広 告

登記

境界測量

農地転用

相続・贈与

司法書士法人
土地家屋調査士法人
行政書士法人

ごんとう事務所

〒024-0094
岩手県北上市本通り三丁目2番15号
TEL 0197-64-3268
FAX 0197-64-3277

LPガスで快適な暮らしをお手伝い

お引越しの際は、ガス会社への連絡も忘れずに。

ガスと灯油の

株式会社 笠井

〒024-0011 岩手県北上市堤ヶ丘一丁目7番30号
TEL(0197)63-2311 FAX(0197)63-2313
E-mail kasaigas@alpha.ocn.ne.jp

ほっとする暮らしに

住 まいのお悩み、なんでもご相談ください!!

キッチン 水回り設備
ガス・太陽光 光熱費削減
リフォーム 増築工事

株式会社丸片ガス

MARUKATA GAS

〒024-0004
北上市村崎野20-80
www.marukata-gas.co.jp
営業時間 8:00~17:00

0197-68-3350

外国人住民の皆さんの登録手続き

外国人の住民登録は本庁舎での手続きとなります。

住民票を作成する外国人住民の対象

観光などの短期滞在者などを除き、在留期間が3カ月を超えて滞在し、北上市内に住所を有する外国人住民に住民票が作成されます。対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

1. 中長期在留者
2. 特別永住者
3. 一時庇護許可者または仮滞在許可者
4. 出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

転出するときには転出届が必要です

他の市区町村や国外へ住所を移す場合、日本人と同様に転出手続きを行います。市外へ転出する場合は「転出証明書」を受け取った後、転入先の市区町村窓口で転入手続きをします。手続きの際は、公的機関発行の身分証明書(在留カードなど)をお持ちください。出国する場合マイナンバーカードをお持ちの人は返納手続きも必要となりますので併せてお持ちください。

引っ越しに伴う各種届け出と手続き

市内で転居する時は

■転居した日から14日以内に

- 転居届→市民課(本庁舎、江釣子・和賀民生係)
 - 後期高齢者医療(加入者のみ)
 - 国民健康保険(加入者のみ)
 - 国民年金(受給者のみ)
 - 福祉医療(受給者のみ)
- 国保年金課(本庁舎)
市民課(江釣子・和賀民生係)

※そのほかに、介護保険および児童福祉・障がい者福祉に関係して、各種認定証などを受けている人も手続きが必要です。

市外へ転出する時は

■転出前か転出後14日以内に

- 転出届→市民課(本庁舎、江釣子・和賀民生係)
 - 後期高齢者医療(加入者のみ)
 - 国民健康保険(加入者のみ)
 - 福祉医療(受給者のみ)
 - 在学証明書(小中学生の子どもがいるとき)
→各小中学校
- 国保年金課(本庁舎)
市民課(江釣子・和賀民生係)

※そのほかに、介護保険および児童福祉・障がい者福祉に関係して、各種認定証などを受けている人も手続きが必要です。

- 転出先へは住所を移した日から14日以内に転入の手続きをしてください。詳しくは転出先の市区町村へお問い合わせください。

水道	電気	その他
水道お客様センター ☎64-7570	東北電力(株) ☎0120-066-774	● ガス→契約している販売店へ ● 電話→NTT東日本☎116(契約している会社が異なる場合は、各契約会社にお知らせください) ● 郵便→北上郵便局☎63-4013 ● NHK→☎0120-151515
電話で、引っ越しの3日前までに、お客様番号、住所、氏名、中止予定日、引っ越し先の住所をお知らせください。	電話で、引っ越しの5日前までに、お客様番号、住所、氏名、電話番号、引っ越し日、引っ越し先の住所、電話番号、電気料金の精算方法をお知らせください。(契約している会社が異なる場合は、各契約会社にお知らせください)	



届け出・証明

戸籍届

戸籍には氏名、生年月日、出生、婚姻、死亡などの身分関係が記録されています。

夜間、土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日の届出は本庁舎地下警備室で受け付けします。

住所などの移動が伴う場合は、別途、住所異動が必要です。(受け付けは月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)のみ)

届書は、必ず原本を提出してください。一度提出された届書は、あとから閲覧したりお返ししたりすることはできません。控えが必要な場合は、届出の前にあらかじめご自身でコピーをお取りください。

	届け出期間	届出人	届け出に必要なもの(▲は該当者のみ)
出生届	生まれた日から14日以内(国外で出生があった場合は3カ月以内)	基本的に父か母	○届書1通(出生証明書に医師の証明が必要) ○母子手帳 ▲健康保険資格確認書など 命名は、常用漢字、人名用漢字、平仮名、片仮名に限られます。 また、名の読み方は、字の音や意味に関連した一般的なものに限られます。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内(国外で死亡があったときは事実を知った日から3カ月以内)	基本的に親族	○届書1通(死亡診断書に医師の証明が必要) ○届出人の印鑑 など あらかじめ火葬の予約をしてから届け出てください。火葬料も同時にお支払いください。
婚姻届	届出日から効力が生じます	夫と妻	○届書1通 成人の証人による署名が、2人分必要です。
離婚届	協議離婚の場合届出日から効力が生じます	夫と妻	○届書1通 成人の証人による署名が、2人分必要です。
	調停成立日または審判もしくは判決の裁判確定日から10日以内	裁判の申立人	○届書1通 ※その他 調停の場合…調停調書の謄本 審判・判決の場合…審判書もしくは判決の謄本および確定証明書
その他	養子縁組届、養子離縁届など、手続きが複雑なものもありますので、不明点は市民課へお問い合わせください。		



届け出・証明

出生届

お子さんが生まれた日から14日以内に届け出てください。

お子さんの命名は、常用漢字、人名用漢字、平仮名、片仮名に限られます。

また、名の読み方は、字の音や意味に関連した一般的なものに限られます。

お子さんのマイナンバーカードを、同時申請することもできます。

夜間・土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は本庁舎地下警備室で受け付けます(ただし、後日月～金曜日(祝日を除く))に来庁し母子手帳への証明などの手続きが必要です。

届け出に必要なもの

- 届書1通(出生証明書に医師の証明が必要)
 - 母子手帳
- (他課の手続きで使用するため、父母のマイナンバーカードや健康保険の資格確認書があれば併せてお持ちください)

出生届



手当などの 手続き

届出ができるのは

- ①出生地②本籍地③届出人の所在地のいずれかになります

出生した人の住民登録地で行います。

- ①児童手当②医療費給付申請
③健康診査受診票の交付などの説明、手続きになります

死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。

土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は本庁舎地下警備室で受け付けます。

※火葬許可証等の交付申請は、平日休日問わず8時30分～17時の間のみ受け付けます。

届け出に必要なもの

- 届書1通(死亡診断書に医師の証明が必要)
 - 届出人の印鑑
- ※あらかじめ、火葬の予約をしてから、死亡届を出してください(死亡後24時間以降でないと火葬できません)。しみず斎園での火葬はP99を参照してください。
※しみず斎園の火葬料は、亡くなった人が北上市・花巻市(旧石鳥谷町・東和町・大迫町を除く)に住所があるときは5,000円、それ以外の市町村のときは30,000円です。死亡届の提出時に、お支払いください。

死亡届

年金などの 手続き

火葬申請

しみず斎園

他の火葬場

焼骨の埋蔵等

届出ができるのは

- ①死亡地②本籍地③届出人の所在地のいずれかになります。

主に死亡した人の住民登録地で行います。
①年金の死亡手続き②保険者証などの返還③印鑑登録証の返還などの説明、手続きになります。

火葬許可証は、北上市(届出地)で発行します。
※しみず斎園を利用する場合は、斎場利用許可証も北上市で発行します。
※他の火葬場を利用する場合は、その斎場を管理する市区町村等に別途斎場利用申請を行う必要があります。

火葬許可証に火葬済の証明を行います。

墓地管理者に火葬許可証を提出し、埋蔵などの手続きをします。

おくやみ手続きガイド

おくやみ手続きガイドは、死亡届を提出した後に必要な手続き一覧や具体的な手続き方法をまとめています。詳しくは二次元コードからご覧ください。また、市民課窓口で配布しています。



おくやみ手続きガイド

印鑑登録

不動産の購入、各種ローンの設定、公正証書作成などの際に、本人確認を証明するものとして使われます(いわゆる実印)。顔写真付きの身分証明書がない場合や、代理人による申請の場合は、印鑑登録に日数がかかる場合があります。

登録できる人	市内に住民登録をしている15歳以上の人 (意思能力を有しない者を除く)
登録できる印鑑	1辺の長さが8mm以上、25mm以下のもの。 - 住民基本台帳上の姓名またはそのいずれかで彫刻されたもの。 - 欠けていないもの。ゴム印などの変形しやすい材質や、摩耗しているものは不可。
登録に必要なもの	- 登録する印鑑 - 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公庁が発行する顔写真付きの身分証明書)
登録料	350円
廃印や改印など	- 廃止したいとき…登録してある印鑑と印鑑登録証、本人確認書類を持参ください。 - 紛失したとき…本人確認書類を持参して、廃止手続きをしてください。 - 印鑑を変えたいとき…登録してある印鑑を廃止手続きした後、改めて登録してください。

マイナンバー制度

平成27年10月以降、国内に住所を有する人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されています。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で活用されます。北上市ではマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し、課税所得に関する証明を受け取ることができます。

通知カード

氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されている紙製のカードです。平成27年10月以降、初めてマイナンバー(個人番号)が付番された方に送付されています。※通知カードは令和2年5月25日をもって廃止となり、新規および再発行、記載変更の手続きは終了となりました。

個人番号通知書

令和2年5月25日以降、出生などにより初めてマイナンバー(個人番号)が付番された方に対し、通知カードに変わるマイナンバー(個人番号)の通知書類として送付されています。氏名、生年月日、性別、個人番号が記載されていますが、マイナンバー(個人番号)の証明書類として使用することはできません。

マイナンバーカード(個人番号カード)

マイナンバーカード(個人番号カード)は氏名、住所、生年月日、性別、個人番号や本人の顔写真などが表示されたプラスチック製のカードです。身分証明書として利用できるほか、下記の公的個人認証サービスなどに利用することができます。

マイナンバーカードの交付を希望する人は、個人番号通知書または通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」を使って、郵送やインターネットなどで手続きを行ってください。

また、北上市へ転入された方がマイナンバーカードをお持ちの場合、カードを継続して利用するための手続きを必ず行う必要があります。

※転居や戸籍届出によりマイナンバーカードに記載された事項(住所、氏名など)に変更があった場合には記載事項の変更が必要となりますので、カードをお持ちください。

※マイナンバーカードを紛失した場合や、破損・焼失などにより使用できなくなった場合には、マイナンバーカードの再交付申請をすることができます(原則有料)。自宅外で紛失された場合には、再交付手続きの前に警察署で遺失物届の手続きを行ってください。警察署で発行される受理番号の控えが必要となります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

公的個人認証サービス

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じた行政手続き等を行う際に、他者による「なりすまし」や情報の改ざんを防ぐための本人確認手段です。マイナンバーカードのICチップに「電子証明書」というデータを記録することで利用可能となります。

署名用電子証明書	インターネット等で電子文書を作成・送信する際にそれが本人によるものであることを証明することができます。 (例:e-Taxなどの電子申請)
利用者証明用電子証明書	インターネットサイトやコンビニ等の端末等にログインする際に本人であることを証明することができます。 (例:マイナポータルへのログイン、コンビニ交付、健康保険証利用など)



届け出・証明

郵便請求の方法

窓口に来ることができない人のために、戸籍謄(抄)本、住民票の写し(世帯全員、世帯一部)、戸籍の附票謄(抄)本、身分証明書などは郵便で請求することができます。

日数がかかりますので、日にちに余裕を持って請求してください。お急ぎの場合は、請求の際だけではなく返信用の封筒も速達にしてくださいようお願いします。

郵送していただくもの	1. 申請書(申請書は市のホームページからダウンロードすることもできます)
	2. 手数料(郵便局の定額小為替または現金書留をお願いします)
	3. 返信用封筒(住所・氏名を記入の上、切手を貼ったもの)
	4. 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公庁が発行する身分証明書のコピー) ※コピーをとる際は、証明書の裏面など現住所が記載されているところまで。

休日交付の方法

月～金曜日(祝日を除く)に電話で予約をすれば、休日に住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

電話予約できる人	本人および同一世帯の家族
電話予約受付	月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)8時30分～17時15分
交付期間	電話予約のあった日から7日以内の土・日曜日、祝日の8時30分～17時(12月29日～1月3日を除く)
交付場所	本庁舎の警備室(地下1階)
交付に必要なもの	受け取りに来た人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公庁が発行する身分証明書)、手数料(お釣りがないようにお願いします) 印鑑登録証明書の場合は、本人の印鑑登録証も必要です。

おもな証明の手数料と交付場所

● 各種申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

証明書の種類	手数料 (1件)	本庁舎	江釣子 庁舎	和賀 庁舎	郵便 請求	コンビ ニ交付	備考
戸籍全部・個人事項証明(謄本・抄本)	450円	○	○	○	○	○	※コンビニ交付手数料(戸籍1件)400円、(附票1件)300円
除籍全部・個人事項証明(謄本・抄本)	750円	○	○	○	○	—	
改製原戸籍謄本・抄本	750円	○	○	○	○	—	
戸籍附票全部・個人事項証明(謄本・抄本)	350円	○	○	○	○	○	
身分証明書	350円	○	○	○	○	—	※コンビニ交付手数料(1件)300円
住民票の写し(世帯全部・世帯一部)	350円	○	○	○	○	○	
広域交付住民票(世帯全部・世帯一部)	350円	○	○	○	—	—	
住民票記載事項証明	350円	○	○	○	○	—	印鑑登録証の交付を受けていない場合には、印鑑登録手続きが必要です(P53参照)。 ※コンビニ交付手数料(1件)300円
印鑑登録証明書	350円	○	○	○	—	○	
マイナンバーカード再交付	800円	○	—	—	—	—	P53参照 ※即日発行不可
公的個人認証サービス(電子証明書)	200円	○	—	—	—	—	P53参照
転出証明書	無料	○	○	○	○	—	転出の届出を証明するもの。他市区町村での転入手続きに必要となります。

● 窓口では本人確認を行っています。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類をお持ちください。

※公的機関発行の顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちでない場合は、健康保険の資格確認書、介護保険証、年金手帳などを2点お持ちください。

● 本人以外の方が請求する場合には、委任状が必要となる場合があります。詳しくは市民課市民係(72-8200)にお問い合わせください。

● コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードと登録した電子証明書の数字4桁の暗証番号が必要です。

● 税に関する証明は、P58をご覧ください。

パスポート(旅券)の申請・交付

市役所の本庁舎市民課窓口でパスポートの発給申請と交付手続きを行っています。江釣子民生係、和賀民生係では取り扱いできません。(申請書は外務省のホームページからダウンロードもできます)

時間	発給申請:月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)の9時～16時30分 交付:月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)の9時～17時			
申請できる人	原則として、日本国籍があり市内に住民登録をしている人			
受け取りできる人	年齢に関係なく、受領は必ず申請者本人となります			
受取可能日	申請日を含め11日目以降(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)			
申請書類など	一般旅券発給申請書	窓口へ備え付けています(有効期限には10年と5年があります)		
	戸籍謄本(1通) ※発行日から6カ月以内のもの	申請時に取得できます(1通450円) ※同一戸籍の人が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通とすることができます。		
	本人写真(1枚)	縦45ミリ×横35ミリ、縁なしで6カ月以内に撮影したもの		
	身元確認の書類 ※有効な原本 (コピー不可)	●日本国旅券(失効後6カ月以内のものを含む)、運転免許証、マイナンバーカード、身体障害者手帳(写真付き)など1点 ※公的機関発行の顔写真付き身分証明書を提示できない場合は各種健康保険の資格確認書と各種年金手帳(証書)のほか、会社の身分証明書、学生証(いずれも写真付きのもの)など2点を提示してください		
	前回取得した旅券	有効期間内の旅券を切り替える場合は、その旅券の提出がないと申請できません		
手数料	料金は、有効期間ごとに次の通りです。収入印紙と岩手県収入証紙で納めてください ※収入印紙、岩手県収入証紙は、市役所本庁舎内でも購入できます			
	種別	収入印紙	岩手県収入証紙	合計
	10年	14,000円	2,300円	16,300円
	5年	9,000円	2,300円	11,300円
	5年(12歳未満)	4,000円	2,300円	6,300円

また、マイナンバーカードとスマートフォンを使って、マイナポータルからパスポートの発給申請を行えるようになりました。(電子申請)

詳しくは、岩手県のホームページをご覧ください。



届け出・証明

情報公開

問 総務課 ☎72-8226 FAX63-7023

情報開示請求

情報公開制度は、市民の皆さんの請求に応じて、市が保有する文書などの市政情報を公開するものです。どなたでも、必要とする市政情報を必要なときに、閲覧したり写しなどの交付を受けることができます。

添付書類 なし

提出先 当該情報を保有する担当課窓口または総務課

保有個人情報開示請求

市が保有している行政文書に記載されている皆さんの個人情報について、個人情報の本人が自分の情報や内容などを確認するため、その個人情報の開示を求めることができます。

添付書類 なし

提出先 当該個人情報を保有する担当課窓口または総務課

必要書類 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

保有個人情報訂正請求

市が保有している行政文書に記載されている自分の個人情報に誤りがある場合には、その訂正(追加または削除を含む)を請求できます。

添付書類 事実と違うことを証明する資料など

提出先 当該個人情報を保有する担当課窓口または総務課

必要書類 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)

保有個人情報利用停止請求

市が保有している行政文書に記載されている自分の個人情報が、不適法に取得、保有、利用または提供されている場合には、市に対してその利用の停止、消去または提供の停止を請求できます。

添付書類 なし

提出先 当該個人情報を保有する担当課窓口または総務課

必要書類 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)



税・年金

最新情報は
コチラ➡



税金



国民年金

税金

住民税

市民税と県民税を合わせて、住民税といいます。個人と法人があり、市民税が課税になる人は、自動的に県民税も課税されます。税率など、詳しくはお問い合わせください。

個人市民税

問 市民税課 ☎72-8209 FAX65-3793

市・県民税は、前年(1月～12月)の所得に基づいて市が税額を計算し、納税していただきます。毎年3月15日までに申告書を提出してください。

下記に示す申告の必要な人が申告をしないと、保育園入園・公営住宅入居・融資などの申請に必要な所得証明書などの交付が受けられないことがあります。また、国民健康保険に加入している人は、保険税の軽減などの措置が受けられません。

【1月1日現在北上市に住所を有し、前年中に所得があった人は、原則として申告が必要です】

1. 営業を営んでいた人(赤字などで確定申告の義務がない人でも市・県民税の申告が必要です)
2. 農業を営んでいた人
(規模の大小にかかわらず、農協などに出荷している場合は申告が必要です)
3. 不動産、利子、配当、雑、一時、山林および譲渡の各所得があった人
4. 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職していない人
5. 給与所得者で、2カ所以上から給与の支払いを受けた人
6. 医療費控除、寄附金税額控除などを受けようとする人

申告が不要の人

1. 所得税の確定申告をした人
2. 勤務先から年末調整済の「給与支払報告書」が北上市に提出されている人で、他に収入がない人
3. 生計を一にしている親族から扶養されていて所得がない人

※上記1～3に該当する人以外は、国民健康保険税の算定資料になりますので、収入がなくても申告は必要です。

広 告

東北税理士会 花巻支部所属

法人、個人、相続、税務申告
経営計画、法人設立、給与 等

当事務所にお気軽にご相談ください。

奥寺敦哉
税理士事務所

税理士 奥寺 敦哉

☎0197(63)3217

FAX 0197(63)3025

北上市さくら通り3丁目14-8



遺産相続に関する
申告・対策



個人の確定申告



法人税・事業承継

・・・等各種税務のご相談は

高橋勉税理士事務所

税理士 高橋 勉 税理士 菊池正幸

〒024-0083 北上市柳原町4-1-12

TEL 0197-63-2616

FAX 0197-63-2634



法人市民税

問 市民税課 ☎72-8210 FAX65-3793

市内に事務所または事業所がある法人、寮などがある法人、社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるものは課税されます。

固定資産税

問 資産税課 ☎72-8211、8212 FAX65-3793

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地・家屋・償却資産(総称して「固定資産」)を所有している人が、所在する市町村に納める税金です。

税額は、課税標準額に税率1.4%を乗じた額です。毎年4月下旬に「納税通知書」を送付します。納期限は年4期に分かれていますので、各期限内に納付してください。

固定資産税の軽減

住宅用地、新築住宅は税が減額されます。また、耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などを行い、一定の要件を満たす場合に、証明書など必要書類を添付した申請書を提出することで、一定期間、固定資産税が軽減される特例があります。

※詳しくは資産税課にお問い合わせください。

- 家屋に係る固定資産税についてはP44をご覧ください。

入湯税

問 市民税課 ☎72-8210 FAX65-3793

市内の鉱泉浴場(温泉)での入浴者(12歳以上)から、浴場経営者が利用料金と一緒に徴収し、市に納入します。宿泊の場合は、1泊1人150円(自炊・簡易宿泊施設は75円)、日帰りの場合は75円(自炊・簡易宿泊施設は35円)です。

軽自動車税(種別割)

問 市民税課 ☎72-8210 FAX65-3793

4月1日現在で、市内で一般原動機付自転車(125cc以下)、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車、農耕用作業車を登録している人に課税されます。税額は車種、排気量などによって、段階的に定められています。5月中旬ごろに納税通知書を送付します。5月末日までに納付してください。

登録・廃車の手続きは…

- 原動機付自転車、小型特殊自動車、農耕用作業車…市民税課(☎72-8210)に申告してください。
- 軽自動車…軽自動車検査協会 岩手事務所(☎050-3816-1833)
- 二輪の小型自動車…東北運輸局岩手運輸支局(☎050-5540-2010)に申告してください。

税の納付

問 収納課 ☎72-8253 FAX64-2173

納付書納付:金融機関、コンビニエンスストア、市役所本庁舎収納課、江釣子民生係または和賀民生係で納付してください。

eL-QR納付:地方税お支払サイトの読み取り画面から納付書に印字されている二次元コード(eL-QR)を読み取ってクレジットカード、インターネットバンキングまたはダイレクト納付で納付してください。

スマホアプリ納付:スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されている二次元コード(eL-QR)を読み取って納付してください。(領収証書は交付されないのご注意ください)

※納期限までに納付がない場合は、延滞金が加算されます。詳しくはホームページをご覧ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税	普通徴収			1期		2期		3期		4期		
	特別徴収	翌月10日まで(6月から翌年5月まで12回徴収)										
	退職手当	収入があった月の翌月10日まで										
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

普通徴収…納付書、口座振替などで納付 特別徴収…給与から天引きで納付

市税の納付は、便利で確実な口座振替で

問 収納課 ☎72-8254 FAX64-2173

- 口座振替ができるのは市・県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。
- 振替日は各納期月の25日です。25日が金融機関の休業日のときは、翌日以降の営業日になります。
- 申し込み手続きは市内の金融機関または収納課、江釣子民生係、和賀民生係へ。預貯金通帳と届出印を持参してください。

税に関する証明の手数料、交付場所

各種申請書は交付窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

証明書	窓口			郵便 請求	コンビ ニ交付	手数料
	本庁舎 市民税	江釣子 民生係	和賀 民生係			
課税所得に関する証明	○	○	○	○	○	1件につき350円 ※コンビニ交付は1件につき300円
営業に関する証明	○	○	○	○		1件につき350円
納税証明	○	○	○	○		1年度1件につき350円
固定資産課税台帳登録に関する証明	○	○	○	○		1筆または1棟1件につき350円 ※1筆または1棟増す毎に50円加算
固定資産公課に関する証明	○	○	○	○		1筆または1棟1件につき350円 ※1筆または1棟増す毎に50円加算
住宅用家屋証明	○	○	○	○		1件につき1,300円
固定資産課税台帳の閲覧	○	○	○	○		1納税義務者1件につき350円
固定資産名寄帳の閲覧	○	○	○	○		1納税義務者1件につき350円
土地台帳付属図面の閲覧	○	○	○	○		1字1件につき350円

証明書の種類

課税所得証明書	証明年度の前年中の所得額、証明年度の課税額、控除額、扶養人数が記載されます
非課税証明書	証明年度の市県民税が課税されていないことの証明です
営業証明書	事業所名、所在地、事業種目が記載されます
納税証明書	課税されている市税(固定資産税、市県民税(法人の場合は法人市民税)、軽自動車税(種別割)、国保税)の年税額と納付済額、未納額が記載されます
軽自動車税(種別割) 納税証明書(継続検査専用)	車検に必要な納税証明書です。標識番号、および証明書の有効期限などが記載されます (この証明書は軽自動車税(種別割)に未納がない場合に交付されます)

※本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカードなどを提示いただきます。

※同一世帯の親族以外の代理人が請求する場合は委任状が必要です。

※法人の証明書申請には、申請書に法人の代表者印の押印もしくは代表者印の押印がある委任状が必要です。

※コンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードと登録した電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。

国民年金

問 国保年金課 ☎72-8206 FAX65-3792

日本国内に住む20歳から60歳になるまでのみんなが加入し、みんなが保険料を出し合い、みんなで支えるのが国民年金です。

被保険者の種別

種別	どんな人が?	加入の届け出は	保険料の納付は?
第1号被保険者	自営業者、農林漁業、学生、無職の人など	ご自身で市役所窓口へ	ご自身で納付
第2号被保険者	厚生年金に加入する会社員、公務員など	勤務先が届出	勤務先が納付
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先へ届出	なし

任意加入制度

上の3つの種別以外に次のような人は、任意加入することができます。

- ①60歳以上65歳未満の人で、年金額を満額に近づけたい人や年金の受給資格期間が足りない人
- ②受給資格期間が足りない人が、70歳になるまで加入期間を延長(昭和40年4月1日以前に生まれた人のみ)
- ③海外に居住する日本人で20歳以上65歳未満の人
- ④厚生年金、共済組合などに加入していない人
- ⑤高齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人

※保険料の納付は、原則、口座振替となります。

こんなときは国民年金の手続きが必要です

内容	手続きをするところ	必要なもの
就職したとき	厚生年金などの第2号被保険者に加入した場合は、勤務先で手続き	
退職したとき	60歳未満の人は、市町村で第1号被保険者の変更手続き	離職証明書、年金番号がわかる書類
第2号被保険者の被扶養配偶者になったとき	配偶者の勤務先で手続き	
第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき	市町村で第1号被保険者への変更手続き	被扶養者から外れた証明書、年金番号がわかる書類
転入・転出したとき(海外)	第1号被保険者は、転入した場合は加入の手続き、転出する場合は喪失の手続き	年金番号がわかる書類
免除・猶予・学生の納付特例の申請	市町村の窓口	年金番号がわかる書類、学生の納付特例の場合は学生証(写し)
年金受給者が死亡したとき	国民年金だけの受給者は市町村で手続き(手続きをする人の市町村)	添付する書類が複数あるので、窓口で確認

※手続きする市町村は原則として住民登録地となります。

保険料

保険料は定額で、20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。口座振替なら引き落としがあってお得です。また、当月末振り替えの早割りや、半年・1年・2年分まとめて支払う前納制度があります。詳しくは花巻年金事務所(☎0198-23-3351)へお問い合わせください。

定額保険料 月額17,510円(令和7年度)

付加保険料 月額400円

※保険料の額については毎年改定されます。

保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料を納付できない人のために、保険料の免除制度があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

また、免除を受けた期間を、過去10年前までさかのぼって納めることができます。

免除・猶予の種類

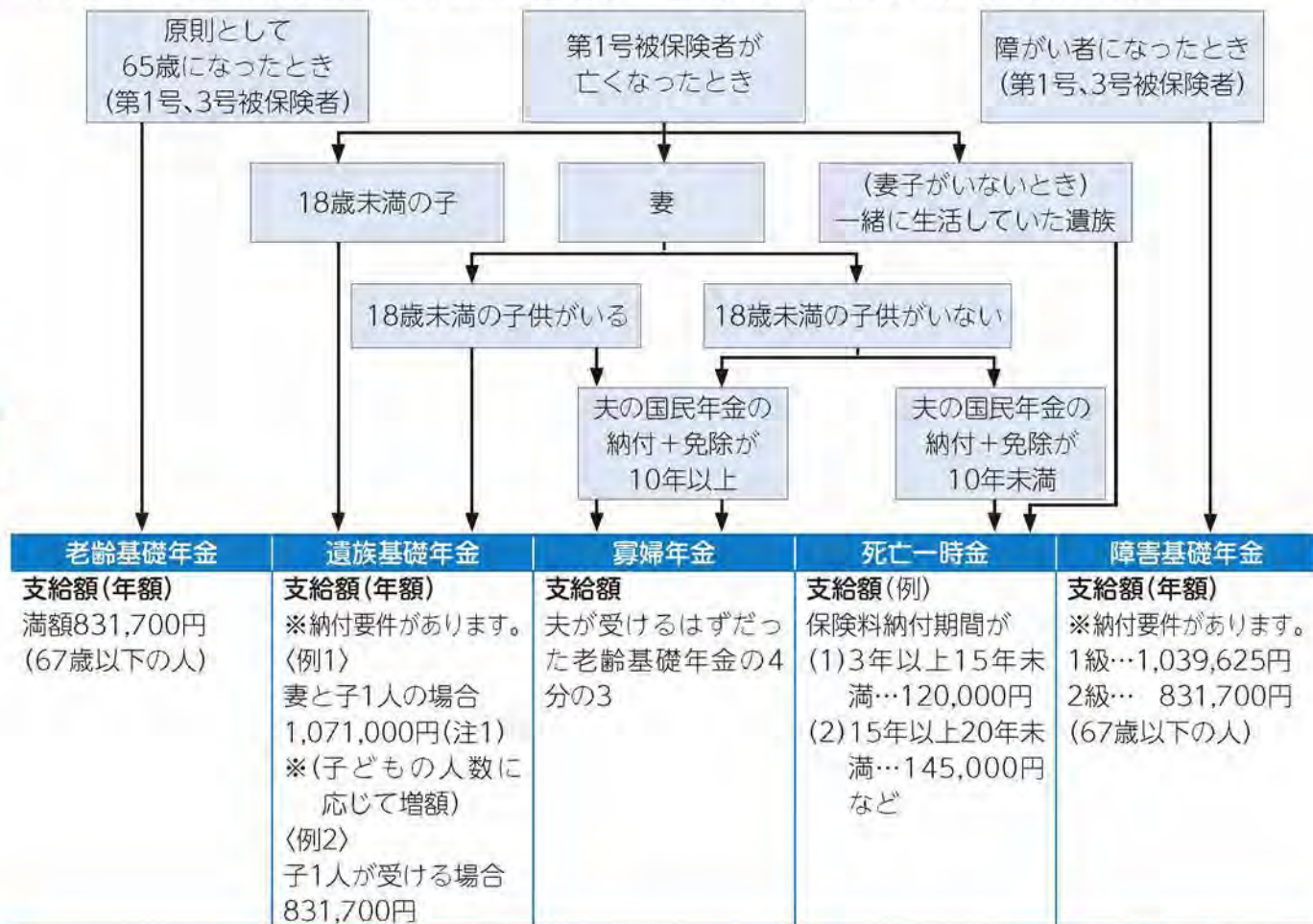
申請免除	●全額免除 ●3/4免除(保険料の1/4納付が必要) ●半額免除(保険料の半額納付が必要) ●1/4免除(保険料の3/4納付が必要) 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合適用
法定免除(全額免除)	●生活保護法により生活扶助を受けている場合適用 ●障害基礎年金または被用者年金の障害年金を受給している人(2級以上)の場合適用
学生納付特例制度	学生で本人の前年所得が一定額以下の場合適用 ※対象にならない学校もあります。
納付猶予制度	50歳未満の人が対象で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合適用
退職者特例申請	前年度以降に退職(失業)している人は、離職票、雇用保険受給資格者証などの写しを添付いただく退職者の所得を除外して審査されます。



税・年金

年金の受給

どの年金もきちんと保険料を納めていないと受給できなくなる場合があります。注意しましょう。



(令和7年度の額)

※支給額は毎年改定されますので詳しくは花巻年金事務所(☎0198-23-3351)へお問い合わせください。

※支給は受給権発生の翌月分からとなります。

老齢基礎年金の受給

繰上受給

老齢基礎年金は、原則として65歳になったときに請求手続きをして受けることになります。しかし、希望すれば60歳から減額された年金を受けることができます。※繰上受給すると、その後65歳になる前に障がい者になっても障害基礎年金は受けられませんので、注意してください。

繰下受給

65歳以降において請求手続きをして、増額された年金を受けることができます。

年金の支払いは

年6回支払われます(2月・4月・6月・8月・10月・12月の15日払い。休日、祝日の場合はその前日)。

特別障害給付金制度

かつて国民年金の任意加入対象だった人で、加入しなかったことにより障害基礎年金などを受給することができない障がい者に支給します。本人の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額または半額が停止される場合があります。障害基礎年金や障害厚生年金・障害共済年金などを受給中の人は対象になりません。

対象	支給額
次の(1)・(2)の人で、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障がい者に該当する人(身体障害者手帳とは異なります)。ただし、65歳に達する日の前日までに上記の障がい状態に該当された人に限られます。 (1)平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者など(厚生年金・共済組合の加入者)の配偶者。	1級 月額56,850円 2級 月額45,480円 (令和7年度の額)

※支給額は毎年改定されますので詳しくは花巻年金事務所(☎0198-23-3351)へお問い合わせください。



国民健康保険

国民健康保険(以下、国保)は、皆さんが病気やけがなどをしたときに安心して診察や治療が受けられるようにするための制度です。国保は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税(国保税)と国、県、市の負担金などで賄われています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人、生活保護を受けている人を除いて、すべての人が加入します。

国民健康保険税

問 市民税課 ☎72-8210 FAX65-3793

国保税は、世帯分をまとめて世帯主が納めることになります。世帯主が国保に加入していなくても家族の中に国保加入者がいれば、加入者分だけ世帯主に通知されます。納付時期についてはP57を参照するか、収納課へお問い合わせください。

国保税の内訳は、医療費に充てる「医療分」、後期高齢者支援金に充てる「後期高齢者支援金分」、介護保険料納付金に充てる「介護分」の3種類から成り立っています。納めるときはこれらを合わせた額を納付していただきます。ただし、「介護分」の納付は、40歳から64歳までの国保加入者が対象となります。

税額は前年の総所得金額と国保加入者の人数などにより決まります(税率など改正になる場合もあります)。

医療分 (加入者全員対象)	後期高齢者支援金分 (加入者全員対象)	介護分 (加入者で40～64歳の人対象)
所得割: (前年の所得－43万円)×6.6%	所得割: (前年の所得－43万円)×3.0%	所得割: (前年の所得－43万円)×2.5%
均等割: 一人当たり年額19,000円 (未就学児9,500円)	均等割: 一人当たり年額7,600円 (未就学児3,800円)	均等割: 一人当たり年額7,400円
平等割: 一世帯当たり19,000円	平等割: 一世帯当たり7,700円	平等割: 一世帯当たり7,500円
課税限度額66万円	課税限度額26万円	課税限度額17万円

※令和7年度の税率

国民健康保険税の減免・軽減など

問 市民税課 ☎72-8210 FAX65-3793

国保税を滞納すると延滞金に加算されるほか、医療費がいったん自己負担になったり、保険給付が差し止めになる場合があります。事情があつて期限通りの納付ができない場合、一定の要件に該当するときは納付額の減免や免除を受けられます。

● 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇止めにより離職された人の国保税が軽減されます。

軽減を受けるためには申告が必要です。市民税課14番または国保年金課8番窓口で申告してください。

対象者(次のすべてに該当する人)

- 離職日時点において65歳未満
- 職業安定所から交付される「雇用保険受給資格者証」の離職理由コード番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかに該当

● 出産被保険者の減額(令和6年1月～)

出産する予定または出産した被保険者の国保税が次のとおり減額されます。

- 減額期間 単胎妊娠: 4月(予定月の前月から予定月の翌々月まで)
多胎妊娠: 6月(予定月の3月前から予定月の翌々月まで)

- 減額する額 減額期間に係る所得割額及び均等割額

ただし、令和6年1月からの国保税が対象となります。

減額するためには届出が必要です。市民税課14番または国保年金課8番窓口で届出してください。

【特別な事情による減免】

災害や一時的な疾病など特別な事情により国保税を納めることが困難と認められる場合、申請により税額の一部または全部が減免になる制度があります。

減免の申請は納期限の7日前までに行ってください。さかのぼって減免を受けることはできません。また、法定軽減の割合によっては、減免の対象とならない場合があります。

詳細は市民税課14番窓口へお問い合わせください。



国保の給付

問 国保年金課 ☎72-8204 FAX65-3792

病気やけがで医療機関を受診するとき、マイナ保険証または資格確認書を提示すれば、一部負担金のみの支払いで済みます。年齢、所得によって負担割合が異なります。

窓口負担割合

～就学前	就学後～69歳	70歳～74歳
2割負担	3割負担	2割または3割

支給・補助など

療養費の支給	やむを得ない事情により保険証を持参せず受診した場合や、医師の診断でコルセットを作った場合など、後日請求すれば自己負担分を除いた額が支給されます。
出産育児一時金の支給	加入者が出産したときに48.8万円を支給します。詳しくはP81をご覧ください。
葬祭費の支給	加入者が死亡したとき、喪主に5万円を支給します。
人間ドック受診者への助成	医療機関などで受診した人間ドック受診料の2分の1以内を助成します(限度額2万円)。申請時には人間ドック結果通知書の写しの添付が必要なほか、受診後40日以内の申請が必要です。受診日が属する年度内において、①人間ドック受診料助成を受けていないこと②市の特定健診の受診と重複していないことが条件となります。
入院食事療養費の自己負担減額制度	75歳未満の住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代が減額されます。食事代の自己負担額は、年齢・所得によって異なります。入院前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受ける必要があります。

※交通事故などで保険の給付を受けようとするときは届け出が必要になります。

高額療養費

問 国保年金課 ☎72-8204 FAX65-3792

1カ月の医療費の患者負担(一部負担金)が高額になったとき、申請して認められれば、限度額を超えた分が高額療養費として払い戻されます。70歳未満の人と、70歳～74歳の低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用認定証」を医療機関などに提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。認定証の発行には申請が必要です。

■70歳未満の場合

適用区分	外来+入院(世帯ごと)
基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% ※多数回140,100円
基礎控除後の所得 600万円超 901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% ※多数回93,000円
基礎控除後の所得 210万円超 600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% ※多数回44,400円
基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 ※多数回44,400円
住民税非課税世帯	35,400円 ※多数回24,600円

■70歳～74歳の場合

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% ※多数回140,100円	
課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% ※多数回93,000円	
課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% ※多数回44,400円	
一般	18,000円(年間上限 144,000円)	57,600円 ※多数回44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回…過去12カ月間に、同一世帯で高額療養費の限度額に達した月が4回以上あった場合

所得判定区分および窓口自己負担割合

所得区分	窓口負担	判定基準
一定以上所得者	3割	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70歳から74歳までの国保被保険者がいる人 ただし、70歳から74歳までの国保被保険者の収入の合計が2人以上で520万円、1人で383万円未満の場合は、申請により「一般」区分となります
一般	2割	一定以上所得者、低所得者にあてはまらない人
低所得者Ⅱ	2割	世帯主と国保に加入している人が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)
低所得者Ⅰ	2割	世帯主と国保に加入している人が住民税非課税の人で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の控除80万円として計算)したときに0円になる人



加入・変更手続き

加入や変更があった場合は、14日以内に届け出てください。

	こんな場合	手続きに必要なもの
国保加入の手続き	他の市町村から転入した	他市町村の転出証明書
	職場の健康保険の資格がなくなった	職場の健康保険の資格がなくなった証明書(資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者から外れた	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれた	母子手帳、世帯主の通帳、領収明細書、合意文書(医療機関より交付)
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
	北上市に外国人登録をした(3カ月以上在留する人)	在留カード、特別永住者証明書またはパスポート
国保脱退の手続き	他市町村に転出する	資格確認書、交付されている各種証書
	職場の健康保険に入った	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書または資格情報のお知らせ(職場の保険証が未発行のときは、加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になった	資格確認書、喪主の通帳、喪主が確認できる書類(葬儀の案内状など)
	死亡した	資格確認書、喪主の通帳、喪主が確認できる書類(葬儀の案内状など)
	生活保護を受けるようになった	資格確認書、保護開始決定証明書
その他	市内で住所が変わった	
	世帯主や氏名が変わった	資格確認書、交付されている各種証書
	世帯を分けたり、一緒にした	
	保険証をなくした	本人確認書類(運転免許証など)
	市外に就学のための資格確認書を申請する	在学証明書など、資格確認書

※上記に加えて、原則、本人確認書類が必要です。

介護保険

問 長寿介護課 ☎72-8219 FAX64-0287

介護保険は、40歳以上の全員が加入します。

保険料と納付

第1号被保険者→65歳以上の人

- 前年中の所得に対する市県民税の課税状況や、前年中の所得金額などによって決められます。(令和7年度の基準額は72,600円/年)
- 受給している年金の年額が18万円以上の人とは原則、年金の支給月の年6回に分けて年金から天引きされます。
- 受給している年金の年額が18万円未満の人とは、納付書で各自納めます。

令和6年度からの介護保険料

所得段階	対象となる人	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.45	32,600円 (20,400円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80.9万円以下の人	基準額×0.60
第3段階		80.9万円超 120万円以下の人	43,500円 (29,100円)
第4段階		120万円超の人	基準額×0.69
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80.9万円以下の人	基準額×0.90
第6段階		80.9万円超の人	基準額×1.00
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	基準額×1.20	65,300円 (基準額)
第8段階		基準額×1.20	72,600円 (基準額)
第9段階		120万円未満の人	基準額×1.30
第10段階		120万円以上 200万円未満の人	基準額×1.50
		200万円以上 300万円未満の人	基準額×1.70
		300万円以上 400万円未満の人	基準額×1.90
		400万円以上 500万円未満の人	基準額×1.90

所得段階	対象となる人		調整率	保険料(年額)
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	500万円以上 600万円未満の人	基準額×2.10	152,400円
第12段階		600万円以上 700万円未満の人	基準額×2.30	166,900円
第13段階		700万円以上 1,000万円未満の人	基準額×2.40	174,200円
第14段階		1,000万円以上の人	基準額×2.70	196,000円

● 第2号被保険者→40歳から64歳までの医療保険に加入している人

■ 国民健康保険の人

- 医療保険分と介護保険分を合わせて、国保税として世帯主が納めます(P61参照)。
- 所得や、その世帯の介護保険加入者数などによって計算します。

■ 職場の健康保険の人

- 医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。勤務している人の扶養家族となっている場合、扶養している人の給与から差し引かれます。(加入している保険によっては、扶養家族については個別の負担がないこともあります。)
- 加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。



介護保険料の減免

災害により大きな被害を受けたり、失業などにより前年度に比べて著しい所得減少が見込まれる場合や、世帯の収入が一定の額以下で納付が困難な場合など、要件に該当するときは納付額の減免を受けられます。申請が必要なので、長寿介護課にご相談ください。

介護保険サービスの利用

P75~78をご覧ください。

後期高齢者医療制度

問 国保年金課 ☎72-8205 FAX65-3792

後期高齢者医療制度は、資格や保険料などの決定を岩手県後期高齢者医療広域連合で行い、市は各種届け出の受け付けと保険料の徴収を行います。

加入する人

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいのある人

保険料

保険料は、被保険者均等割と所得割に分けられます。低所得者については、世帯(世帯主と世帯の被保険者)の所得水準が基準額を超えない場合は保険料の被保険者均等割額が軽減されます。

※1 被保険者均等割
43,800円

+

※2 所得割額

=

保険料

※1 均等割額は、世帯の総所得金額に応じて軽減されます。

※2 所得割額=(前年の総所得金額等-基礎控除額:43万円)×8.53%

保険料額は、年額80万円が限度額となります。

※保険料率、保険料限度額は2年ごとに見直しされ、県内均一です。

納め方

(1) 特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合には、特別徴収の対象外となります。偶数月の15日に年金から天引きされます。

(2) 普通徴収

(1)の特別徴収の対象にならない人は、納付書や口座振替などにより、保険料を市に納めることとなります。納付書で納める場合は、国保年金課窓口か金融機関で納めてください。

医療費の負担

医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)		外来+入院(世帯単位)
	一般	低所得者	
現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%〈140,100円〉 ^{※1}		
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%〈93,000円〉 ^{※1}		
現役並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%〈44,400円〉 ^{※1}		
一般Ⅱ	18,000円 ^{※2}		57,600円〈44,400円〉 ^{※1}
一般Ⅰ	18,000円 ^{※2}		
低所得者Ⅱ	8,000円		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円		15,000円

※1 過去12カ月の間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から適用になる限度額を指します。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。

※2 自己負担額の年間(8月1日～翌年7月31日までの間)の合計額に対して、144,000円の限度額を設けます。

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、1食あたり下記の標準負担額を自己負担します。

所得区分		標準負担額
現役並み所得者	一般	510円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
	過去12カ月で90日を超える入院 ^{※3}	190円
低所得者Ⅰ		110円

※3 区分Ⅱの期間における入院日数が、過去12カ月で90日を超える場合、申請により、入院時の食費がさらに減額されます。入院日数のわかる医療機関の領収書をお持ちになり、市町村の窓口で申請が必要です。

加入・変更手続き

	こんな場合	いつまでに	手続きに必要なもの
加入の手続き	他県から転入してきた	速やかに	他の広域連合の負担区分証明書 他の広域連合の認定証明書(障がい・特定疾病) 他の広域連合の被扶養者証明書
	65歳を過ぎて一定の障がいがあると認定された	障がいの状態になった時	身体障害者手帳または年金証書(障がいの状態の分かるもの)など
	生活保護を受けなくなった	速やかに	保護廃止通知書
	他の広域連合の住所地特例に該当しなくなった	14日以内	他の広域連合の負担区分証明書 他の広域連合の認定証明書(障がい・特定疾病) 他の広域連合の被扶養者証明書
喪失の手続き	他の市町村へ転出する	14日以内	資格確認書・振込口座の分かるもの
	死亡した	速やかに	資格確認書、喪主の振込口座の分かるもの、相続人代表者の振込口座の分かるもの
	生活保護を受けるようになった	14日以内	資格確認書・保護開始決定通知書
	他の広域連合の住所地特例に該当することになった	14日以内	資格確認書・振込口座の分かるもの
	75歳未満の被保険者が障がいの状態に該当しなくなった	速やかに	資格確認書・振込口座の分かるもの
その他	市内で住所が変わった	14日以内	資格確認書
	氏名が変わった	14日以内	資格確認書
	資格確認書をなくした	速やかに	本人確認書類(マイナンバーカードなど)
	75歳未満の被保険者が障がい認定を取り下げる	随時	資格確認書・振込口座の分かるもの

※75歳になり後期高齢者医療保険に入る人は、誕生日前に資格確認書が届きます。

※交通事故など第三者(加害者)が賠償義務を負う傷病などでこの保険を受けようとするときは、速やかに届け出をしてください。





相談

最新情報は
こちら➡



各種相談

生活(1. 内容 2. 場所 3. 日時)

● 市民相談 問 市民課 ☎72-8202 FAX65-3791

1. 市民の一般相談の受け付け
2. 市民課(本庁舎1階)
3. 月～金曜日(祝日を除く)／8時30分～17時

● 消費生活相談 (P48参照)

● 行政相談 問 市民課 ☎72-8202 FAX65-3791

1. 国の仕事に関する苦情や意見
2. 本庁舎4階相談室
3. 毎月第1・3月曜日(祝日を除く)／10時～15時

● 人権相談 問 市民課 ☎72-8202 FAX65-3791

1. 家庭や地域での人権にかかわるいじめなど
2. 本庁舎4階相談室
3. 毎月第1・3月曜日(祝日を除く)／10時～12時、13時～15時

● 外国人に関する相談会

問 国際交流ルーム ☎63-4497

(1) 行政書士による相談(予約制)

1. ビザ取得、在留資格の変更、国際結婚、帰化申請、永住、入国許可、国籍や戸籍関係などの専門的な手続きについて。外国人に限らず、外国人を配偶者に持つ日本人や家族、友人、会社の人の相談も承ります。
2. 生涯学習センター内
3. 毎月第4もしくは第5木曜日(祝日を除く)／14時～17時

(2) スタッフによる相談

1. 日本語の習得、生活相談など
2. 国際交流ルーム(生涯学習センター内)
3. 月～土曜日 13時～19時(祝日・第3水曜日を除く)

● 弁護士による法律相談

問 市民課 ☎72-8202 FAX65-3791

1. 個人の相続や不動産、金銭貸借問題など
 2. 本庁舎4階相談室
 3. 原則毎月第2・3・4木曜日(祝日を除く)／10時～15時
- ※電話予約制

子育て・健康・年金(1. 内容 2. 場所 3. 日時)

● 子育て相談 (P83参照)

● 育児・健康相談 (P80参照)

● 発達相談

問 こども家庭センター ☎72-8297 FAX65-3834

1. 運動やことばの遅れなど、発達で気になる子どもについての相談
2. こども家庭センター(hoKko内)
3. お問い合わせください

● 医師による精神保健相談 (P69参照)

● HIV(エイズ)に関する相談・検査 (P69参照)

● ウイルス性(B型・C型)肝炎に関する相談・検査 (P69参照)

● 骨髄提供相談

問 中部保健所 ☎0198-22-4952 要予約

1. 骨髄提供に関わること
2. 中部保健所
3. 4月～7月の毎月第4火曜日、8月～3月の毎月第3火曜日(祝日を除く)／14時～15時



相談



北上市
フォトギャラリー



福祉(1.内容 2.場所 3.日時)

●教育相談 (P89参照)

●家庭児童相談 (P89参照)

●少年相談 (P89参照)

●女性相談

問 こども家庭センター ☎64-7573

1. 女性が抱えている問題やさまざまな悩み
2. hoKko2階 市こども家庭センター
3. 月～金曜日(祝日を除く)／9時15分～16時



相談予約

●DV(配偶者やパートナーからの暴力)相談

問 ☎0198-22-4921

1. 配偶者やパートナーからの暴力の相談、支援など
2. 県南広域振興局花巻保健福祉環境センター
3. 月～金曜日(祝日を除く)／8時30分～17時

●障がい者相談

問 障がい福祉課 ☎72-8214 FAX64-2202

1. 障がい者、介護者および家族の相談
2. 障がい福祉課(本庁舎1階)
3. 月～金曜日(祝日を除く)／9時15分～16時

●ろうあ者相談

問 障がい福祉課 ☎72-8214 FAX64-2202

月～金曜日(祝日を除く)／9時15分～16時

問 県南広域振興局花巻保健福祉環境センター北上分教室

☎65-2732 FAX65-2496

- 月～金曜日(祝日を除く)／9時15分～16時15分
1. ろうあ者の日常生活、社会活動相談および手話通訳
 2. 障がい福祉課(本庁舎1階)
 - ・県南広域振興局花巻保健福祉環境センター北上分教室

●高齢者相談

問 長寿介護課 ☎72-8217 FAX64-0287

1. 高齢者、介護者および家族の相談
2. 長寿介護課(本庁舎1階)
3. 月～金曜日(祝日を除く)／9時15分～16時

●高齢者障がい者権利擁護相談

問 長寿介護課 ☎72-8324 FAX64-0287

1. 認知症、知的障がい、精神障がいにより、成年後見制度の利用を必要としている人および家族等に対し相談・支援を行います。
2. 長寿介護課
北上市権利擁護支援センター(本庁舎1階)
3. 月～金曜日(祝日を除く)／8時30分～17時

●ひきこもりの相談

問 北上市社会福祉協議会 ☎080-2831-8847

FAX0197-72-6075 LINE ID:760imjhb

1. 当事者や家族等のひきこもりや不登校に係る相談
2. 北上市総合福祉センター(自宅等への訪問も可能)
3. 月～金曜日(祝日を除く)／9時～17時

問 北上笑いのたね事業所 ☎72-8160 FAX72-8162

メール kitakami-waratane@roukyou.gr.jp

1. 誰でも利用できる居場所の開設および不登校やひきこもりなどの相談
2. ワラタネスクエア(本通り二丁目3-38)
3. 火～土曜日／10時～17時



相談



北上市
フォトギャラリー



生活に困ったとき

生活保護

問 地域福祉課 ☎72-8215 FAX64-2202

自助努力や諸制度を利用してもなお生計を維持することが(生活費、医療費など)困難な世帯に対し、最低限度の生活を保障する制度で、1日も早く自分の力で生活できるように手助けをする目的のものです。

生活困窮に関する相談

問 暮らしの自立支援センターきたかみ(北上市社会福祉協議会) ☎72-6074

1. 暮らしや仕事、お金などに関して困っていることを整理し、自立に向けた方法を一緒に考え、継続的な支援を行います。
2. 北上市総合福祉センター(自宅等への訪問も可能)
3. 月～金曜日(祝日を除く)/9時～17時

たすけあい資金・生活福祉資金

問 北上市社会福祉協議会 相談支援課 ☎64-2081

1. 【たすけあい資金】

低所得世帯を対象に、緊急的な生活費(電気等のライフラインの停止等)の貸付を行っています。

貸付の際は、生活状況などを確認したうえで、関係機関等と連携して対応します。

【生活福祉資金】

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に各種貸付を行っています。

貸付の種類は教育支援資金、総合支援資金、福祉資金、不動産担保型生活支援資金などがあります。

貸付の条件などがありますので、あらかじめお電話でご相談ください。

2. 北上市総合福祉センター
3. 月～金曜日(祝日を除く)/9時～17時

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

問 地域福祉課 ☎72-8213 FAX64-2202

ご相談ください

高齢者や障がいがある人の福祉に関すること、子育てに関すること、経済的困窮による生活上の心配事など、地域住民の皆さんが抱えるさまざまな相談をお聞きます。

秘密は守られます

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容や秘密が他人に漏れることはありません。地域の中で困っている人の相談や支援に携わるボランティアです。身近な相談・支援者として、地域に根ざした福祉活動を展開しています。お気軽にご相談ください。

お住いの地域の民生委員・児童委員をお知りになりたい場合は、地域福祉課にお問い合わせください。



相談



北上市
フォトギャラリー





健康

問 健康づくり課 ☎72-8296 FAX65-3834

健康相談

心身の健康について、保健師などが個別に相談に応じています。

来所相談

時 間 9時15分～12時、13時～16時

場 所 健康づくり課(hoKko内)(新穀町一丁目4-1)

電話相談

時 間 8時30分～17時

電話番号 健康づくり課(hoKko内) ☎72-8296

地区での健康相談

各地区の交流センター、公民館などを会場に開催する健康相談については、随時お知らせします。

電話番号 健康づくり課(hoKko内) ☎72-8296

医師による精神保健相談

心の悩みやアルコール依存の問題に、本人だけでなく家族からの相談も受け付けます。中部保健所(☎0198-22-2331)へお問い合わせください。

HIV(エイズ)・ウイルス性(B型・C型)肝炎の相談、検査

日 時 相談は随時受け付け

検査は4月～7月は毎月第2・4火曜日、8月～3月は毎月第1・3火曜日(祝日を除く)

10時30分～11時30分、
13時～14時(要予約)

場 所 中部保健所(花巻市花城町1-41)

手数料 無料

申し込み 中部保健所 ☎0198-22-4952(直通)

こころの健康に関する相談先

こころの相談窓口一覧

健康づくり課(hoKko内)では、来所・電話にてこころの相談に対応しています。市のホームページで市内外の身近な相談窓口の一覧を確認することができます。



メンタルチェックシステム「こころの体温計」

携帯電話(PCでも可能)を使って自分のこころの状態(ストレス度や落ち込み度)を確認できるシステムです。



健康教室

健康づくりに関する講座・栄養教室・運動教室などを、健康づくり課(hoKko内)、各地区の交流センターなどで開催します。具体的な日程・内容などは、広報紙の保健コーナー、交流センターだよりなどでお知らせします。

訪問指導

健康の保持増進や生活習慣病予防を目的に、特定健診結果や各種がん検診結果で訪問指導が必要と認められた人に、保健師などが訪問して本人・家族に対して必要な保健指導を行います。



広 告



医療法人社団敬和会
日高見中央クリニック



診療受付時間	月～金	8:30～18:00	休診日 ・日曜日 ・お盆 ・年末年始
	土 曜	8:30～17:00	
	祝 日	9:00～17:00	

【内科・呼吸器内科・循環器内科・リハビリテーション科・泌尿器科・眼科】
訪問診療 / 人工透析 / 保健指導 / 生活習慣病に関する健康相談 / 健康診断

〒024-0072 北上市北鬼柳 22-46
TEL 0197-61-0888 FAX 0197-61-0808



成人検診のご案内

特定健診、健康診査、歯周病検診

対象者には受診券を送付します。受診券を持参して受診してください。

肝炎ウイルス検診、各種がん検診

受診するには申し込みが必要です。随時受け付けておりますので健康づくり課までご連絡ください。

前回受診した人には受診券を送付します。

検診名	対象	検診内容	検診料
特定健診	集団・個別	40歳から74歳までの国民健康保険加入者	1,300円
健康診査	集団・個別	後期高齢者医療制度加入者	800円
	集団	40歳以上の生活保護受給者	無料
肝炎ウイルス検診 (B型・C型)	集団・個別	40歳の市民 41歳から79歳までの市民で過去の肝炎ウイルス検診の受診機会を逃した人	無料
前立腺がん検診	集団・個別	50歳以上の男性	有料
結核・肺がん検診	集団	40歳以上の市民	
胃がん検診	集団・個別	40歳以上の市民	
大腸がん検診	個別	40歳以上の市民	
乳がん検診	集団・個別	40歳代の女性(隔年検診) (乳房X線2方向撮影、乳房超音波検査) 50歳以上の女性(隔年検診) (乳房X線1方向撮影)	
子宮がん検診	集団・個別	20歳以上の女性(隔年検診)	市内の歯科医院 にて無料
歯周病検診 (個別検診)	個別	40歳、50歳、60歳、70歳の市民	
歯科健診 (口の健診)	個別	76歳の市民(後期高齢者医療保険加入者)	

※集団：集団検診です。各地区交流センターなどを巡回して実施します。

個別：市指定医療機関・検診機関施設で実施します。

※各種がん検診の検診料は、送付される受診通知書でご確認ください。

※生活保護世帯と市民税非課税世帯の人は、各種がん検診の検診料が無料となります。市民税非課税世帯の人が無料で受診するには、事前に申請が必要です。

疾病の早期発見・早期治療につなげるためにも、積極的に検診を受けましょう。



障がい児の福祉

特別児童扶養手当の支給

問 子育て支援課 ☎72-8261 FAX65-3834

精神または体に障がいのある20歳未満の児童を養育していて、所得が一定の基準に達しない場合に受給できます。支給額は、障がいの程度により1級月額56,800円、2級月額37,830円です。(令和7年度)



こども療育センター

問 ☎63-8722

心身に障がいや発達の遅れのある児童に対して、保護者と協力して障がいの軽減と機能の発達を助長し、健やかな育成を図るために設置しています。お気軽にご相談ください。

子育て・教育へ➡P84 こども療育センター

手帳の交付・障がい福祉サービス

問 障がい福祉課 ☎72-8216 FAX64-2202

療育手帳の交付

知的障がいのある子どもには療育手帳が交付されることになっています。県の制度に基づき申請をしていただくことになりますので、ご相談ください。申請には、写真などが必要です。療育手帳が交付されると、バスや電車、タクシー料金の減免などの援護を受けることができます。

補装具費の支給

体に障がいがあり、身体障害者手帳の交付を受けている場合、車いすなどの補装具費の支給や修理費の支給を受けることができます。

日常生活用具購入費の助成

障がいのある人が在宅で生活できるように、ベッド、頭部保護帽などを購入する際の費用を助成します。

障がい児通所支援

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供する放課後等デイサービス(就学児)、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与および集団生活への適応訓練を行う児童発達支援(未就学児)などのサービスがあります。

日中一時支援事業

就学している障がい児などの放課後や長期休業中に保護者が見守ることが困難な人に対して、障がい児などが活動できる場所を提供する事業や、介護している人が病気になった時など、昼間、一時的に施設介護を提供する(日帰り)事業を行います。

福祉用具購入費などの貸付

問 北上市社会福祉協議会 ☎64-2081 FAX72-6075

障がい児(者)がいる世帯に対して、福祉用具や障がい者用自動車の購入費用を貸し付けします。



健康・医療・福祉



北上市
フォトギャラリー



障がい福祉サービス

自立支援給付	居宅介護、生活介護、施設入所支援などの介護給付と機能訓練・生活訓練、就労支援などの訓練等給付、自立支援医療などのサービスがあります。
利用者負担	原則、サービス費用の1割の定率負担と食費などの実費負担が生じます。定率負担には、所得段階に応じた月額上限が設けられるほか、低所得者に配慮した軽減策が講じられます。

サービスを利用するために

①相談してください

障がい福祉課の窓口で、サービス利用のための相談をしてください。

②申請が必要です

障がい福祉課の窓口で申請してください。

③聞き取り調査をします

申請に基づき、申請者の心身の状況などを調査し、必要に応じて障がい支援区分の認定を行います。

④受給者証を交付します

障がい支援区分、介護者・住居などの状況やサービスの利用意向を把握し、サービスを利用できる量などを決定し、受給者証を交付します。

⑤事業者と契約

受給者証が届いたら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結んでください。

⑥サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用します。



健康・医療・福祉

利用できる主なサービス

障がい福祉サービス	介護給付	①居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
		②短期入所（ショートステイ）	施設などに短期間入所し、適切な支援を行います。
		③生活介護	入所、通所施設において、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
		④施設入所支援	夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	訓練等給付	①自立訓練	入所、通所施設において、身体機能または生活能力のための訓練を行います。
		②就労移行支援	一般企業などへの就労に向けた訓練を行います。
		③就労継続支援	施設において働く場を提供し、能力向上の訓練を行います。
		④グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行います。
地域生活支援事業	●手話通訳などの「コミュニケーション支援事業」 ●外出する際の「移動支援事業」 ●創作活動などの提供を行う「地域活動支援センター事業」 ●日中、活動の場を提供し、見守り、社会適応訓練などを行う「日中一時支援事業」 ●「身体障がい者等訪問入浴事業」		
自立支援医療	障がいのある人が、特定の医療を受ける場合、医療費の一部を公費で負担します。		
補装具費の支給	補装具の購入や修理にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を市が負担します。 ※所得に応じた自己負担の上限額を設定します。		

詳しくは「北上市障がい福祉まるわかりガイド」をご覧ください。

北上市障がい福祉
まるわかりガイド

相談支援事業所のご案内

障がい者等の福祉に関するさまざまな相談について、関係機関と連携しながら必要な情報の提供および助言並びに相談指導を行います。

名称	電話	所在地	主な対象者
自立生活支援センター北上	63-7289	本通り二丁目2-1 ツインモールプラザ東館3階	身体障がい
相談支援事業所萩の江	65-6330	新穀町一丁目7-32	知的障がい、障がい児
相談支援センターさくら	63-2039	本通り二丁目1-10	精神障がい、障がい児

相談支援事業所の主な業務

- (ア)福祉サービスなどの利用援助(情報提供、相談など)
- (イ)社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導など)
- (ウ)社会生活力を高めるための支援
- (エ)権利の擁護のために必要な援助
- (オ)専門機関の紹介

手帳の交付

障がいのある人には、障がいの種類に応じて手帳が交付されます。手帳の種類や等級に応じたサービスが受けられます。各制度に基づく申請が必要ですので、ご相談ください。

申請に必要なもの 写真など

税の軽減・免除

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人には、所得税や市・県民税などに障害者控除が適用されるほか、障がいの等級に応じて自動車税または軽自動車税が免税されます。

また、精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳の交付を受けていない人で、次のいずれかに該当する人には、所得税や住民税の障害者控除が適用になる「障害者控除対象認定書」を交付しています。

- ①知的障がい者(軽度～重度)に準じる人 ②身体障がい者(1～6級)に準じる人
- ③65歳以上で要介護認定を受けており、身体の障がいまたは認知機能の状態が市が定める基準に該当する人

各種手当・割引・助成など

受給資格は、障がいの程度、所得によります。障がい福祉課にお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当・介護慰労手当・福祉タクシー券の交付・自動車免許取得費の助成・自動車改造費の助成・NHK受信料の軽減・有料道路通行料金の割引・日常生活用具購入費の助成など

※詳しくは、「北上市障がい福祉まるわかりガイド」をご覧ください。

また、社会福祉協議会(☎64-1212)では声・点字広報の配布を行っています。



健康・医療・福祉

高齢者の福祉

食事サービス

問 長寿介護課 ☎72-8221 FAX64-0287

事業名	内容
配食サービス事業	在宅で調理の困難な65歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯などに、週5回を限度にお弁当を届けるとともに、安否確認をします。料金についてはお問い合わせください。

このほか民間で行うサービスもあります。詳しくは、長寿介護課へお問い合わせください。

その他のサービス

事業名	内容	お問い合わせ
緊急通報装置(あんしんホットライン)	ひとり暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯などの安全の確保と不安の解消を図り、福祉の増進に寄与することを目的に緊急通報装置と火災警報器を設置します。	長寿介護課 ☎72-8217
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる人を対象に、制度の申し立てに要する経費と後見人などの報酬の全部または一部を支援します。	長寿介護課 ☎72-8324

事業名	内容	お問い合わせ
ふれあいデイサービス	在宅高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、各自治公民館などで介護予防活動などを行います。	北上市 社会福祉協議会 ☎64-1212
訪問理美容事業	理美容店に行くことが困難な寝たきり高齢者や重度障がい者(児)などを対象に、理美容店が自宅を訪問して散髪などを行っています。その際、年2回を上限に利用料金を補助しています。	
日曜大工ボランティア	ひとり暮らし高齢者や、身体障がい者などの低所得世帯にボランティアを派遣し、家の補修などを行います。	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人に、「福祉サービス利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類など預かりサービス」を行います。	
小地域ネットワーク活動	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等が、地域で自立し安心して生活ができるように、隣近所や小地域を単位とした協力者によるネットワークを組織し、見守り活動や安否確認などを行います。	

老人クラブ

各地区に自主的につくられている老人クラブは、会員の親ぶくを図りながらレクリエーション、教養、健康講座、研修会、社会奉仕活動など幅広い活動をしています。

老人クラブのとりまとめは北上市老人クラブ連合会(事務局 ☎77-4115)が行っています。どんな活動をどこでやっているのか知りたい人はお問い合わせください。

シルバー人材センター

シルバー人材センターは就労を希望する地域の高齢者(60歳以上の人)に働きの場を提供しています。長年培った知識や経験、技術を生かして就労することにより豊かで積極的な高齢期の生活と社会参加による生きがいを充実するとともに地域に活力を生み出し、地域の福祉と活性化に寄与することを事業の目的としています。興味のある人はシルバー人材センター(事務局 ☎65-4080)にお問い合わせください。

高齢者の介護予防・地域支援

☎ 長寿介護課 ☎72-8221 FAX64-0287

介護予防や認知症に関する事業

● 介護予防

65歳以上の全ての高齢者を対象として、元気でいきいきと生活し、介護を必要としないようにする取り組みを実施しています。

hoKkoまちの保健室	おおむね週1回開催している、シニアの健康づくりのための運動・相談・学びの場です。(申し込み不要)
きたかみいきいき体操	動画を見ながら行う短時間の筋力運動です。3人以上のグループで週1回以上活動を行う場合、市が体操指導などを行います。
健康長寿ランチョンマット	食事のバランスと適量を手ばかりで学べるランチョンマットです。長寿介護課・hoKkoで配布しています。

● 介護予防・生活支援サービス事業

要介護認定で要支援に認定された人と基本チェックリストにより総合事業の対象者と判定された人が対象です。

介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。
訪問型サービス例	掃除、洗濯などの日常生活上のサービス支援を訪問して行います。
通所型サービス例	機能訓練の実施や集いの場などの提供を行います。

● 認知症

認知症カフェふらっと	月1回開催している、認知症についてゆるやかに学ぶ場です。どなたでも参加できます(申し込み不要)。
認知症サポーター養成講座	認知症の知識やサポーターとして何ができるかを学ぶ講座です。5人以上の団体・グループで申し込みください。



地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの身近な相談窓口です。地域で暮らす皆さんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

担当地区	名称	電話	所在地
黒沢尻東・黒沢尻西	地域包括支援センター本通り	72-7254	本通り四丁目10-11
黒沢尻北・飯豊	地域包括支援センターいいとよ	62-4100	村崎野17-115-3
相去・鬼柳	地域包括支援センター北上中央	72-6178	大堤西二丁目6-5
二子・更木・黒岩・立花・口内・稲瀬	地域包括支援センター展勝地	61-0225	立花10-36-1
江釣子・和賀	地域包括支援センターわっこ	77-5055	上江釣子17-117-1
	地域包括支援センターわっこのわ	62-3247	和賀町横川目10-20-3

地域包括支援センターの業務内容

介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された人のケアプランを作成したり、生活機能が低下している人の総合事業の利用を支援します。

権利擁護

高齢者への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害を関係機関と連携して防止します。

総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービス紹介や、解決のための支援を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

適切な介護サービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

認知症地域支援

認知症に対する支援体制の強化のため、認知症地域支援推進員が配置されています。

生活支援体制整備

生活支援コーディネーターが地域の皆さんと協力しながら、高齢になっても暮らしやすい地域づくりを推進します。

介護保険サービス

問 長寿介護課 ☎72-8218、72-8219 FAX64-0287

介護保険

介護保険からサービスを利用できる人

■65歳以上の人

「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた人

※介護が必要になった原因は問いませんが、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、長寿介護課へ届け出てください。

■40歳から64歳までの人

次の対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた人。交通事故などの第三者行為が原因の場合は対象になりません。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症

広 告

利用者が
来てよかったと
思える場所に。

旬の食材や地元食材にこだわったお食事のご提供。
通所介護体験利用はいつでもお受けしています。
通所手続きやケアマネ様の紹介も致しております。

地域密着型通所介護・介護予防通所介護サービス

デイ・サービスたおふじね

北上市和賀町藤根18-39-5
TEL 0197-62-5700
FAX 0197-62-5701

QRコード

デイ・サービスたおふじね 検索

環境に恵まれた「なごみ」のある暮らし。

有料老人ホーム・デイサービス・訪問介護

なごみ

TEL.0197-61-5100

北上市黒沢尻4丁目8-20

<https://nagominakazato.net/>

多員 認定

介護用品・福祉用具のことなら
何でもお気軽にご相談ください。

介護用品・福祉用具専門店
シムラ・ジョブス **有限会社 幸和産業**

【営業時間】 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
【定休日】 日曜・祝日

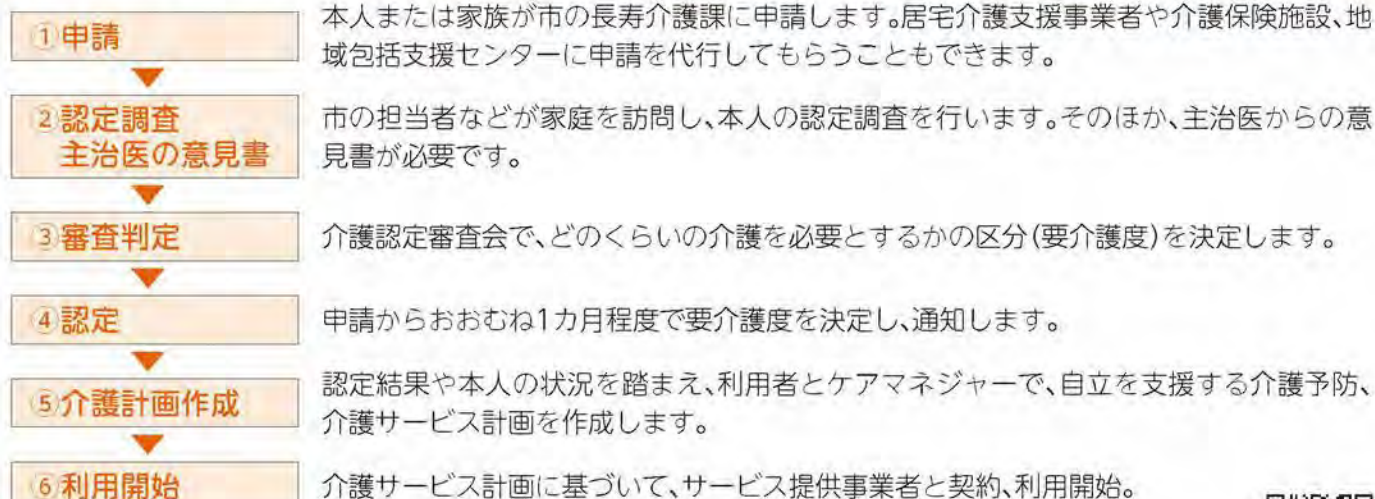
◆営業内容◆
・介護保険事業(福祉用具貸与・
特定福祉用具販売・住宅改修)
・介護用品・福祉用具・
医療機器の販売・レンタル

北上市村崎野15-354-1
幸和産業 北上市 検索 0197-81-4440
<https://kaigowakouwa.jp/>



- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 初老期における認知症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 多系統萎縮症
- 早老症

サービスを受けるまでの手順



■ サービス提供事業者は、市のホームページをご覧ください。



いろいろな介護サービス

在宅サービス

■ 日帰りで通うサービス

- ① 日帰り介護施設〈デイサービスセンター〉などへの通所〈通所介護(機能訓練、食事や入浴など)〉
- ② 老人保健施設などへの通所〈通所リハビリテーション(デイケア)〉

■ 家庭を訪問するサービス

- ① ホームヘルパーの訪問〈訪問介護〉
- ② 看護師などの訪問〈訪問看護〉

③ リハビリの専門職の訪問〈訪問リハビリテーション〉

④ 入浴チームの訪問〈訪問入浴介護〉

⑤ 医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導〈居宅療養管理指導〉

■ 施設への短期入所サービス

特別養護老人ホームや老人保健施設などへの短期入所〈短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)〉



北上市
フォトギャラリー



● 地域密着型サービス

■ 小規模多機能型居宅介護

通い、訪問、宿泊を組み合わせたサービスが受けられます。

■ 看護小規模多機能型居宅介護

通い、訪問、宿泊に看護を組み合わせたサービスが受けられます。

■ 認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

■ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホームに入居している人が食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

■ 地域密着型介護老人福祉施設

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事、入浴などの介護や健康管理が受けられます。

● 施設サービス

■ 介護老人福祉施設〈特別養護老人ホーム〉

常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。

■ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられます。

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

● 利用料の負担は…

所得に応じて、掛かった費用の1～3割を負担します。施設に入った場合の居住費、食費、日常生活費は自己負担です。自己負担が重くなった人や所得の低い人の負担を軽減する仕組みもあります。

介護サービス情報の公表

● 介護サービスは、 利用者がサービス提供事業者を選びます

「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を提供しています。

岩手県長寿社会課、または岩手県指定情報公表センターのホームページからご覧になれます。

■ 公表されているサービス

訪問介護／介護予防訪問介護／訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護／訪問看護／福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与／特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売／通所介護／介護予防通所介護／認知症対応型通所介護／居宅介護支援 など50項目

介護保険制度

要介護者の尊厳の保持
利用者本位
高齢者の自立支援
利用者による選択

実現
→

現実のサービス
利用場面

支援
←

介護サービス情報の公表

利用者がサービスを
適切に選ぶ仕組み

● 介護・福祉サービスに関する苦情は

長寿介護課…☎72-8218

岩手県国民健康保険団体連合会…☎019-604-6700

家族介護者支援

長寿介護課では、介護や介護予防、福祉サービスなど総合的な相談に対応します。

事業名	内容	お問い合わせ先	電話
家族介護用品支給	市民税非課税世帯に支給券を交付 ※要介護3・4・5の人(詳細はお問い合わせください)	長寿介護課	☎72-8219
認知症と家族の会の集い	毎月第3土曜日に実施	日高見中央クリニック	☎61-0888
介護支え合い相談	介護者の心のケア(通話無料)	国際長寿センター	☎0120-070-608



福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

要介護認定を受けた人に、福祉用具の貸与・購入、住宅改修の費用の7～9割を支給します。

貸し出し対象用具

手すり・スロープ(工事を伴わないもの)／歩行器／歩行補助づえ／車イスおよび付属品／特殊寝台および付属品／床ずれ防止用具(エアーマットなど)／体位変換器／認知症老人徘徊感知機器／移動用リフト／自動排泄処理装置

購入費支給の対象用具

購入費用:年間の7～9割支給(上限10万円)
腰かけ便座／入浴補助用具／簡易浴槽／つえなど

住宅改修費の支給

高齢者などが住む住宅の段差を解消するなど、小規模の改修に対して、その費用(上限額20万円)の7～9割が支給されます。

工事を始める前に必ずケアマネジャーなどに相談してください。

- ①廊下や階段・浴槽・トイレの手すりの設置
- ②スロープの設置など段差や傾斜の解消
- ③滑り防止のための床や通路面の材料の変更
- ④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤和式便器から洋式便器などへの取り替え

上記の改修に伴って必要となる工事

福祉用具の貸し出し

問 北上市社会福祉協議会 ☎64-1212 FAX64-7580

- 車イスの貸し出し(上限1カ月)を行っています。
- 貸し出しの手続きなど、詳細はお問い合わせください。



健康・医療・福祉

各種助成・支援

医療費助成事業

問 国保年金課 ☎72-8205 FAX65-3792

市は次の医療費助成事業を行っていますが、一部所得制限があります。助成を受けるためには申請して受給者証の交付を受ける必要があります。

医療費助成対象者は、1レセプト(診療報酬明細)ごとに入院で5,000円、外来で1,500円の自己負担があります。6歳に達する日以後の最初の3月31日までおよび受給者、保護者、配偶者の全員が市町村民税非課税の人へは保険適用の医療費の全額を助成します。また、市町村民税課税世帯の6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの受給者は、1レセプトごとに入院で2,500円、外来で750円の自己負担となります。

●子ども医療費助成(所得制限はありません。)

出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

●妊産婦医療費助成

妊娠5カ月に達する月の初日から出産した月の翌月末日まで

●ひとり親家庭等医療費助成

1. 配偶者がいないまたは配偶者に重度障がいがある人と、その扶養する18歳未満の子
2. 父母のない子

●重度心身障害者医療費助成

1. 身体障害者手帳の障害等級1級、2級の交付を受けている人
2. 特別児童扶養手当1級の受給者
3. 障害年金1級の受給者
4. 療育手帳Aの交付を受けている人
5. 特別障害給付金1級の受給者
6. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

介護支援

問 長寿介護課 ☎72-8218 FAX64-0287

高額介護サービス費 (介護保険利用者)	介護保険サービスの利用者負担が、ある一定の額(所得に応じて変わります)を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなります。
高額医療合算介護サービス費 (介護保険利用者)	同じ医療保険の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担額が、決められた限度額を500円以上超えた場合、申請をすると超えた分が支給され、負担が軽くなります。
特定入所者介護サービス費 (介護保険利用者)	介護保険施設の入所者または短期入所利用の際に、低所得の人は、所得および預貯金額に応じて食費と居住費の自己負担の軽減が受けられます(利用には申請が必要です)。
社会福祉法人利用者負担の軽減	社会福祉法人(軽減を行う法人に限る)が提供する介護サービスを利用する人で、低所得の人など(一定の条件あり)を対象として軽減があります。

がん対策基金活用事業

問 健康づくり課 ☎72-8296 FAX65-3834

現在、がんで治療している人やそのご家族のために、市はがん対策基金を設置し、独自の事業を行っています。
療養で困っていること、心配なことなどの相談を8時30分から17時まで健康づくり課(hoKko内)で受け付けています。

緩和ケア用品への補助

介護保険に該当しない在宅療養中のがんの人に介護用品の購入費レンタル料の9割を補助します。

(入浴用いす、腰掛け便座の購入費の9割、ベット、床ずれ防止用具、マットレス、車いす、歩行器のレンタル料、吸引器、吸入器などの購入またはレンタル料の9割)、
(限度額:累計額10万円/年)

●申請には、購入あるいはレンタルした介護用品の領収書が必要ですが、事前に健康づくり課に相談してください。

乳房補整具、頭髮補整具への補助

がんになった人が補整具を利用し、積極的に社会参加できるよう、購入費と医師の証明書発行費の9割を補助します。

(乳房補整具の補助上限額左右各2万円)

(頭髮補整具の補助上限額4万円)

●申請には、主治医の証明書または証明書の代わりとなる書類、購入した補整具の領収書、振込先の通帳、印鑑が必要です。

※上記の介護用品の補助、乳房補整具、頭髮補整具補助の申請用紙は、健康づくり課、県立中部病院、北上済生会病院、ホームケアクリニックえんなどにあります。市のホームページからもダウンロードできます。

ボランティア派遣

がんで在宅療養中の家庭に、北上市緩和ケア支援事業ボランティア会に登録しているボランティアが希望に応じて訪問し、お話を伺ったり、療養生活のお手伝いをします。

市民活動への助成

がん予防やがん患者および家族の日常生活を支援する市民活動への助成として活動費の2分の1を補助します。(上限20万円)

がん検診受診料無料化

初めてがん検診の対象年齢となった人の検診を無料化し、若いうちから検診受診をして健康管理のきっかけにしています。

がんサポートブックきたかみ

健康づくり課では、がん対策基金を活用して、在宅生活に活用できるサービスなどをまとめたハンドブックを健康づくり課(hoKko内)で配布しています。

■基金への寄付

市民の皆さんからの寄付を積み立て、がんの予防およびがん患者の在宅生活、在宅療養への支援に活用しています。

がん対策基金への寄付は随時受け付けています。

高齢者の予防接種費用助成

問 健康づくり課 ☎72-8295 FAX65-3834

市から送付された接種券を医療機関に持参してください。市外で接種を希望する人は、接種前に健康づくり課へ申請してください。

料金は、令和7年度現在です。なお、生活保護を受給している人は無料です。

高齢者インフルエンザ

- 対象者 接種日に65歳以上の人
- 期間 例年10月～1月(感染症の流行状況によって変更することがあります)
- 料金 2,100円

新型コロナウイルス感染症

- 対象者 接種日に65歳以上の人
- 期間 例年10月～1月(感染症の流行状況によって変更することがあります)
- 料金 6,200円

高齢者肺炎球菌感染症

- 対象者 接種日に65歳の人
過去に予防接種を受けた人は、対象とならない場合があります。

- 期間 66歳の誕生日の前日まで(助成は1回限り)

- 料金 4,000円

带状疱疹

- 対象者 当該年度に65歳になる人
上記に加えて70、75、80、85、90、95、100歳になる人も、令和7～令和11年度までは経過措置として対象となります。
過去に予防接種を受けた人は、対象とならない場合があります。
- 期間 各年度の3月31日まで(令和7～11年度)
- 料金 生ワクチン(1回接種)4,400円
組換えワクチン(2回接種)1回1万1,000円

※带状疱疹以外の予防接種は「接種日において60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障がいがあり、身体障害者手帳1級の交付を受けている人」、带状疱疹は「60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級の交付を受けている人」も対象となります。



健康・医療・福祉



子育て・教育

最新情報は
コチラ➡



出産・子育て

妊娠・出産

問 こども家庭センター ☎72-8298 FAX65-3834

● 妊娠届・母子健康手帳の交付

妊娠したら出産予定日を確認し、早めに妊娠届を出しましょう。母子健康手帳は、妊娠中から子どもの成長の記録となり、健康管理に役立ちます。健診、母親学級などにも必ず持参しましょう。予防接種の記録など、大人になっても必要になる時もありますので大切に保管しておきましょう。

また、交付時に子育てや親子の健康に関する情報の提供や、妊娠・出産・育児に関するご相談に応じています。

届出先 保健・子育て支援複合施設hoKko

提出物 妊娠届出書

交付するもの

母子健康手帳／妊婦一般健康診査票／妊婦歯科検診票／産後健康診査受診票／新生児聴覚検査受診票

妊産婦健康診査／妊婦歯科検診など

問 こども家庭センター ☎72-8298 FAX65-3834

無料で、妊婦一般健康診査が受けられます。公費負担の健診項目以外は、自己負担となります。歯科検診は、市指定の歯科医院で受けられます。新生児聴覚検査と産後健康診査は費用の一部を助成します。

● 産前教室

妊娠中の人や、これからお父さんになる人のための教室です。内容は、マタニティーライフの過ごし方、お産やおっぱいの話、赤ちゃんのお風呂などです。詳しくは妊娠届の際に説明します。

● 産前産後サポート事業

妊娠から産後の育児について、助産師等の専門職の講座と相談会を行います。日程などの詳細はお問い合わせください。

広告

● 産後ケア

産後、デイサービスや訪問で赤ちゃんのお世話や授乳、おっぱいのケアなどを行います。利用には自己負担がありますので、詳細はお問い合わせください。

● 育児・健康相談

こども家庭センター(hoKko内)の窓口と電話で、保健師、栄養士、歯科衛生士などが育児相談を受け付けています。



相談予約

チャイルドシートの貸し出し

問 北上市社会福祉協議会 ☎64-1212 FAX64-7580

チャイルドシートの貸し出しを行っています。貸し出しの条件など、詳細はお問い合わせください。

妊産婦医療費助成

問 国保年金課 ☎72-8205 FAX65-3792

妊娠5カ月に達する月の初日から、出産した月の翌月末日まで医療費の助成が受けられます。詳細は、P78の医療費助成事業を参照ください。

不妊治療費助成

問 こども家庭センター ☎72-8297 FAX65-3834

不妊治療を受けた人に対して、経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。詳細はお問い合わせください。

妊婦のための支援給付

問 こども家庭センター ☎72-8297 FAX65-3834

妊婦産前産後期間における経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健および福祉の向上に寄与することを目的として支給します。詳細はお問い合わせください。

広告

歯科・小児歯科・歯科口腔外科

医療法人永照堂
松浦歯科医院

〈出産前妊婦歯科検診を受けましょう〉

赤ちゃんにムシ歯をうつさないよう
歯のクリーニングでお口すっきり!

診療時間 ※受診の際は検診票を忘れずに。

月・火・水・木	9:30～12:30	14:00～18:30
金	9:30～13:00	
土	9:30～12:30	13:30～16:00

休診日 日曜・祝日、金曜日の午後

北上市青柳町2丁目6-21

tel **0197-72-5537**



ツインモールプラザ向かい

とも歯科クリニック

歯科・小児歯科

- 歯と歯茎の健康相談・歯科の予防指導
- 子供の歯の発育期における健康相談
- 虫歯治療(う蝕処置)※予防にフッ素塗布を行っています(15分未満)
- 歯茎処置(シーラント)(乳歯又は幼若永久歯)

※歯のホワイトニング…自由診療 下あご・上あご 1万5千円(税別) ※保険適用外

予約可 新患・急患随時受付

受付時間 月～木曜 AM9:30～12:00 PM2:30～5:00
金・土曜 AM9:30～12:00

休診日/日曜・祝日

☎(0197)

64-1601

北上市本通り1丁目8-17

<https://www.tomo-dc.com/>



赤ちゃんが産まれたら

問 市民課 ☎72-8201 FAX65-3791

P52の出生届を参照ください。

出産育児一時金

問 国保年金課 ☎72-8204 FAX65-3792

社会保険や国民健康保険に加入している人(またはその配偶者)が出産したとき、申請すると受け取れます。産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は、1.2万円が上乗せされ50万円を支給します。

社会保険に入っている人

(勤務先あるいは年金事務所へ提出)

- 出産育児一時金請求書、または配偶者出産育児一時金請求書に必要事項を記入。
- 医師または助産師から分娩証明をもらう(市町村長による出生届日などの証明でもよい)。
- 金額については申請先でご確認ください。

国民健康保険に入っている人

- 次のどちらかで申請してください。

① 医療機関などとの契約による申請(直接支払制度)
……出産費用は市から医療機関に支払われます。

※ 出産費用が一時金を超えた分は自身で医療機関に支払うことになります。下回った場合は、申請すると差額分を受け取ることができます。

② 出産後の申請(出生届提出後に申請を受け付け)
……申請後2～3週間後の受け取りとなります。

乳幼児健康診査など

個別健康診査

出生届時に、乳幼児一般健康診査票3枚を交付します。無料で健康診査が受けられます。

有効期限 交付から1歳1カ月まで。 ※お勧め時期…1カ月、7カ月、1歳ごろ

実施機関 実施医療機関

持ち物 母子健康手帳・乳児一般健康診査票

集団健康診査

対象時期に、郵便で通知します。また、市のホームページでもお知らせします。他の市町村から転入した人は、母子健康手帳を持ってこども家庭センター(hoKko内)へお越しください。必要な健康診査票などを発行します。

集団健診	場所	内容
4カ月児健康診査	こども 家庭センター (hoKko内) ☎72-8297	育児相談、栄養相談、計測、診察(小児科)
10カ月児健康診査		育児相談、歯科相談、栄養相談、計測、診察(小児科)
1歳6カ月児健康診査		育児相談、計測、診察(小児科、歯科)、歯科相談、栄養相談、発達の相談
2歳6カ月児歯科健康相談		育児相談、計測、診察(歯科)、栄養相談、発達の相談、歯科相談
3歳6カ月児健康診査		育児相談、計測、診察(小児科、歯科)、歯科相談、栄養相談、検尿

離乳食教室

問 健康づくり課 ☎72-8295 FAX65-3834

5カ月の赤ちゃんとその家族を対象に、健康づくり課(hoKko内)で開催します。離乳食の作り方や進め方、そのほか育児についてみんなで勉強します。

児童手当

問 子育て支援課 ☎72-8261 FAX65-3834

児童手当は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している人に支給されます。



支給月額

児童の年齢		手当月額
3歳未満	第1子	15,000円
	第2子	
	第3子以降	30,000円
3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	第1子	10,000円
	第2子	
	第3子以降	30,000円

※ 第3子以降の数え方は、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある養育している児童を出生順で数えます。

子ども医療費助成

問 国保年金課 ☎72-8205 FAX65-3792

出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、医療費助成が受けられます。詳しくは、P78の各種医療費助成事業を参照ください。



子育て・教育

子どもの予防接種

問 健康づくり課 ☎72-8295 FAX65-3834

予防接種は、自分が伝染病にかかりにくくする、かかっても重症化しないためのものですが、目的はそれだけではありません。皆さんが予防接種を受けることで、病気が流行するのを防ぐことができます。予防接種による副反応(予防接種を受けたあとに見られる身体的反応や疾病)を心配する人もいますが、現在、日本で使用しているワクチンは、副反応の頻度も少なく安全です。※もし、予防接種による健康被害がおきた場合は、予防接種法による救済措置(医療費の給付など)が受けられます。

● 予防接種の種類

以下の予防接種(小児インフルエンザを除く)のお知らせ(予診票)は、通知時期に郵送します。通知が届かなくても、対象年齢であれば受けることができます。市は、皆さんの予防接種歴を記録しています。転入者は、健康づくり課(hokko内)にご連絡ください。

予防接種の種類	対象者	接種回数	通知時期	接種期限	接種場所	料金
ロタウイルスワクチン	1価	生後6週～24週	2回	満2カ月に達する月初め	生後24週0日	通知書に書いてある指定医療機関で実施します。 (個別接種)
	5価	生後6週～32週	3回		生後32週0日	
B型肝炎	初回	～1歳	2回	満2カ月に達する月初め	1歳未満	
	追加		1回			
小児用肺炎球菌		満2カ月～5歳	4回(※1)		5歳未満	
BCG(結核)		満3カ月～1歳	1回		1歳未満	
五種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・ヒブ)	1期初回	満2カ月～	3回		7歳6カ月未満	
	1期追加	7歳6カ月	1回	1歳6カ月に達する月初め	7歳6カ月未満	
	2期	小学6年生	1回	対象年度の4月	対象年度の3月31日	
水痘	初回	満1歳～3歳	1回	満1歳に達する月初め	3歳未満	
	追加		1回	満1歳6カ月に達する月初め		
麻疹風しん混合	1期	満1歳～2歳	1回	満1歳に達する月初め	2歳未満	
	2期	小学校入学の前年度にある人(年長児)	1回	対象年度の4月	対象年度の3月31日	
日本脳炎 (※2)	1期初回	満3歳～4歳	2回	満3歳に達した翌月初め	7歳6カ月未満	
	1期追加	満4歳～5歳	1回	満4歳に達した翌月初め		
	2期	満9歳～13歳	1回	満9歳に達した翌月初め	13歳未満	
子宮頸がん予防(※3) (ヒトパピローマウイルス感染症)		小学6年生～ 高校1年生の女子	2～3回 (※4)	対象年度の5月	16歳となる年度の3月31日	

※1 小児用肺炎球菌ワクチンの接種は、初回1回目の接種月齢によって回数が異なります。詳細は接種通知などでご確認ください。

※2 平成7～18年度に生まれた人は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。これらの人で接種が不足している人は20歳未満まで接種を無料にしていますので、健康づくり課までご連絡ください。

※3 平成9～20年度に生まれた女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に子宮頸がん予防ワクチンを1回以上接種していて接種が完了していない人は、接種期限が令和8年3月31日まで延長されます。

※4 子宮頸がん予防ワクチンの接種については、ワクチンの種類と接種開始年齢によって、回数が異なります。詳細は接種通知書などでご確認ください。

● 予防接種を受ける場合は、それぞれ決められた間隔があるので、注意しましょう。

持ち物 母子健康手帳・通知書・予診票など

● 小児インフルエンザ予防接種の助成

対象	回数	接種時期	接種場所	料金
生後6カ月～12歳	2回	10～1月(予定)	指定医療機関で実施します。 (個別接種)	有料 ※料金の一部(1,750円)を市が助成します。

※接種を希望する人は、指定医療機関で接種してください(個別に通知はしていません)。通院や入院などの理由で北上市以外の医療機関で接種したい場合は健康づくり課までご連絡ください。

持ち物 マイナンバーカードまたは資格確認書、母子健康手帳

子育て支援センター

市内には4つの子育て支援センターがあります。地域で安心して子育てができるように、さまざまな支援活動を行っています。ご都合に合わせてご利用ください。育児に関する講座や相談のほか、イベントなどのさまざまな情報を提供しています。

● 遊びのひろば

子育て支援センター内にある親子で自由に遊べるスペースです。子育ての仲間づくりや、情報交換の場として気軽にご利用ください。



施設名	開設時間
北上市地域子育て支援センター(おやこセンター)	月～金曜日 10時～16時40分 土曜日 10時～16時30分
江釣子保育園地域子育て支援センター	月～金曜日 10時～16時
おにやなぎ保育園地域子育て支援センター	月～金曜日 9時30分～15時30分 土曜日 10時～12時
ときわだい保育園地域子育て支援センター	月～金曜日 9時～12時 14時30分～16時30分 土曜日 9時～12時

● 育児講座

人形劇やおやつ作り、クリスマス会など楽しい内容盛りだくさん。子育ての参考になる話を聞いたり、親子で楽しみながら交流を深めましょう。日程や内容はセンターごとに異なります。詳しくは各センターへお問い合わせください。

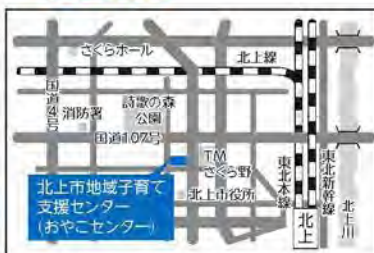
● 子育て相談

一人で悩まずに気軽にご相談ください。来所または電話でも受け付けています。

施設名	相談受付日時	相談用電話
北上市地域子育て支援センター (おやこセンター)	月～金曜日 10時～17時	63-3118
江釣子保育園地域 子育て支援センター	月～金曜日 10時～16時	77-3920
おにやなぎ保育園 地域子育て支援 センター	月～金曜日 9時30分～15時45分 土曜日 10時～12時	67-1021
ときわだい保育園 地域子育て支援 センター	月～金曜日 9時～16時30分 土曜日 9時～12時	72-6856

● 北上市地域子育て支援センター (おやこセンター)

☎63-2118



● おにやなぎ保育園 地域子育て支援センター

☎67-1021



● 江釣子保育園 地域子育て支援センター

☎77-3920



● ときわだい保育園 地域子育て支援センター

☎72-6856



子育て支援コンシェルジュ

子育て家庭のニーズを把握し、保育施設や保育サービスの利用について情報提供や相談を行います。

- おやこセンター…月・火・木・金曜日10時～16時45分/第2土曜日10時～16時15分
- 江釣子子育て支援センター…水曜日10時～15時45分

ファミリーサポートセンター

子育てを応援できる人と応援してほしい人が会員登録し、センターのアドバイザーが条件や要望に合った会員を紹介する育児ネットワークです。産じょく期(産後2カ月)の家事や育児をサポートする「産後サポート事業」も行っており、より充実したサポート体制になっています。利用には事前に会員登録が必要です。

申し込み・お問い合わせ ファミリーサポートセンター(会員制育児ネットワーク)

新穀町一丁目4-1 北上市保健・子育て支援複合施設 hoKko2階 ☎64-3312



内容	おねがい会員	あずかり会員
育児をお手伝い (生後2カ月～小学6年生以下の子ども)	市内在住または市内の事業所に勤務している人で、育児のお手伝いをしてほしい人	市内に住む心身共に健康で子育てのお手伝いができる人なら誰でも可。性別、年齢、資格は問いません
産後サポート事業 (産後の家事や育児をサポート)	市内に住所があり、出産後2カ月以内の人で、家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいない人	市内に住む心身共に健康で、同センターの講習会を受講した産後サポート会員がおねがい会員のお宅などに訪問します

利用料金(1時間あたり/産後サポート事業は+200円で基本時間のみ対応)

	基本時間(8時～19時)	基本時間外
月～金曜日(祝日を除く)	500円	600円
土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日	600円	700円

※2人同時利用の場合、2人目は半額です。

一時保育

保護者が仕事、病気、出産、冠婚葬祭などにより家庭での保育が困難になったとき、お子さんを一時預かります。

利用方法 実施の状況や保育内容につきましては、各施設へお問い合わせのうえ、直接お申込みください。



施設名	住所	電話番号
北上市一時保育室	新穀町一丁目4-1 hoKko2階	72-8322
ときわだい保育園	藤沢21-180-1	61-5666
こぐま保育園	さくら通り二丁目10-59	72-6181
ひよこ保育園	中野町一丁目9-19	72-5335
岩手保健医療大学附属 北上認定こども園	大通り一丁目32-16	62-7709

施設名	住所	電話番号
ほいくえん ちいさな木	村崎野20-64-3	62-3317
どれみ保育園	さくら通り一丁目6-26	63-6333
ピッコロ保育園	上野町二丁目6-14	62-5157
大堤保育所	大堤北一丁目3-21	67-5279

こども療育センター

心身に障がいや発達遅れのある未就学児に対して、保護者と協力して健やかな育成を支えます。

ところ こども療育センター
九年橋三丁目12-18(大通り保育園隣り)
☎63-8722

対象 主に未就学児

● 児童発達支援事業

楽器遊びや体操などの活動を通して、基本的生活習慣の自立および心身の発達を促します。子どもの発達状況に合わせ、集団療育、個別療育があります(いずれも保護者同伴)。また、保護者向けの研修会、保護者交流会も開催しています。

● 訪問療育事業

重度の障がいを持つために外出が困難な未就学児に対して、家庭訪問による療育を行います。

● 相談支援事業

一般的な療育相談(子育て・発達・健康など療育一般の相談)のほか、専門相談(作業療法士による運動発達相談・言語聴覚士によることばの相談・公認心理師による心理発達相談)も受け付けています。

● 地域支援事業

保育園、幼稚園などを訪問し、保育に必要な知識や技術の指導・助言を行っています。就学を控えた子どもの保護者を対象に、就学に関する学習会、小学校の特別支援学級や特別支援学校の授業参観および懇談会、就学個別相談を実施し、就学先を検討する機会を提供しています。

また、保護者、福祉・教育・保健などの関係職員を対象に発達・保育・療育に関する研修会を開催しています。

園庭開放

子どもや親同士のふれあいの場として、保育園などの園庭を開放しています。詳しくは北上市地域子育て支援センター(☎63-3118)へお問い合わせください。

病後児保育室

病気の回復期にあるお子さんを預かる施設です。看護師と保育士がお子さんを保育します。

● 北上済生会病院病後児保育室
(九年橋三丁目14-48)
☎64-3912



対象者 生後6カ月～小学6年生の子

とき 月～金曜日8時～18時(祝日、お盆期間、年末年始はお休み)

定員 3人

利用料 日額2,000円(利用時間が5時間以下の場合は半額)

● いいとよ保育園病後児保育室(村崎野12-74-1)
☎72-7402

対象者 生後6カ月～小学3年生の子

とき 月～金曜日8時～18時(祝日、お盆期間、年末年始はお休み)

定員 4人

利用料 乳幼児は日額1,000円、小学生は日額2,000円
(利用時間が5時間以下の場合はそれぞれ半額)

※詳細は、各施設にお問い合わせください。

児童扶養手当

問 子育て支援課 ☎72-8261 FAX65-3834

死別や離別などの事情により父親が母親がいないまたは不在で、児童を養育している父親または母親(両親ともに不在の時は養育者)が受給できます。

期間は、児童が18歳になった年度末(児童に一定の障がいがあるときは20歳の誕生日前日)までです。支給月額は所得に応じて決定されますが、所得が一定の基準を超えている場合は支給が停止となります。

また、年金を受給している人や年金の加算対象となっている人は、支給が停止となる場合があります。受給するためには申請が必要です。



ひとり親家庭などの支援

● 家庭生活支援員の派遣

ひとり親家庭または寡婦の人が、仕事や病気、冠婚葬祭などで子どもの世話や家事が困難なとき、家庭生活支援員の派遣を受けることができます。料金は所得に応じます(1時間あたり上限300円)。子育て支援課(☎72-8261)に事前に登録が必要です。

● 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭や父子家庭、寡婦の皆さんが、就業や子どもの進学などで資金が必要なときは貸し付けを受けることができます。条件や限度額、利率、返済方法など詳しくは県南広域振興局花巻保健福祉環境センター北上駐在(☎65-2732)へお問い合わせください。

● ひとり親家庭等医療費助成

詳しくは医療費助成事業(P78)をご覧ください。

● 母子生活支援施設の入所

配偶者と死別、または離別などにより、経済的な余裕や住居がないなどの事情のため、児童の監護を十分に果たし得ない人を入所させ保護するとともに、これらの人の自立のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の相談についてはこども家庭センター(☎72-8321)へ。

● ひとり親家庭自立支援事業

ひとり親家庭のお母さんやお父さんの就業に向けた能力開発と就業を促進します。事前に手続きが必要です。詳しくは子育て支援課(☎72-8261)へ。

■ 自立支援教育訓練給付金

ホームヘルパー講座など、市が指定する就業に必要と認められる講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。受講終了後、受講費用の6割相当額(上限20万円、下限12,000円)の給付を受けることができます。

■ 高等職業訓練促進給付金など

看護師や介護福祉士、保育士など、指定された資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合、全期間について促進給付金(非課税世帯:月額100,000円、課税世帯:月額70,500円)を受けることができます。また修業終了後に修了支援給付金(非課税世帯:50,000円、課税世帯:25,000円)も受けることができます。



保育所・認定こども園・幼稚園

市内の施設は市ホームページまたは公表システム「ここdeサーチ」で検索ください。

保育料や利用料金補助などについてはこちらをご覧ください。



保育料



認可外保育施設等
保育料給付金



在宅育児支援金

保育所・その他保育施設

問 子育て支援課 ☎72-8260 FAX65-3834

認可保育所

認可保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設で、一定基準をクリアして認可された保育所です。

保護者や家族が仕事や病気などの理由により、日中子どもの保育ができない場合に、必要と認められる期間、就学前の児童が入所できます。集団生活に慣れさせたいなどの理由ではお預かりできません。住居や職場の地域にかかわらず、ご希望の保育所にお子さんを入所させることができます(入所児童が多い保育所への申し込みについてはご希望にそえない場合があります)。日曜、祝日、年末年始は休みです。

■保育料

0～2歳児の保育料は、保護者(原則として父母)の市町村民税額の総計で決定します。

■入所手続

①入所申込書などを提出

入所月前月の15日までに、希望する保育所または子育て支援課まで、別記の必要書類を提出していただきます。年度当初(4月1日)からの入所申し込みは前年度中に行っていただきます。入所申込書などの提出書類は10月末から各保育所と子育て支援課にて配布、申込締め切りは11月中旬です。詳しくは市の広報紙、ホームページでご案内します。

②入所条件についての審査

市が、入所申込書に基づき家庭で保育することができないかどうか審査します。

③入所・保育料の決定

市が入所する保育所と保育料を決定します。

地域型保育施設

市が認可する小規模保育所や事業所内保育事業所があります。利用申し込み、問い合わせは子育て支援課へ。

認可外保育施設

認可保育所以外の保育施設を総称して、認可外(無認可)保育所といいます。保育を希望する保護者が施設に直接申し込みます。詳細は子育て支援課へお問い合わせください。

認定こども園

問 子育て支援課 ☎72-8260 FAX65-3834

認定こども園は、保育所の機能と幼稚園の機能を一体化した施設です。

3～5歳児は、保護者の就労状況に関わらず同じ施設を利用できます。

■保育料

0～2歳児の保育料は保護者(原則として父母)の市町村民税額の総計で決定します。

■入所手続(保育)

保育利用(0～5歳児)の場合は、北上市への申込後、市が利用者を決定します。

■入園手続(教育)

教育利用(3～5歳児)の場合は、各園に申込みをしてください。

幼稚園

問 子育て支援課 ☎72-8260 FAX65-3834

幼稚園とは

幼稚園とは、小学校などと同じく学校教育法に定められた教育施設であり、文部科学省が所管しています。

学校法人立の私立幼稚園と、市で運営する市立幼稚園があります。

また、各園において時間外保育を行っています。預かり時間は幼稚園によって異なりますが、長期休みも含め行っています。詳しくは各園へお問い合わせください。

公立

■入園手続き

募集要項は11月中旬から各幼稚園で配布します。願書は12月上旬に各幼稚園で受け付け、面接日時は願書受付時にお知らせします。

■保育料

預かり保育料は1日450円です。無償化についてはお問い合わせください。

私立

■入園手続き

10月1日から各幼稚園で入園案内を配布、11月1日から入園受け付けを行います。

■保育料

各園または子育て支援課へお問い合わせください。

■未就園児教室

子育て支援の一環として、各園で未就園児教室を開催しています。参加費は無料から300円、開催回数は2回から40回と各園によって異なりますので、直接幼稚園にお問い合わせください。また、育児相談も随時行っています。



子育て・教育

保育園、認定こども園、幼稚園など

市内の公立保育所一覧

保育所名	所在地	電話	保育年齢	開所時間
大通り保育園	九年橋三丁目12-13	63-3038	概ね1歳～就学前	7時～19時
二子保育園	二子町鳥喰前49-6	66-2532	概ね1歳～就学前	7時～19時
口内保育園	口内町新町99-1	69-2015	概ね1歳～就学前	7時30分～18時30分
南保育園	相去町東裏22	67-4317	概ね1歳～就学前	7時30分～18時30分
江釣子保育園	上江釣子17-105-1	77-2855	概ね1歳～就学前	7時30分～18時30分
鳩岡崎保育園	鳩岡崎3-44-17	77-2412	概ね1歳～就学前	7時30分～18時30分

市内の私立保育所一覧

保育所名	所在地	電話	保育年齢	開所時間
黒沢尻保育園	鍛冶町一丁目11-72	63-6889	満6カ月の翌月～就学前	7時～19時
川岸保育園	川岸三丁目20-19	63-2688	概ね1歳～就学前	7時～19時
北上保育園	本石町二丁目2-15	64-3296	満6カ月の翌月～就学前	7時～19時
わがの里保育園	下江釣子10-67-2	73-5524	満2カ月の翌月～就学前	7時～19時
ときわだい保育園	藤沢21-180-1	61-5666	満6カ月の翌月～就学前	7時～19時
ニチイキッズ北上むらさきの保育園	村崎野15-298-30	62-5651	満2カ月の翌月～就学前	7時～19時
北鬼柳にじいろ保育園	北鬼柳23-130	72-5328	満2カ月の翌月～就学前	7時～19時
うみのもり保育園	大堤北二丁目8-1	75-1446	満2カ月の翌月～就学前	7時30分～18時30分

市内の認定こども園一覧

園名	所在地	電話	保育年齢	開所時間
いわさき認定こども園	和賀町岩崎18-57-14	73-8111	満6カ月の翌月～就学前	7時～19時
ふたば認定こども園 双葉幼稚園	花園町二丁目5-50	65-2800	満10カ月の翌月～就学前	7時～19時
認定こども園 いいとよ保育園	村崎野12-74-1	72-7401	満6カ月の翌月～就学前	7時～19時
ふたば認定こども園 横川目こども園	和賀町横川目10-20-5	72-2870	満10カ月の翌月～就学前	7時～19時
認定こども園 専修大学北上幼稚園	鍛冶町一丁目4-70	64-6006	満10カ月の翌月～就学前	7時30分～18時30分
認定こども園 おにやなぎ保育園	鬼柳町都鳥13-1	67-1020	概ね1歳～就学前	7時～19時
たちばなこども園	立花7-100-1	64-0259	満10カ月の翌月～就学前	7時30分～18時30分
認定こども園 くにみ保育園	稲瀬町上台586-2	65-1563	満6カ月の翌月～就学前	7時30分～18時30分
あいさり認定こども園	相去町上大谷地55-3	67-3130	満6カ月の翌月～就学前	7時30分～18時30分
幼稚園型認定こども園むらさきの幼稚園	村崎野14-441-1	66-2153	3歳以上～就学前	7時30分～18時30分
岩手保健医療大学附属北上認定こども園	大通り一丁目1-22	62-7709	満6カ月の翌月～就学前	7時～20時



市内の公立幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話
黒沢尻幼稚園	常盤台一丁目7-100	63-3504
江釣子幼稚園	滑田15-57	77-4340
藤根幼稚園	和賀町長沼6-6-3	73-5335

市内の私立幼稚園一覧

幼稚園名	所在地	電話
暁の星幼稚園	中野町二丁目23-7	65-2082
大堤幼稚園	相去町高前檀6-13	67-0505
やさか幼稚園	北鬼柳19-6-1	63-4832

学校

小学校・中学校

問 学校教育課 ☎72-8258 FAX65-3790

転校の手続き

ほかの市町村へ 転出するとき	ほかの市町村へ転出するために小・中学校を転学する場合は、市民課で住民異動届をしてください。 学校から発行された在学証明書と転学児童・生徒教科用図書給与証明書を、転出先の学校へ提出してください。
ほかの市町村から 転入したとき	ほかの市町村から転入して小・中学校へ転学する場合は、市民課で住民異動届をすると「就学(転入学)通知書」が発行されますので、指定校へ就学してください。 前の学校から発行された在学証明書と転学児童・生徒教科用図書給与証明書を、学校に提出してください。
市内で転校する ときは	市民課で住民異動届をすると「就学(転入学)通知書」が発行されますので、指定校へ就学してください。 前の学校から発行された在学証明書と転学児童・生徒教科用図書給与証明書を、学校に提出してください。

入学の手続き

小学校	翌年の入学の対象となるお子さんの保護者に対し、1月中に就学(新入学)通知書を送付します。 通知が届かない場合、住所の異動が生じた場合は教育委員会学校教育課までご連絡ください。 10月ごろ 就学時健診(教育委員会では8月ごろに通知) 1月 就学通知書郵送 2月 学校説明会
中学校	1月 小学校を通じて、入学予定者の保護者へ就学(新入学)通知書を送付します。

※指定される学校の変更については、学校教育課にお問い合わせください。

小学校一覧

小学校名	住所	電話番号
黒沢尻北小学校	常盤台一丁目22-33	65-3313
黒沢尻東小学校	中野町一丁目8-1	63-2194
黒沢尻西小学校	本石町一丁目6-71	63-3266
東桜小学校	立花6-1-1	62-3153
飯豊小学校	村崎野11-101	68-2510
二子小学校	二子町鳥喰22-2	66-2525
更木小学校	更木12-61	66-2523

小学校名	住所	電話番号
南小学校	相去町葛西檀12-2	67-4315
鬼柳小学校	鬼柳町都鳥35	67-2533
江釣子小学校	上江釣子16-200	77-2219
和賀西小学校	和賀町横川目7-134-3	72-2102
笠松小学校	和賀町堅川目1-1-10	72-2103
いわさき小学校	和賀町岩崎18-53-3	71-7887
和賀東小学校	和賀町藤根17-100-2	71-7166

中学校一覧

中学校名	住所	電話番号	学区
上野中学校	上野町四丁目10-8	64-5371	黒沢尻北小学校
北上中学校	黒沢尻一丁目1-1	63-3129	黒沢尻東小学校・黒沢尻西小学校
東陵中学校※	立花1-8	64-3969	東桜小学校
飯豊中学校	村崎野11-200	68-2714	飯豊小学校
北上北中学校	二子町秋子沢13	66-2518	二子小学校・更木小学校
南中学校	相去町滝の沢7-2	67-4318	南小学校・鬼柳小学校
江釣子中学校	上江釣子17-172-1	77-2931	江釣子小学校
和賀西中学校	和賀町横川目13-64-1	72-2105	和賀西小学校・笠松小学校
和賀東中学校	和賀町長沼6-1	73-5106	いわさき小学校・和賀東小学校

※東陵中学校は、令和8年4月に北上中学校と統合します。



学童保育所

学童保育所とは、仕事などで、保護者などが日中に家庭を不在にする小学生の放課後の生活の場を確保するための施設をいいます。学童保育所は、入所している児童の保護者で組織する父母会、地域の代表者からなる運営委員会などにより運営されています。入所のお申し込みやお問い合わせは、各学童保育所をお願いします。

開設時間は施設により異なりますが、おおむね次のとおりです。

月～金曜日(祝日を除く)…12時～19時

学校の休業日…7時30分～19時

学童保育所一覧

学童施設名	住所	電話番号	小学校区
みつばちクラブ	中野町一丁目8-51	63-3226	黒沢尻東小学校
ひかりクラブ	本石町一丁目6-18	63-6453	黒沢尻西小学校
つくしクラブ	常盤台一丁目7-75	65-3460	黒沢尻北小学校
たんぽぽクラブ	村崎野5-6-24	68-3073	飯豊小学校
すみれクラブ・なのはなクラブ・すずらんクラブ	相去町葛西檀15-4	67-2239	南小学校
たけのこクラブ	鬼柳町都鳥63-1	67-5349	鬼柳小学校
かたばみクラブ	鬼柳町都鳥45-2	67-6550	
ひまわりクラブ・おひさまクラブ	上江釣子17-2-4	77-3606	江釣子小学校
どんぐりクラブ	二子町鳥喰22-18	66-5478	二子小学校
くれよんクラブ	和賀町堅川目1-1-13	72-3904	笠松小学校
さくらクラブ	立花6-69	65-1920	東桜小学校
わがの子クラブ	和賀町長沼6-4-2	73-5995	和賀東小学校
しらゆりクラブ	更木12-155-1	66-7133	更木小学校
成田学童クラブ	成田25-311	66-4110	飯豊小学校
いわさきクラブ	和賀町岩崎18-53-8	73-8009	いわさき小学校
わにっこクラブ	和賀町横川目7-134-3	72-7035	和賀西小学校
COCO.R Kitakami	上江釣子16-107-1	72-6099	江釣子小学校



子育て・教育

就学援助制度

問 学校または学校教育課 ☎72-8258 FAX65-3790

就学援助制度とは、経済的な理由により就学が困難と認められる小学生・中学生の保護者に対して、教育費の一部を援助するものです。

※支給額に上限があります。

援助内容	● 学校給食費 ● 医療費→むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など指定されたもの ● 新入学児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、体育実技用具費(小学生はスキー、中学生は柔道着)、校外活動費(交通費、見学科)、修学旅行費など
申込方法	● 二次元コードから申請してください ● 援助を受けられるかどうかは、審査のうえ、学校を通じてお知らせします ● 年度の途中でも随時受け付けします



給食

学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達や食育の推進などに欠かせないものです。この給食に要する経費のうち、施設設備費や人件費については市が負担し、食材費(給食費)は保護者が負担することになっています。

給食費に未払いが生じると児童・生徒は充実した内容の給食を食べることができなくなりますので必ず納入してください。

給食費の問い合わせ先

学校教育課 ☎72-8319

給食センター一覧

名称	住所	電話番号
南部学校給食センター	相去町西裏1-30	62-3991
北部学校給食センター	流通センター16-40	68-2207
西部学校給食センター	和賀町藤根6-50	73-8338

各種相談

いじめ、子どもの人権、青少年の非行、不登校の相談や子育て、家庭教育に関する相談、思春期の性に関する相談など、一人で悩まず、まず相談してください。

	相談受付内容	相談窓口	時間
教育相談 ☎65-3365	いじめや不登校、非行など	学校教育課(本庁舎4階)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～15時30分
家庭児童相談 ☎64-7574	家庭での子どもの教育や養育、 いじめや非行	こども家庭センター(hoKko2階)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
少年相談 ☎72-8302	20歳未満の少年の非行など	少年センター(生涯学習センター)	月～金曜日(祝日を除く) 10時30分～17時

その他

■母子父子寡婦福祉資金貸付の相談

☎65-2732

(県南広域振興局花巻保健環境福祉センター北上駐在)

■ヤング・テレホン・コーナー

☎65-2400、0800-000-2400(フリーダイヤル)

月～金曜日(祝日を除く) 9時～17時45分

■少年相談コーナー(メール相談)

岩手県警察本部の人身安全少年課ホームページ内に
ある少年相談受付フォームから相談できます。

■いじめ相談電話

☎019-623-7830(24時間受け付け)

(岩手県教育委員会)

■子ども人権110番

☎019-626-2655(盛岡地方法務局人権擁護課)

月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 8時
30分～17時15分

■女性健康支援センター

☎65-2735

月～金曜日(祝日を除く)9時～17時

※「思春期ホットライン」専用電話は廃止し、こちらで
の相談対応の一環として受けます。

■犯罪被害に関する相談

☎019-621-3751

(公益社団法人いわて被害者支援センター)

月～金曜日 10時～17時

■更生保護に関する相談

(犯罪歴や非行歴のある方に関する相談、支援など)

☎63-2266(北上地区保護司会)

月～金曜日(祝日、第3水曜日を除く) 10時30分～16時

高校・専門学校など

●高校・専門学校など一覧

学校名	住所	電話番号	科・内容
岩手県立黒沢尻北高校	常盤台一丁目1-69	63-2181	普通科
岩手県立北上翔南高校	相去町高前檀13	71-2122	総合学科
岩手県立黒沢尻工業高校	村崎野24-19	66-4115	機械科、電気科、電子科、電子機械科、土木科、材料技術科、工業 技術科(専攻科課程)
専修大学北上高校	新穀町二丁目4-64	63-2341	普通科、グローバルビジネス科、メカニックエンジニアリング科
北上コンピュータ・アカデミー	藤沢22-123-1	64-6551	ビジネスコース、ビジュアルデザインコース、システム・ネッ トワークコース
専修大学北上福祉教育専門学校	鍛冶町一丁目3-1	61-2131	保育科、福祉介護科

北上市奨学金

問 教育部総務課 ☎72-8256 FAX65-3790

北上市に住所を有している者の子女で学業成績が優良であるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な
学生を対象に、無利子で奨学金を貸与しています。また、卒業後に市内に居住し、就職して一定の所得要件を満たした
場合に、返還金を半額に減免する制度や、市内の私立保育園等に勤務した場合に返還金を1/3に減免する制度等もあり
ます。

(1) 月額奨学金

	高等学校	大学など
貸与月額	1万円	3万円、4万円、5万円のいずれか

(2) 入学一時金

大学など入学時に貸与を希望する場合、30万円を貸与



その他奨学金など

対象	内容など
高校などに在学または進学する者	財団法人 岩手育英奨学会 お問い合わせ 進学する前年度に在学している中学校
大学などに在学または進学する者	独立行政法人 日本学生支援機構 お問い合わせ 進学する前年度に在学している高校など
母子父子家庭で高校・大学などに在学または進学する者	母子父子寡婦福祉資金 お問い合わせ 県南広域振興局花巻保健福祉環境センター北上市駐在(合同庁舎) ☎65-2732
低所得世帯・障がい者世帯などで高校・大学などに在学または進学する者	生活福祉資金(教育支援資金) お問い合わせ 北上市社会福祉協議会 ☎64-2081
病気・災害・自死遺児などで高校・大学などに在学または進学する者	一般財団法人あしなが育英会 ☎0120-77-8565
交通遺児などで高校・大学などに在学または進学する者	公益財団法人 交通遺児育英会 ☎0120-52-1286 または在学する学校
東日本大震災・津波遺児の小学生から大学生	いわての学び希望基金奨学金 お問い合わせ 岩手県教育委員会事務局 教育企画室 ☎019-629-6108 または在学する学校

教育・文化施設

生涯学習センター

問 生涯学習センター ☎72-8303

交通の利便が良い北上駅前にあります。会議室、調理実習室、情報学習室などがあり、市民の生涯学習の場として利用されています。また、北上市民大学や出前講座をはじめとするさまざまな事業を行っています。

生涯学習情報

広報きたかみ(毎月第3週金曜日発行)に、生涯学習センターのコーナー「マナビィページ」があります。

生涯学習に関する情報を掲載していますので、お見逃しなく！



出前講座

問 生涯学習文化課 ☎72-8303 FAX63-3121

「出前講座」は皆さんのご注文に応じて、さまざまな分野の担当者が専門知識を生かした講座を行うものです。講師料は無料、メニューはよりどりみどりで。子供会や自治会、職場の勉強会などへもおじゃまします。さあ、あなたも注文してみませんか。

申し込み方法

1. 市内に居住、通勤、通学している人を10人以上集めましょう。
2. メニュー表から受講したい講座を選んでください。
3. 日時を決め、市内の会場を確保してください。
4. 受講を希望する日の3カ月前から2週間前までに生涯学習文化課(生涯学習センター)に「受講申込書」を提出してください。
5. 同課で担当課・担当機関・企業などとの調整を行い、ご連絡します。

また、「出前講座」の講師を募集しています。登録すると、出前講座のメニュー表に講座名・講師名が掲載されます。皆さんの持つ知識や技術・経験を生かしてみませんか(ただし、謝礼などはありません)。

詳細は市のホームページをご覧ください。



交流センター

交流センターでは、さまざまな学習活動が行われています。各地区の地域づくり組織が各種学級講座の開設や団体・サークル活動など地域の生涯学習活動を推進しています。交流センターの一覧はP14・15をご覧ください。

さくらホールfeat.ツガワ

問 さくらホールfeat.ツガワ ☎61-3300

ホームページ



北上市文化交流センターさくらホールは、優れた芸術を鑑賞するとともに、自ら創造し、交流する芸術文化の拠点施設です。

大中小ホールのほかに、ライブの録音・編集、CD制作が可能なスタジオやトレーニングルーム、キッズルーム、アトリエなどを備えています。施設使用申請の具体的な方法、詳しい予約状況については電話でお問い合わせください。

北上市国際交流ルーム

問 北上市国際交流ルーム ☎63-4497

外国人とお友達になりたい人、外国のことをもっと知りたい人、イベントに参加してみたい人、興味のある人はどなたでもお気軽にお越しください。もっと国際交流をしてみたいという人は、ボランティア登録をしてみませんか？いつでも登録を受け付けています。ボランティア登録料は年間500円です。登録された皆さんには、ニュースレターを発行し、催し物の案内をはじめ、さまざまな情報を提供しています。イベントに参加して海外の文化と触れ合うことから始めてみてください。

●主な活動

- 小学4～6年生対象の外国語体験講座(イングリッシュ・パーク)
- 外国人のための日本語講座・企業向け「日本語指導」出張講座
- 多文化共生理解講座(どんな国シリーズや料理講座)
- 日本の文化紹介講座
- 語学会話講座(英語・中国語・スペイン語など)
- 通訳サポーターの登録
- フィールドトリップ(外国人と楽しむ日本文化体験バスツアー)
- 姉妹都市・友好都市交流
- ホームステイの受け入れ家庭の登録
- 外国人相談(企業からの相談も可)
- ワン・ワールドフェスタinきたかみ
- ボランティア交流会

開館日 月～土曜日 13時～19時

市外局番 ☎0197

休館日 日曜日、祝日、第3水曜日、12月28日～1月4日

場所 大通り一丁目3-1

おでんせプラザぐろーぶ3階

ホームページ



図書館

市内には3つの図書館があります。市内に住んでいる人または市内に通勤、通学している人、近隣市町に住んでいる人であれば、どなたでも資料を借りることができます。ホームページからは資料の検索、予約ができます。

①本(図書・雑誌・紙芝居)は合わせて10冊まで借りられます。

映像資料(CD・カセット・DVD)は6点まで借りられます。(本の貸し出し10冊に含まれます)

②貸出期間は4週間です。

図書館名	住所	開館時間	休館日
中央図書館	本石町二丁目5-35 ☎63-3359	●火～金曜日 9時～19時 ●土、日、祝日 9時～18時	●毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌火曜日) ●12月28日～1月4日 ●特別整理期間 ※江釣子図書館、和賀図書館は祝日休館(祝日が月曜日の場合は翌火曜日)
江釣子図書館	上江釣子17-116 ☎77-2215		
和賀図書館	和賀町横川11-160 (市役所和賀庁舎2階) ☎72-8307	9時～17時	



ホームページ

北上市視聴覚ライブラリー(中央図書館内)

問 中央図書館 ☎63-3359 FAX63-5545

北上市視聴覚ライブラリーでは、教育目的で使用する市民団体などの非営利団体に視聴覚教材や機材の貸し出しを行っています。

①視聴覚教材(16ミリフィルム・ビデオ・DVD)は合わせて5点まで借りられます。

②貸出期間は1週間以内です。

③利用日の1週間前までに「視聴覚教材利用申込書」を中央図書館へお持ちください。1カ月前から申し込みできます。

機材の貸し出しについては、電話でお問い合わせください。



子育て・教育

自動車文庫「ともしび号」

図書館では、離れた所に住んでる人にも本を読んでもいただけるように、自動車文庫「ともしび号」を運行しています。市内サービスポイントを巡回し、本や紙芝居の貸し出しをしています。

①本(図書・雑誌・紙芝居)は合わせて10冊まで借りられます。

②貸出期間は次の巡回日までです。

※巡回日程は日程表を確認するか、図書館にお問い合わせください(ホームページにも掲載しています)。

ボランティア活動

問 北上市社会福祉協議会 ☎64-1212 FAX64-7580

ボランティア活動とは

ボランティア活動とは、高齢者も障がい者も子どもも、みんな一緒に地域の中で元気にいきいきと楽しく暮らしていけるように、自分たちがそれぞれできることを考え、まちづくりを進めていく活動です。ボランティア活動は特別なことではなく誰にでもできる日常的な活動です。地域や学校、福祉施設など活動の場はいろいろあります。

ボランティア活動の基本的な視点

● 自発性

自分から進んで自主的・積極的に活動することです。

● 無償性

お金(報酬、見返り)を求める活動ではありません。お金では得られない出会いや発見、感動や喜びを得る活動です。

● 社会性

だれもが幸せに暮らしていけるように、みんなで協力し支えあい学び合う活動です。

● 先駆、創造性

地域や社会で何が求められているのかを考えながら、よりよい社会を自分たちの手で創る活動です。

ボランティアの募集・登録方法

問 北上市社会福祉協議会 ☎64-1212 FAX64-7580

ホームページ



ボランティア活動センターでは、年間随時、個人ボランティアの募集・登録を行っています。登録については、ボランティア活動センターの登録票に記入するだけです。登録した方には、活動の紹介やあっせん、ボランティア団体の紹介、ボランティア保険の加入、情報や資料の提供を行っています。お気軽にお問い合わせ・ご連絡ください。

ボランティアの一例

- 在宅高齢者等配食サービス事業ボランティア(配送ボランティア、調理ボランティア)
- ふれあい移送サービス事業ボランティア(運転ボランティア、介助ボランティア)
- キャップハンディ体験支援ボランティア、子育て支援ボランティア「パレット」
- 声の広報事業朗読ボランティア、点字広報事業点訳ボランティア、日曜大工事業ボランティア

その他、単発の行事ボランティア、街頭募金活動ボランティア、使用済み切手などの収集ボランティア、災害ボランティアなどのボランティア活動がありますので、お気軽にお問い合わせください。

また、個人だけでなく、複数人や団体として活動したい場合の相談もお受けします。





農林業

農業支援センター

問 ☎72-8311

新規就農、継承就農などの就農に関することや、農業経営、栽培技術、販路拡大など農業を行うためのさまざまな相談についてコーディネーターがアドバイスを行うほか、農業関係機関への橋渡しを行います。

また、ホームページで農業支援に関する情報など提供しています。

場 所 北上市役所 本庁舎 3階



ホームページ

新規就農者支援・農地の貸借・情報提供

問 農業振興課 ☎72-8239 FAX64-2171

農業技術取得、農業資金の支援、農地情報の提供のための紹介・あっせんを行っています。

農業体験

問 農林企画課 ☎72-8235 FAX64-2171

きたかみ農楽校

この講座は、市民の皆さんに、農業に対する理解を深めていただくことを目的として開講しています。土作りから収穫まで、実習畑で野菜栽培をしながら農業の基礎を楽しく学びます。北上の特産品であるアスパラガスや二子さといも、リンゴなどについては、農家におじゃまして、農作業の実習などを行います。

全講座のうち半分以上の出席で修了証書を授与します。農業に興味のある人や、農家のお手伝いをしてみたい人は、お気軽にお問い合わせください。

募集時期	2月～3月の市の広報紙で告知
講座内容	畑での野菜栽培、農家での農作業体験など4月～11月(週1回程度)全26回程度
応募資格	市内に住んでいて、農業に興味がある健康な人
参加費	種苗代、保険料など実費(10,000円程度)

講座の様子は、ふるさと体験館のホームページに「おひさま日記」のタイトルで公開しています。

農地に係る手続

問 農業委員会事務局 ☎72-8246 FAX64-2171

農地権利移動

農地を耕作する目的で、売買、贈与、交換による所有権移転や貸借などの権利設定、移転する場合は、農地法第3条の許可が必要です。

農地転用

- 自己所有の農地を自分が農地以外にする場合は、農地法第4条による許可が必要です。
- 農地を農地以外にする目的で所有権移転や賃借権を設定する場合は、農地法第5条による許可が必要です。

※転用する場合、駐車場目的で許可を受けながら住宅を建築するなど、許可内容目的以外での使用はできません。また、一時的に農地以外にする場合も許可が必要です。

※農地の移動・転用手続きの受け付けは、毎月5日(5日が土日、祝日の場合は、その前の開庁日)が締切日となっています。



北上市
フォトギャラリー



農業者年金

問 農業委員会事務局 ☎72-8246 FAX64-2171

積立方式で納めた保険料と運用益が将来受給する年金の原資となる安定した公的年金制度です。

加入対象(通常加入と政策支援加入があります。)

通常加入	政策支援加入
満65歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料免除者でないこと)で、年間60日以上農業に従事している人であれば、加入できます。ただし、60歳以上は国民年金の任意加入が必要です。	通常加入要件を満たし、保険料納付期間が20年以上見込まれる人で、次の条件のいずれかを満たす人が加入できます。ただし、必要経費控除後の農業所得が900万円以下でなければ加入できません。政策支援加入をすると、特例付加年金を受給することができます。 ① 認定農業者または認定就農者で青色申告者 ② ①の人と家族経営協定を結び経営に参画している配偶者または直系後継者 ③ 認定農業者が青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人 ④ 35歳未満の直系後継者で35歳までに(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した人

保険料

通常保険料(通常加入者が納付する保険料)	特別保険料(政策支援加入者が納付する保険料)
月額20,000円～67,000円の間で1,000円単位で任意に設定できます。増額や減額も可能です。	月額20,000円。ただし、上記加入条件①～④などにより4,000円、6,000円、10,000円のいずれかが助成されます。助成を受けられる期間は次の通りです。 ① 35歳未満の人は政策支援加入条件を満たしているすべての期間 ② 35歳以上の人は10年を限度 ③ ①+②の合計で最大20年間

受給手続き

給付の種類は、農業者老齢年金、特例付加年金、死亡一時金の3種類です。老齢年金は65歳に達したときから受給できます。ただし、60歳まで繰り上げ支給を請求することができます。政策支援を受けた人が特例付加年金を受給する場合は次の要件が必要です。

- ① 60歳までの保険料納付済期間と一定の要件に該当する脱退期間(農業者年金の受給資格期間に含まれるが、年金額には反映されない期間)を合算して20年以上あること
 - ② 農地と農業用施設を適格な第三者または後継者に対して権利移転などを行って、経営継承することにより農業経営から引退すること
- なお、旧制度の経営移譲年金を受給できる人など、詳しくは農業委員会へ。

森林を守るために

問 農林企画課 ☎72-8237 FAX64-2171

次のようなときは届け出を行ってください。

- 森林または森林の周囲1kmの範囲内の原野、その他の土地に火を入れるときは、許可が必要ですので、農林企画課へ。
- 相続などで新たに森林を所有することになったときは、届出が必要ですので農林企画課へ。
- 森林を伐採するときは、伐採する30日前までに伐採届の提出が必要ですので、農林企画課へ。なお、1haを超える開発行為は林地開発許可が必要となりますので県南広域振興局花巻農林振興センター(☎0198-41-5407)へ。

ものづくり・人材育成支援

市内には、地域産業を包括的に支援する「北上市産業支援センター」などの施設があり、企業の皆さんをさまざまな側面から支援しています。

●北上市産業支援センター 問 ☎71-2181

工業や商業、観光業、農林業と業種を問わず、経営や事業の支援、業務改善につながるセミナーを行っています。

また、創業塾の開催などで起業支援も行っています。

産業支援アドバイザーがご相談に応じます。まずはお気軽にご相談ください。



■主な事業

●経営相談事業

中小企業、創業者などの製品開発、経営改善、販路拡大などあらゆる相談に応じ、関係機関の協力を得ながら相談者の課題解決を図っていきます。

●セミナー開催

経営者、創業者に必要な経営計画、金融、労務管理、商品・販路拡大などのセミナーを開催し、起業、新製品の開発を促進します。

●施設の貸し出し

精密測定器による製品・試作品の測定・分析ができます。

●情報提供

国、県、市の補助金、技術支援制度、研修会などの情報を提供します。

●北上コンピュータ・アカデミー 問 ☎64-6551

北上コンピュータ・アカデミーは情報処理技術者を養成する職業訓練施設です。

2年間で情報処理分野に必要な専門知識と技術を習得し、さまざまな資格の取得にも挑戦することができます。学生の就職についてもしっかりとサポートし、県内を中心に、毎年高い就職率を達成しています。

最新の設備環境による学習と、体育祭や学園祭、研修旅行などの行事で、充実したキャンパスライフを送ることができます。学生生活を応援する優遇制度として、授業料が免除される特待生制度や奨学金制度があるほか、学生寮も完備しておりますので遠距離からの入学も安心です。

■学科・コース

入学時に2つの学科から選択

●コンピュータ・ビジネス科

●コンピュータ・システム科

6月に3つのコースから選択

●ビジネスコース

●ビジュアルデザインコース

●システム・ネットワークコース

●北上高等職業訓練校

問 ☎81-5577

北上高等職業訓練校では、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練のほか、離転職者などを対象とした受託訓練や求職者の就職支援のための訓練などを行っています。

■訓練実施科目

●普通職業訓練長期課程

建築板金科、建築塗装科、配管科、建築設計科

●普通職業訓練短期課程

事務科、建設機械運転科、塗装科、配管科、建築板金科、電気工事科など

●受託訓練

OA実務科、介護パソコン科、パソコン基礎科など

●自主訓練

玉掛け技能講習、フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、足場の組立てなどの業務に係る特別教育、刈払機作業従事者安全衛生教育、車両系建設機械運転技能講習、生産性向上支援訓練など

●いわてデジタルエンジニア育成センター

問 ☎62-8080

(株)北上オフィスプラザが県から受託運営し、3次元CADソフト、3次元プリンターなどを備え、3次元ものづくりに係る人材育成や、企業に対する技術支援を行っています。



産業・しごと

労働・雇用

労働者等生活安定支援資金貸付制度(岩手県)

問 東北労働金庫北上支店 ☎64-2225

離職者対策資金貸付金

企業の倒産、リストラなど事業主の都合により離職した人に対して、求職活動中の生活資金を貸し付けるものです。

利用できる人	貸付条件
● 離職してから1年以内の人で、求職活動(ハローワークへの求職の申し込み)を行っている人 ● 原則、県内に1年以上居住している人もしくは雇止めなどによって県内に帰省してきた人 ● 離職された事業所に1年以上勤務していた人 ● 雇用保険受給資格者証の交付を受けている人	● 限度額…100万円 ● 貸付利率…年1.25%(保証料は労金が負担) ● 返済期間…10年以内(1年以内の措置期間を含む) ● 保証人および担保…東北労働金庫の定めによる ● 信用保証(一社)日本労働者信用基金協会の信用保証

育児・介護休業者生活資金貸付金

育児休業や介護休業を取得した勤労者に対して、休業期間中の生活資金を貸付するものです。

利用できる人	貸付条件
● 休業開始前に休業を申し出た事業主に1年以上雇用されていた人 ● 休業期間中、または休業期間終了後6カ月以内で、当該事業主と雇用関係が続いている人 ※妊娠中の人で、育児休業を取得する予定の人も含みます。 ● 申込日に県内に居住しているか、県内事業所に雇用されている人	● 限度額…100万円 ● 貸付利率…年1.25%(保証料は労金が負担) ● 返済期間…7年以内(1年以内または休業期間中の措置期間を含む) ● 保証人および担保…東北労働金庫の定めによる ● 信用保証(一社)日本労働者信用基金協会の信用保証

北上地区勤労者福祉サービスセンター(ゆうあいサービスセンター)

問 ☎62-0033

中小企業(従業員300人以下)の従業員と事業主をサポートする互助組織です。中小企業が単独では実施できない幅広い福利厚生サービスを提供します。

入会資格 中小企業にお勤めの人と事業主、自営業の人、農業に従事している人

入会金・会費 入会金:1人当たり 1,000円(入会時のみ) 会費:1人当たり 800円(月額)

サービス内容

慶弔共済	結婚祝、出生祝、歳祝、勤続祝、休業見舞、障害・死亡見舞、災害見舞など各種給付金
健康診断助成	定期健康診断や人間ドックの受診料助成金支給
スキルアップ助成	国家資格、技能検定の受験・受講料に対する助成金支給
チケットあっせん	映画館やスポーツクラブが会員価格で利用可能、コンサートや舞台公演の割引もあり
提携サービス	市内外合わせて約110の提携施設で、割引や特典があります 提携施設は、ホテル、飲食店、ゴルフ場、美容院、自動車関連などさまざまです
イベント開催	家族も対象の日帰りツアーや、ボウリング大会、ワインを楽しむ会など、サービスセンター独自のイベント開催

求人情報・就労支援

問 北上雇用対策協議会(産業雇用支援課内) ☎72-8244

ハローワーク北上などと連携して、次のような事業を展開しています。

- ① インターネットによる求人情報、就職情報、雇用関連データの提供
- ② 市内企業の検索サイト「北上市企業データベース」の運営
- ③ 新規高卒者のための企業情報ガイダンスの開催
- ④ 大学などの学卒者を対象とした就職ガイダンスなどの情報提供
- ⑤ 市内で働きたい人の相談や求人、U・Iターン支援

ジョブカフェさくら ☎63-3533

ジョブカフェさくらは、学生、自分に合う職種を確認したい人、転職希望の人、今の職場に悩んでいる人などの就職活動を支援します。就職相談や適職診断、能力開発情報の提供を無料で行っています。応募書類の作成や面接練習など、再就職活動を支援するセミナーなども開催しています。

場 所 県南広域振興局北上地区合同庁舎1階
きたかみ就労・生活支援フロア内

利用日時 月～金曜日10時～17時(祝日・12月29日～1月3日は休業)



市議会のしくみ

市議会は、有権者である市民の皆さんの選挙によって選ばれた26人の議員で構成しています。議員の任期は4年です。市議会では、市の条例や予算、重要事項などを話し合い、市としての方針を決定します。市議会独自の意思決定としては、意見書の提出や決議などがあります。このほか、市政全般をたえず一般質問も行います。

市議会の開催

市議会には、6月・9月・12月・翌2月に開く通常会議と、必要に応じて開く臨時会議があり、会議は通常10時から行います。ほぼ1年間を定例会の会期とする通年議会を導入していることから、常任委員会は年間を通して活動しています。

委員会の設置

市議会には、提出された議案の内容を詳しく審査するため、部門ごとに総務、教育民生、産業環境の3つの常任委員会を設けており、議長を除く各議員はそのうちの1つに所属しています。また、議会の運営方法について協議する議会運営委員会や議会だよりの編集などを行う広報委員会、市民と議員が意見を交換する「市民と議会をつなぐ会」など、市民の意見を伺う広聴委員会があります。このほか、予算や決算などのように特定の事件を審査するため、臨時に特別委員会を設けることがあります。

本会議の傍聴のしかた

問 議会事務局 ☎72-8232 FAX64-2123

本会議は一般に公開され、中学生以上であれば自由に傍聴することができます。傍聴する人は、市役所(本庁舎)東側の傍聴者入口から入り、傍聴者ロビーに備えてある傍聴人受付票に住所、氏名、年齢を記入して傍聴席にお入りください。

会議を妨害したり、人に迷惑をかけないようにマナーを守って傍聴してください。なお、写真撮影をしたり、録音したりすることは禁止されています。

本会議の映像は、YouTube「岩手県北上市議会公式チャンネル」でライブ配信及び録画配信を行っていますので、是非ご覧ください。



会議録の閲覧

問 議会事務局 ☎72-8232 FAX64-2123

会議録は、本会議での発言を記録したものです。市議会のホームページでご覧いただけるほか、本庁舎、各地区の交流センター、市立図書館に設置しています。

市議会だよりの発行

問 議会事務局 ☎72-8233 FAX64-2123

市議会は、議会の広報紙として「きたかみ市議会だよりの」を発行しています。一般質問や審議された議案などを紹介しています。市議会だよりは、各通常会議最終日の翌々月に発行しており、全世帯に配布しています。

請願・陳情のしかた

問 議会事務局 ☎72-8233 FAX64-2123

どなたでも行政に対して請願や陳情をすることができます。議会に請願書や陳情書を提出する場合の記載事項は、次のとおりです。

- ①提出年月日 ②提出先
- ③提出者の住所
- ④提出者の氏名(法人の場合はその名称と所在地、代表者氏名)(署名または記名押印によること)・電話番号
- ⑤請願・陳情の件名
- ⑥請願・陳情の趣旨・理由

注意事項

- 請願には、市議会議員1人以上の紹介が必要です。
- 請願書に紹介議員が署名または記名押印をしてから提出してください。
- 陳情には、議員の紹介は必要ありません。
- 請願書や陳情書の提出はいつでもできますが、できるだけ通常会議開会日の1週間前までに提出されるようご協力をお願いします。

令和 年 月 日	
北上市議会議員 様	
請願(陳情)者	住 所
	氏 名 印
	電 話 番 号
(法人の場合はその名称及び代表者の氏名)	
紹介議員	氏 名 印
(陳情の場合は紹介議員は必要ありません)	
〇〇〇〇についての請願(陳情)書	
1. 請願(陳情)の趣旨	
2. 請願(陳情)の理由	





施設案内

最新情報は
こちら→



公共施設

交流センター

P14・15をご覧ください。

体育・スポーツ

施設名	申込先
和賀川ふれあい広場テニスコート 和賀川ふれあい広場多目的広場	都市計画課 ☎72-8279  インターネット予約
北上市民黒沢尻体育館	本石町二丁目5-1 ☎65-0611
北上市民稲瀬スポーツ交流館	稲瀬町自治協議会 稲瀬町前田276 ☎65-2441
北上市民黒岩スポーツ交流館	黒岩自治振興会 黒岩19-36-2 ☎64-7525
北上市民武道館	幸町1-30 ☎63-3300
北上市民江釣子体育館 江釣子勤労者体育センター 北上市民野中ふれあい広場 北上市民日平ふれあい広場 北上市民やまつみふれあい広場	北上市民江釣子体育館 上江釣子17-172 ☎77-4004
きたかみしんきんボールパーク (北上市民江釣子野球場) 北上市民江釣子運動場	きたかみしんきん ボールパーク (北上市民江釣子野球場) 下江釣子2地割地内 ☎77-4343
和賀川グリーンパーク多目的広場 和賀川グリーンパークテニスコート	☎090-1063-2318 (和賀川グリーンパーク管理人)
北上市多目的催事場	和賀町藤根17-4-1 ☎73-5964
北上市民岩崎競技場 北上市民岩崎野球場	北上市民岩崎野球場 和賀町岩崎18地割内 ☎73-5403
北上市北部交流館 村崎野勤労者体育館 北上市民藤沢広場 北上市民成田スポーツ交流館	北上市北部交流館 二子町馬場野3-15 ☎66-6002
北上市民相去体育館	相去地区自治協議会 相去町小糠沢19 ☎67-4355
北上市アカデミースポーツ施設	藤沢22-37-10 ☎64-5905

施設名	申込先
トヨタ紡織東北サンシャインアリーナ (北上総合体育館) サンディスクスタジアムきたかみ (北上陸上競技場) 北上陸上補助競技場 北上第1運動場 TBソーテック東北 COCORUフィールド (北上第2運動場) 北上第3運動場	トヨタ紡織東北 サンシャインアリーナ (北上総合体育館) 相去町高前檀27-36 ☎67-6720
北上市民展勝地プール	立花10地割地内 ☎63-2658

コミュニティ・保養・レクリエーション

名称	住所／電話
市民交流 プラザ (hoKko内)	新穀町一丁目4-1 ツインモールプラザ西館1・2階 ☎72-8320
憩いの森	稲瀬町岩脇24 ☎64-7447
ハートパルきたかみ	藤沢21-12-11 ☎63-2251
江釣子共同福祉施設	鳩岡崎2-51-1 ☎090-6855-1122
サンレック北上	常盤台二丁目1-33 ☎64-5500
ふるさと体験館「北上」	和賀町山口23-24-5 ☎72-2883
煤孫農村交流 プラザ	和賀町煤孫9-20-4 ☎73-8877
江釣子 多目的研修センター	滑田1-68-1 ☎77-3988
北上市総合福祉センター	常盤台二丁目1-63 ☎64-1212
和賀町総合福祉センター	和賀町横川目10-20-3 ☎72-2500

もっと、楽しく便利にスポーツ × ICT

問 スポーツ推進課 ☎72-8270 FAX63-3121

北上市のICTを活用した取り組みを紹介します。

スポーツタウン北上市

みんなで育てる、スポーツ情報プラットフォーム

スポーツに関する施設、イベント、団体情報、おすすめルートなどが集約されたサイトです。



↑詳しくはコチラ

e-moshicom(モシコム)

主催者のお悩み解決します！

登録情報がスポーツタウン北上市に反映される、WEB申込フォームが容易に作成できます。WEB決済を使わない場合は無料で使用が可能です。



↑詳しくはコチラ

しみず斎園

問 しみず斎園 ☎66-2725 FAX66-2712 北上地区広域行政組合 ☎68-2203

北上地区広域行政組合が、火葬場「しみず斎園」を運営しています。しみず斎園には炉が7基(うち1基は小動物用)、待合室が5室、その他に告別室や給湯室、売店などがあります。

利用の流れ

- 1 火葬許可証に記載された「火葬時間」は、棺が火葬炉に収納される時間です。「火葬時間」の15分前までにお越しください。
- 2 火葬許可証は、斎園の窓口にご提出ください。
- 3 告別から収骨まで、およそ1時間30分の待ち時間があります。
- 4 お帰りの際は、火葬許可証を返却しますので、斎園窓口からお受け取りください。



連絡先 しみず斎園 ☎66-2725 (8時30分～17時)

※友引と1月1日は北上ビルメン㈱☎67-0588へ連絡してください。

- 火葬日時について、あらかじめしみず斎園または北上ビルメン(株)に電話で予約してください。
- 死亡届についてはP52をご覧ください。
- 小動物(犬、猫など)については、火葬日時を電話で予約のうえ、市民課の窓口で受け付けし「しみず斎園使用許可書」を持参のうえご来園ください。

市営墓地

問 環境政策課 ☎72-8281 FAX77-3591

市営墓地は藤根墓園と後藤野墓園がありますが、空きがあるのは藤根墓園のみです。

藤根墓園の概要

所在地 和賀町藤根2-120-1

宗 派 不問

総区画数 626区画(令和7年9月末現在)

区画面積 6㎡(間口2m、奥行3m)

申し込み資格

原則として市内に3カ月以上住所を有する人

	永代使用料(1区画)	附加使用料(1区画)
藤根墓園	120,000円	年額3,600円

● 藤根墓園案内図(和賀町藤根2-120-1)



墓参りの際の供物などは、お持ち帰りください。ご協力をお願いします。

施設案内



北上市
フォトギャラリー



医療案内

「かかりつけ医」を持ちましょう

軽症の患者さんはかかりつけ医で診察を受けましょう。不安に感じるときも初めはかかりつけ医で診てもらい、必要とあれば大きな病院へ紹介してもらいましょう。開業医と病院は連携を組んでいます。紹介された人がスムーズに診療が進みます。

大きな病院で治療を受け症状が安定した後は、再度かかりつけ医に逆紹介してもらうこともできます。

時間外診療

● 休日の医療機関

北上医師会・北上薬剤師会・北上歯科医師会の協力により、休日当番医が診療を受け付けています。また、日曜日は、当番整骨院も開いています。当番の医療機関は、市の広報紙や新聞でお知らせしています。受診の際は、保険証をお持ちください。かかりつけ医に逆紹介してもらうこともできます。

医院	日曜日・祝日・年末年始	9時～17時
調剤薬局	日曜日・祝日・年末年始	9時～17時
歯科医院	第3日曜日と、 1/1を除く年末年始	9時～12時
整骨院	日曜日	9時～17時

● 夜間診療

県立中部病院、北上済生会病院で急患窓口を開いています。これは「緊急を要する」人を診療する窓口です。「平日休めない」、「日中は用事がある」、「明日仕事があるから」などの理由で受診するのはやめましょう。

● 救急なのか？お家で様子を見れば良いのか？

県が設置している、看護師による「こども救急相談電話」をご利用ください。夜間におけるお子さんの病気や事故への対処や、応急措置などを相談できる窓口です。急な発熱、嘔吐、下痢、腹痛、誤飲、打撲など、経験豊かな看護師がアドバイスします。

こども救急電話相談
年中無休／19時から翌朝8時まで
局番なしの **#8000**
または ☎019-605-9000

● 迷ったら大人も電話で相談「#7119」

令和7年4月から、県で救急医療の電話相談窓口を開設しました。急な病気やケガで対応に迷ったらお気軽にお問い合わせください。経験豊富な看護師が適切なアドバイスをしてくれます。

24時間365日利用可能です。

いわて中部ネット(岩手中部地域医療情報ネットワークシステム)

いわて中部ネットは、利用者の受診歴や検査履歴・薬の処方歴などの医療情報および介護サービスの利用状況などを、参加している医療・介護施設が共有するシステムです。これにより、かかりつけ医以外の病院などにかかった際も、検査の重複や薬の過剰処方を避けられるなど、効率的な医療・介護を受けることができます。

災害のときは、カルテやお薬手帳が失われても、データサーバに保存している情報を即座に確認ができます。また、救急搬送された際に医療情報が伝達しやすくなるなど、多くのメリットがあるシステムです。

いわて中部ネットは、多くの皆さんが参加することで、より正確で安心・安全な医療・介護の提供につなげることができます。ぜひご参加ください。

● 参加方法

規約内容などを確認のうえ、「いわて中部ネット住民参加申込書および同意書」に記入し、次のいずれかでNPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会に提出してください。

- ① 病院・クリニックなど、いわて中部ネット参加施設の窓口へ
- ② 直接、中部病院および北上済生会病院1階のいわて中部ネット受付ブースへ
- ③ 郵送で同協議会へ

登録完了後は、「登録完了シール」を参加している参加施設が配付、または同協議会が郵送します。同シールは保険証に貼り付けてください。

※同申込書は、パンフレットのほか、参加施設および同協議会のホームページからもダウンロードできます。

● NPO法人岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会

(〒025-0092 花巻市大通り二丁目6-23) ☎0198-41-8289



公的医療機関

北上済生会病院

問 北上済生会病院 ☎64-7722

地域の医療・福祉関係機関との機能分担と連携のもと、地域の中核的病院として急性期医療を基本としつつ、周産期医療では岩手県南部の中心的役割を担い、回復期リハビリテーションや人工透析にも積極的に対応しているほか、訪問診療や各種健診等の保健予防活動にも力を注ぎ、地域に信頼され、愛される病院として患者様の立場に立った良質な医療の提供を目指しています。

科目(21科)

内科／脳神経内科／呼吸器内科／消化器内科／循環器内科／小児科／外科／整形外科／脳神経外科／呼吸器外科／心臓血管外科／泌尿器科／産婦人科／眼科／耳鼻咽喉科／麻酔科／リウマチ科／リハビリテーション科／救急科／皮膚科／放射線科

診療機能

平成22年6月から、岩手中部地区医療圏における地域周産期母子医療センターとして、岩手県から認定されています。

手術等急性期治療が終了し、リハビリ治療を行う患者さん専用の回復期リハビリテーション病棟を設置しています(脳卒中・大腿骨頸部骨折について県立中部病院と連携し、地域での機能分担を進めています)。

社会福祉法人として

『無料低額診療事業』を行っています。経済的理由(住民税非課税世帯)などで適切な医療を受けられない患者さんの一部負担金を減額しています。詳細は地域医療福祉連携室にご相談ください。



[住所] 九年橋三丁目15-33

岩手県立中部病院

問 県立中部病院 ☎71-1511

診療科(23科)

総合診療科／消化器内科／小児科／形成外科／皮膚科／腫瘍内科／循環器内科／血液内科／外科／乳腺外科／脳神経内科／呼吸器内科／整形外科／呼吸器外科／糖尿病・代謝内科／ペインクリニック／緩和ケア科／脳神経外科／泌尿器科／耳鼻いんこう科／産婦人科／眼科／放射線科

受診の際のお願い

中部病院では、重い病気や救急患者さんの入院治療や手術などに十分に対応できるようにするため、地域の医療機関との役割分担のもと、病状に応じて相互に紹介し合う体制を整えています。

受診の際は、まずお近くのクリニックなどの医療機関を受診してください。中部病院での治療が必要と判断されれば、医療機関から連絡を受けて受診日の予約をお取りします。予約された日に紹介状をお持ちのうえ受診ください。

病院の役割・診療機能

がんや脳卒中、急性心筋梗塞などの診断・治療をはじめ、主に急性期や重症の患者さんの入院治療を中心に行っています。夜間・休日などの救急患者や災害時の医療に関する機能を強化しています。

病床数は434床(一般390床、結核20床、緩和ケア24床)。がんの患者さんが安心して療養できる環境を整えた緩和ケア病棟、特殊な薬剤を注射してがんを見つける検査診断装置(PET)などがあります。

急性期脳梗塞に対する血栓溶解療法や、急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈インターベンション、がんに対する放射線治療・抗がん剤による治療(化学療法)などを実施しています。

緩和ケア病棟

がんによる体と心のつらさを和らげ、ふだんの生活を取り戻していただくために、痛みの治療やさまざまなケアを行い、患者さんやご家族が良好な生活を送れるようにサポートします。24床全室が庭に面したテラスを持ち、ゆっくり過ごしていただけます。また、地域と連携しながら在宅で過ごせるように支援も行っています。



[住所] 村崎野17-10

施設案内



公共交通案内

最新情報は
コチラ➡



北上市内 バス路線図

Kitakami bus route map
北上市内巴士路線圖
北上市内巴士路线图
기타카미시내 버스 노선도

令和7年4月1日現在

北上市内の路線バスやコミュニティバスなどのご案内です。
市は、市民の生活の足としてより便利にご利用いただけるよう、さまざまな支援を行っているほか、改善にも取り組んでいます。
バスを利用して、まち歩きを楽しんでください。
公共交通全般に関するお問い合わせは、お気軽にご連絡ください。

公共交通全般に関するお問い合わせ

都市再生推進課 ☎72-8312 FAX77-2992

鉄 道

JR東日本お問い合わせセンター

【ご案内時間8時～21時】

★列車時刻、運賃・料金、空席情報案内

☎050-2016-1600

★お忘れ物案内

☎050-2016-1601

【ご案内時間8時～20時】

JR東日本ご意見承りセンター

【ご案内時間9時～17時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)】

★JR東日本株に関するご意見・ご要望

☎050-2016-1651

市街地 拡大図

公共交通案内



路線バス

- 市内では、横川目線、石鳥谷線、翔南高校線、成田線などの路線バスが運行しています。
- 路線バスの時刻表は岩手県交通㈱のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先

岩手県交通㈱北上営業所

☎66-3211

バス予報

- バスロケーションシステム「バス予報」を使うと、スマートフォンでバスの現在地や運行情報をリアルタイムで確認できます。
- 路線バスにご乗車の際はぜひご利用ください。

バスロケーションシステム

バス予報



凡例

- 商業施設
- 学校
- 病院
- 市役所
- イベントホール
- 公園
- 交流センター

花北1	石鳥谷線	翔2	北上翔南高校線
花北3		翔3	
花北4		翔5	

成1	成田線・	横2	横川目線
北2	村崎野線	横3	
工1		横5	
北1	市内線		

おに丸号	口内線(平日毎日運行)
火・木	おに丸号 鬼柳線(火・木運行)
月・木	おに丸号 飯豊黒岩線(月・木運行)
火・金	おに丸号 二子更木線(火・金運行)
月・水・金	おに丸号 稲瀬線(月・水・金運行)
月・水・木	おに丸号 立花岩崎線(月・水・木運行)
月・水・金	おに丸号 相去線(月・水・金運行)



おに丸号

- 飯豊黒岩線(月・木曜日)、二子更木線(火・金曜日)、稲瀬線(月・水・金曜日)、立花岩崎線(月・水・木曜日)、口内線(月～金曜日、祝日を除く)、鬼柳線(火・木曜日)、相去線(月・水・金曜日)の7路線が運行しています。
- 祝日、8月13日～16日は一部路線、12月29日～1月3日は全線で運休します。
- 運賃(カッコンは半額)

※次の方は半額:小学生、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示・運転経歴証明書(提示)

飯豊黒岩線・二子更木線・立花岩崎線

- ▶西地域ゾーン・東地域ゾーン内…100円(50円)
- ▶市街地ゾーン内…150円(80円)
- ▶2つのゾーンをまたいでの利用…200円(100円)
- ▶3つのゾーンをまたいでの利用…300円(150円)

稲瀬線・口内線・鬼柳線・相去線

- ▶地域ゾーン内…100円(50円)
- ▶市街地ゾーン内…150円(80円)
- ▶2つのゾーンをまたいでの利用…200円(100円)

お問い合わせ先

都市再生推進課(立花岩崎線)
岩手県交通㈱北上営業所(飯豊黒岩・二子更木線)
南都タクシー(稲瀬線)
東日本交通㈱(口内・鬼柳・相去線)

☎72-8312
☎66-3211
☎63-2200
☎71-3388





For Non-Japanese Residents

Check the latest updates here →



QR Translator

Select Language



QR Translator



English 中文(簡体) 中文(繁体) 한국 Tiếng Việt bahasa Indonesia Português

Emergency Contacts • Evacuation Procedures

In case of Fire, Injury or Sudden Illness

Ambulance / Fire Truck: Call 119

The fire station asks the following questions, so please calm and answer clearly.

- 1 Is it a fire, emergency, or a situation that needs rescue?
- 2 Address of occurrence, your name, landmark, etc.
- 3 In case of fire -> What is burning?
- 4 In case of emergency -> Is it illness or injury? Is first aid possible?
- 5 What is the condition of the fire / the patient?

In case of incident or traffic accident: Call Police at 110

Evacuating During Natural Disasters (Emergency Shelter 避難所)

There are designated evacuation spots in various areas of the city. Please confirm where the designated evacuation spots are in your area in advance.

*** See page 31 of this guide.**

Notice

Medium and long-term residents should complete residence registration at city hall upon moving to Kitakami. Documents such as residence certificates (住民票) and seal (hanko) registration certificates can be issued and delivered at each branch government office.

For Non-Japanese Residents Whose Residence Certificate Is Generated

Residence certificates are issued for non-Japanese residents who will stay for more than 3 months and have their address in Japan. (excluding travel and tourism) These types of residents are included:

- 1 Mid to long-term residents
- 2 Special permanent residents
- 3 People granted permission for temporary refuge or provisional stay
- 4 People who may continue to stay transitionally in Japan by birth or after loss of Japanese nationality

When you move to a different municipality from our city, you need to report a change of address

When you change your address to another municipality, you must first notify the office of the municipality where you currently reside, receive a "Move-out Certificate," (転出届) at city hall and register a moving notice at the office of the municipality where you intend to move, in the same way as Japanese residents do. When you leave Japan, you need to follow the procedures for moving out of the country.

Main Contacts at Kitakami City Hall * See P34 for the map of the building

Section in Charge	Location	Affairs to be Handled
市民課 しみんか Citizen Affairs Div. 消費生活センター しょうひせいかつせんたー Consumer Affairs Center	Main Bldg. 1st Floor	Address Change Notice (Move-in / Move-out / Move), Ancestral Register (Birth / Marriage / Death), Seal Registration, Consumer Consultation, Citizen Counseling, etc.
健康づくり課 けんこうづくりか Health Promotion Div.	hoKko. 2nd Floor	Mother-child health notebook issuance / General infant health check-up forms etc.
国民年金課 こくみんねんきんか National Insurance and Pension Div.	Main Bldg. 1st Floor	National Pension, National Health Insurance (Acquisition / Loss), Lump-sum Birth Allowance, High Cost Medical Care, Health-care Benefit
市民税課 しみんぜいか Resident Tax Div.	Main Bldg. 1st Floor	Income / Taxation / Business Certificate, Individual Municipal Inhabitant Tax, etc.
子育て支援課 こそだてしえんか Child Care Support Div.	hoKko. 2nd Floor	Child Allowance, Child-rearing Allowance, Nursery Schools, Kindergartens, etc.
学校教育課 がっこうきょういくか School Education Div.	Main Bldg. 4th Floor	Elementary Schools, Junior High Schools, etc.
収納課 しゅうのうか Tax Collection Div.	Main Bldg. 4th Floor	Payment of Municipal Tax

Health-Care

Hospitals

Consultation hours differ depending on medical institutions. Many are closed on Sundays and national holidays. If you need to see a doctor urgently, you can get medical care at the office of the holiday's duty doctor. The information about the holiday's duty doctors are in the "Koho Kitakami," the municipal newsletter issued by Kitakami city (only in Japanese) and on the city's website.



Health Insurance

Those who are employed by a company are obliged to pay social health insurance. Those who legally stay in Japan for more than 3 months with other resident certificates are obliged to pay national health insurance. In these cases, the out-of-pocket maximum is 30% of the actual medical care cost.

Garbage Separation and Disposal

How to Separate and Take out the Garbage

- You must separate garbage into combustible, non-combustible and recyclable garbage. For a detailed explanation, please check the "Kitakami City Garbage Encyclopedia「北上市ごみ百科」."
- Please put combustible / non-combustible garbage into garbage bags designated by the city. If the garbage is too big for the bag, please put the designated sticker on it. You can purchase the designated bags and stickers at supermarkets and convenience stores. (ask for 燃えるごみ専用袋、燃えないごみ専用袋、家庭ごみシール券)
- Please take combustible / non-combustible garbage to the designated collection point in your neighborhood. (ごみ集積所)
- Please take recyclable garbage to the recyclable garbage station on the designated day.
- Please check the garbage collection date on the "Garbage Calendar."
- Please take out the garbage by 8:00 am (the recyclable garbage by 8:30 am).
- Please do not take out the garbage before the garbage collection date.



Bag Fee and Sticker Fee

Capacity	Bag Fee				Sticker (1 sheet)
	10L	20L	30L	40L	
Burnable(1 bag of 10 pieces)	150 yen	310 yen	470 yen	630 yen	100 yen
Non-burnable(1 bag of 5 pieces)	75 yen	155 yen	235 yen	315 yen	

For details, inquire to the Environmental Policy Division (環境政策課) The garbage sorting app "threeR® (さんあ〜る®)" provides multilingual sorting instructions.

You can check how to download the app via the QR code.

(Contact) Environmental Policy Division Phone: 0197-72-8284
Ezuriko Government Building 1F
(17-201-2 Kamiezuriko, Kitakami-shi)



Kitakami International Assembly Hall

Kitakami International Assembly Hall offers a space and an opportunity where Japanese and non-Japanese people can interact. For additional multilingual resources and general help, please feel free to visit and call.

Kitakami International Assembly Hall Phone: 0197-63-4497
c/o Kitakami Shogai Gakushu Center 1-3-1, Odori, Kitakami
E-mail: kiah@kitakami.ne.jp

Open on Monday to Saturday, 13:00 to 19:00

Closed on Sundays, holidays, 3rd Wednesdays and year-end to New Year holidays



Website



Facebook



Consultation Relevant to Non-Japanese Residents

Consultations for Non-Japanese Residents (reservation needed if you need an interpreter)

Place: Kitakami Shogai Gakushu Center(Kitakami Lifelong Learning Center)meeting room

Day and Time: Every 4th Thursday, 14:00 to 17:00